

**社会復帰促進等事業に関する令和2年度成果目標の実績評価
及び令和3年度成果目標**

目 次

令和３年度 事業番号	令和２年度 事業番号	事業名	頁
1	1	外科後処置等経費	1
2	2	義肢等補装具支給経費	2
3	3	特殊疾病アフターケア実施費	3
4	4	社会復帰特別対策援護経費	4
5	5	C0 中毒患者に係る特別対策事業経費	5
6	6	独立行政法人労働者健康安全機構運営費・施設整備費	7
7	7	労災疾病臨床研究事業費補助金事業	16
8	8	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料支給費	17
9	9	労災就学等援護経費	18
10	10	労災ケアサポート事業経費	19
11	11	休業補償特別援護経費	21
12	12	長期家族介護者に対する援護経費	22
13	13	労災特別介護施設運営費・設置経費	23
14	14	労災診療被災労働者援護事業補助事業費	25
15	16	過労死等防止対策推進経費	26
16	17	安全衛生啓発指導等経費	28
17	21	職業病予防対策の推進	31
18	22	じん肺等対策事業	34
19	23	職場における受動喫煙対策事業	36
20	24	職場における化学物質管理促進のための総合対策	38
21	25	産業保健活動総合支援事業	40
22	26	働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着による長時間労働の抑制等のための取組	42
23	27	メンタルヘルス対策等事業	45
24	28	治療と職業生活の両立等の支援手法の開発	47
25	29	職場におけるハラスメントへの総合的な対応等労働者健康管理啓発等経費	48
26	30	建設業等における労働災害防止対策費	50
27	31	第三次産業等労働災害防止対策支援事業	52
28	32	林業従事労働者等における安全衛生対策の推進事業	54
29	33	機械等の災害防止対策費	55
30	35	自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等	57

31	36	家内労働安全衛生管理費	59
32	37	女性就業支援・母性健康管理等対策費	61
33	38	多言語相談支援事業	64
34	39	外国人技能実習機構に対する交付金	65
35	41	労働災害防止対策費補助金経費	67
36	42	産業医学振興経費	69
37	44	未払賃金立替払事務実施費	71
38	45	過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し	73
39	46	テレワーク普及促進等対策	76
40	47	医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組	78
41	48	中小企業退職金共済事業経費	80
42	49	独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費・施設整備費	82
43	50	個別労働紛争対策費	84
44	51	雇用労働センター設置・運営経費	86

事業名		外科後処置等経費							事業番号 (令和3年度)	1
									事業番号 (令和2年度)	1
事業の別		社会復帰促進事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号)							担当係	福祉係
実施主体		都道府県労働局								
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	傷病の治癒後に障害が残った被災労働者の社会復帰の促進を図ることを目的に、労災保険給付を補完するものとして、症状固定後の被災労働者に対し、義肢装着のための断端部の再手術、醜状の軽減のための再手術を行う等、外科後処置に要する費用を支給するもの。被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであるため、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。								
	対象 (誰／何を対象に)	症状固定後の被災労働者								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	外科後処置により障害(補償)給付の原因である障害によって喪失した労働能力を回復し、又は醜状を軽減し得る見込みのある者等に対し、実施医療機関において手術その他の医療等の給付を行う。 また、外科後処置のため通院に要する費用を支給する。								
	実施体制	都道府県労働局において、手術等に要した費用及びそのための旅費に関する申請に基づき支給を行う。								
29年度予算額 (千円)		52,025	30年度予算額 (千円)	54,951	令和元年度 予算額 (千円)	60,601	令和2年度 予算額 (千円)	54,617	令和3年度 予算額 (千円)	46,079
29年度決算額 (千円)		55,999	30年度決算額 (千円)	45,336	令和元年度 決算額 (千円)	30,314	令和2年度 決算額 (千円)	39,796	令和3年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
29年度 予算執行率 (%)		107.6	30年度 予算執行率 (%)	82.5	令和元年度 予算執行率 (%)	50.0	令和2年度 予算執行率(%)	72.9		
令和元年度評価とそれを踏まえた令和3年度事業の見直し		令和元年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
2 年度 目標	アウトカム 指標	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%以上とする。			2 年度 実績	アウトカム 指標 【○】	84.4% (申請件数:90件、1か月以内に決定した件数:76件)			
	アウトプット 指標	申請について、本省通達等に基づいて適正に処理を行う。				アウトプット 指標 【○】	申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。			
2年度目標を達成(未達成)の理由(原因)・今後の課題		標準処理期間(1か月)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として、業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行うことを定めており、これに基づく適正な処理が行われたため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題		引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。								
評価		A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					
令和3年度事業概要		令和元年度と同様								
令和3年度目標 (アウトカム指標)		申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%以上とする。								
令和3年度目標 (アウトプット指標)		申請について、本省通達等に基づいて適正に処理を行う。								
令和3年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)		外科後処置等経費については、支給対象者等から申請があった際に、審査し、支給する事業であり、申請者の満足度等の測定になじまないが、それに代わり申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めることができるよう目標を設定した。 なお、アウトプット指標については、本経費が被災労働者の申請に基づき給付を行うものであり、定量的な活動指標を示すことが困難であるため、被災労働者の支援を図るべく、申請を適正に処理することを目標とした。								
令和3年度予算概算要求の主要事項との関係		-								
令和4年度要求に向けた事業の方向性		執行実績等を踏まえ、要求を行い、引き続き適切に実施する。								

事業名		義肢等補装具費支給経費						事業番号 (令和3年度)	2	
								事業番号 (令和2年度)	2	
事業の別		社会復帰促進事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号)						担当係	福祉係	
実施主体		都道府県労働局								
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	傷病の治癒後に障害が残った被災労働者の社会復帰の促進を図ることを目的に、労災保険給付を補完するものとして、症状固定後の被災労働者が、両上下肢の亡失、機能障害等により義肢等補装具を必要とする場合に、その購入等に要した費用を支給するもの。被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであるため、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。								
	対象 (誰／何を対象に)	症状固定後の被災労働者								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	義肢等補装具業者との契約により義肢等補装具を注文、製作等した場合において、その費用を被災労働者本人又は委任された義肢等補装具業者に対し支給する。また、義肢等補装具の採型等に要する旅費を支給する。								
	実施体制	厚生労働省本省及び都道府県労働局において、義肢等補装具の購入等に要した費用及びその装着等に要する旅費に関する費用について申請に基づき支給を行う。								
29年度予算額 (千円)		3,361,584	30年度予算額 (千円)	2,957,881	令和元年度 予算額 (千円)	2,979,074	令和2年度 予算額 (千円)	3,525,692	令和3年度 予算額 (千円)	3,144,697
29年度決算額 (千円)		2,754,955	30年度決算額 (千円)	2,946,995	令和元年度 決算額 (千円)	2,930,246	令和2年度 決算額 (千円)	3,318,998	令和3年度 雇用勘定予算額 0 (千円) 一般勘定予算額 0 (千円)	
29年度 予算執行率 (%)		82.1	30年度 予算執行率 (%)	99.8	令和元年度 予算執行率 (%)	98.4	令和2年度 予算執行率(%)	94.1	※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
令和元年度評価と それを踏まえた 令和3年度事業の 見直し		令和元年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
2 年 度 目 標	アウトカム 指標	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を85%以上とする。			2 年 度 実 績	アウトカム 指標 【○】	95.5% (申請件数:9,621件、1か月以内に決定した件数:9,192件)			
	アウトプット 指標	申請について、本省通達等に基づいて適正に処理を行う。				アウトプット 指標 【○】	申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。			
2年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題		標準処理期間(1か月)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として、業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行うことを定めており、これに基づく適正な処理が行われたため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題		引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。								
評価		A			引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。					
令和3年度 事業概要		令和元年度と同様								
令和3年度目標 (アウトカム指標)		申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を85%以上とする。								
令和3年度目標 (アウトプット指標)		申請について、本省通達等に基づいて適正に処理を行う。								
令和3年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場合はその理由)		義肢等補装具支給経費については、支給対象者等から申請があった際に、審査し、支給する事業であり、申請者の満足度等の測定になじまないが、それに代わり申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めることができるよう目標を設定した。 なお、アウトプット指標については、本経費が被災労働者の申請に基づき給付を行うものであり、定量的な活動指標を示すことが困難であるため、被災労働者の支援を図るべく、申請を適正に処理することを目標とした。								
令和3年度予算概算 要求の主要事項 との関係		-								
令和4年度要求に 向けた事業の 方向性		執行実績等を踏まえ、要求を行い、引き続き適切に実施する。								

事業名		特殊疾病アフターケア実施費							事業番号 (令和3年度)	3
									事業番号 (令和2年度)	3
事業の別		社会復帰促進事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号)							担当係	福祉係
実施主体		都道府県労働局								
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	傷病の治癒後に障害が残った被災労働者の社会復帰の促進を図ることを目的に、労災保険給付を補完するものとして、症状固定後の被災労働者が、後遺症状に動揺をきたしたり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれのある場合、医療機関で診察、保健指導、薬剤の支給及び検査等の必要な措置を行うとともに、症状固定後に必要な措置を行い、また、その通院に要する費用を支給するもの。被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであるため、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。								
	対象 (誰／何を対象に)	症状固定後の被災労働者								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	症状固定後も後遺症状に動揺をきたしたり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれのあるせき髄損傷、精神障害等の20傷病を対象として、医療機関での診察、保健指導、薬剤の支給及び検査等の必要な措置を行う。 また、アフターケアのための通院に要する費用を支給する。								
	実施体制	都道府県労働局においてアフターケアの健康管理手帳の交付事務を行い、厚生労働省本省においてこれに係る費用(委託費・通院費)の支給を行う。								
29年度予算額 (千円)		3,857,635	30年度予算額 (千円)	3,831,287	令和元年度 予算額 (千円)	3,837,299	令和2年度 予算額 (千円)	3,787,294	令和3年度 予算額 (千円)	3,636,894
29年度決算額 (千円)		3,526,832	30年度決算額 (千円)	3,371,473	令和元年度 決算額 (千円)	3,373,479	令和2年度 決算額 (千円)	3,327,518	令和3年度 雇用勘定予算額 0(千円)	
29年度 予算執行率 (%)		91.9	30年度 予算執行率 (%)	88.4	令和元年度 予算執行率 (%)	87.9	令和2年度 予算執行率(%)	87.9	一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
令和元年度評価と それを踏まえた 令和3年度事業の 見直し		令和元年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
2 年 度 目 標	アウトカム 指標	健康管理手帳の交付申請及び通院費の請求から決定までに要する期間を1か月とし、その期間内に決定した割合を80%以上とする。			2 年 度 実 績	アウトカム 指標 【○】	80.3% (申請件数:3,998件、1か月以内に決定した件数:3,209件)			
	アウトプット 指標	申請について、本省通達等に基づいて適正に処理を行う。				アウトプット 指標 【○】	申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。			
2年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題		標準処理期間(1か月)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として、業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行うことを定めており、これに基づく適正な処理が行われたため。								
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題		引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。								
評価		A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					
令和3年度 事業概要		令和元年度と同様								
令和3年度目標 (アウトカム指標)		健康管理手帳の交付申請及び通院費の請求から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%以上とする。								
令和3年度目標 (アウトプット指標)		申請について、本省通達等に基づいて適正に処理を行う。								
令和3年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)		特殊疾病アフターケア実施費については、支給対象者等から申請があった際に、審査し、支給する事業であり、申請者の満足度等の測定になじまないが、それに代わり申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めることができるよう目標を設定した。 なお、アウトプット指標については、本経費が被災労働者の申請に基づき給付を行うものであり、定量的な活動指標を示すことが困難であるため、被災労働者の支援を図るべく、申請を適正に処理することを目標とした。								
令和3年度予算概算 要求の主要事項 との関係		-								
令和4年度要求に 向けた事業の 方向性		執行実績等を踏まえ、要求を行い、引き続き適切に実施する。								

事業名		CO中毒患者に係る特別対策事業経費						事業番号 (令和3年度)	5	
								事業番号 (令和2年度)	5	
事業の別		社会復帰促進事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号)						担当係	機構・団体管理室 機構調整第二係	
実施主体		(一社)福岡県社会保険医療協会 社会保険大牟田吉野病院								
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(昭和42年法律第92号)11条に基づき、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症患者(以下「CO中毒患者」という。)のリハビリテーション施設として運営されていた大牟田労災病院が、「労災病院の再編計画」(平成16年3月30日厚生労働省策定)により、平成17年度末に廃止されたことから、従前、国が大牟田労災病院に行かせていた機能・役割を引き続き確保するため、後継の医療機関において、CO中毒患者の特性を十分考慮した診療体制や社会復帰促進支援体制を整備する。 本事業は、CO中毒患者の特性を十分考慮した診療体制、社会復帰促進支援体制を整備するものであり、労働者災害補償保険法29条1項1号に規定される「被災労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業」に該当するため、社会復帰促進等事業で行うべきものである。								
	対象 (誰／何を対象に)	(一社)福岡県社会保険医療協会 社会保険大牟田吉野病院に対し、CO中毒患者に係る特別対策事業を業務委託する。								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	CO中毒患者特有の症状に応じた適切な医療等を提供するため、次の業務を委託する。 ・医療、看護体制等の整備 ・リハビリテーション(グループワーク等)の実施 ・レクリエーションの実施 ・送迎の実施								
	実施体制	(一社)福岡県社会保険医療協会 社会保険大牟田吉野病院								
29年度予算額 (千円)		453,942	30年度予算額 (千円)	469,029	令和元年度 予算額 (千円)	480,570	令和2年度 予算額 (千円)	498,674	令和3年度 予算額 (千円)	499,072
29年度決算額 (千円)		453,942	30年度決算額 (千円)	469,029	令和元年度 決算額 (千円)	480,570	令和2年度 決算額 (千円)	498,564	令和3年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円)	
29年度 予算執行率 (%)		100.0	30年度 予算執行率 (%)	100.0	令和元年度 予算執行率 (%)	100.0	令和2年度 予算執行率(%)	100.0	※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
令和元年度評価と それを踏まえた 令和3年度事業の 見直し		令和元年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
2 年 度 目 標	アウトカム 指標	CO中毒患者の特有の症状に応じた適切な医療等を提供することを目的として、当該患者の特性を十分考慮した診療体制等を整備する。その一環として実施するグループワークの年間実施日数をアウトカム指標とし、令和2年度においては年間141日以上とする。			2 年 度 実 績	アウトカム 指標 【○】	・令和2年度においてはグループワークの年間実施日数は151日であった。 【目標達成の理由】 委託先医療機関に対し、適宜、必要な指導等を行うことにより、グループワークを行うための診療体制の整備を図ることができたため。			
	アウトプット 指標	委託内容に基づき、委託先において、次の事項について適切に実施する。 ・患者に必要なリハビリテーションを適切に実施するための人員(10名を基本とする)を確保する。 ・高齢化した患者の看護負担の軽減等を図るため、療養生活を支援するための人員(患者2名につき1名を基本とする)を配置する。				アウトプット 指標 【○】	・リハビリテーションを適切に実施するための人員を10名を確保した。 ・患者2名あたり1.5名の療養生活を支援するための人員を配置した。 【目標達成の理由】 委託先医療機関に対し、適宜、必要な指導等を行うことにより、リハビリテーション等を行うための診療体制の整備を図ることができたため。			
2年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題		委託先医療機関に対し、適宜、必要な指導等を行うことにより、目標を達成した。								
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題		引き続き、委託先期間に対し、適宜、必要な指導を行うなどして、グループワーク、リハビリテーション等を行うための診療体制の整備に努める。								
評価		A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					
令和3年度 事業概要		令和2年度と同様								
令和3年度目標 (アウトカム指標)		CO中毒患者の特有の症状に応じた適切な医療等を提供することを目的として、当該患者の特性を十分考慮した診療体制等を整備する。その一環として実施するグループワークの年間実施日数をアウトカム指標とし、令和3年度においては年間141日以上とする。								
令和3年度目標 (アウトプット指標)		委託内容に基づき、委託先において、次の事項について適切に実施する。 ・患者に必要なリハビリテーションを適切に実施するための人員(10名を基本とする)を確保する。 ・高齢化した患者の看護負担の軽減等を図るため、療養生活を支援するための人員(患者2名につき1名を基本とする)を配置する。								

令和3年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方（アウトカム指標設定が困難な場合はその理由）	上記のアウトカム指標は、本事業の目的である、CO中毒患者の特性を十分考慮した診療体制等や社会復帰促進支援体制等の整備による成果を計測するためのものであることから、入院患者の症状に応じた適切な医療等を提供するために必要な実施日数を水準とした。 なお、実施日数は以下のとおり算出した。 ・週の実施日数(3日間)×年間47週(52週(1年間の週数)－5週(休日の合計週数))＝141日
令和3年度予算概算要求の主要事項との関係	—
令和4年度要求に向けた事業の方向性	以下の理由により今後も引き続き実施する必要がある。 ①炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(昭和42年法律第92号)11条において、「政府は、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症にかかった被災労働者のためのリハビリテーション施設の整備に努めなければならない」と規定されていること ②平成16年、坂口厚生労働大臣(当時)が国会の場において、患者については国が最後まで責任を持って対応していきたいと考えている旨の答弁をしていること ③CO中毒による入院患者は、現在、平均年齢が80歳を超えていることや、その特性から療養環境を変えることは医療上問題があること

事業名		独立行政法人労働者健康安全機構運営費、施設整備費 (1)労災病院の運営 (2)医療リハビリテーションセンターの運営 (3)総合せき損センターの運営 (4)産業殉職者慰霊事業 (5)治療就労両立支援センターの運営 (6)労働安全衛生総合研究所の運営 (7)日本バイオアッセイ研究センターの運営 (8)独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費	事業番号 (令和3年度)	6
			事業番号 (令和2年度)	6
事業の別		社会復帰促進事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号):(1)～(3)、(5)、(8) 被災労働者援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号):(4) 安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号):(6)～(8)	担当係	機構・団体管理室 機構調整第一係
実施主体		(独)労働者健康安全機構		
目的及び必要性 (何のため)	(1)労災病院の運営 全国に29の労災病院を有し、労災病院ネットワークを形成し、労災疾病等に関する予防から治療、リハビリテーション、職場復帰に至る一貫した高度・専門的医療を提供する。 ※労災病院の運営、施設整備は、全て自前収入(医業収入)で賄っている。 (2)医療リハビリテーションセンターの運営 労働災害等による四肢・脊椎の障害、頭部外傷等による中枢神経麻痺などの障害を被った労働者に対し、高度かつ専門的な医療水準の治療及び医学的リハビリテーションを行うため、医療リハビリテーションセンター(1か所)を設置し、専門のリハビリテーションスタッフが、被災労働者等の病気やけがの機能障害レベル、生活様式・職業・家庭状況などを総合的に判断し、治療プログラムを作成するなどにより対応する。また、生活支援機器等の開発も行う。さらに、隣接する職業リハビリテーションセンター((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営)との連携の下に、被災労働者の職場・自宅復帰を図る。 (3)総合せき損センターの運営 労働災害等による外傷により脊椎、せき髄に重度の障害を被った労働者に対し、受傷直後から一貫したチーム医療を実施するとともに、高度かつ専門的な医療水準の治療及び医学的リハビリテーションを行い、早期の職場・自宅復帰を図るため、総合せき損センター(2か所)を設置する。この施設では、総合的なせき髄損傷の専門施設として、重度障害者が麻痺を克服し、生活自立を目指すため、治療からリハビリテーションを行い、さらに、重度障害者の支援機器等の開発などを行う。 (4)産業殉職者慰霊事業 産業災害により殉職された人を慰霊するため、高尾みこころも霊堂で、毎年秋に各都道府県の遺族代表を始め政財界、労働団体の代表等の参列の下、産業殉職者合祀慰霊式を行う。 (5)治療就労両立支援センターの運営 全国9か所に治療就労両立支援センターを設置し、作業態様と疾病の発症との因果関係の情報収集及び調査研究、労働者に対する健康相談及び指導(①作業関連疾患の発症の予防及び増悪の防止②傷病による休業等からの職場復帰③治療と就労の両立)に係る事例の収集・集積等を実施する。 (1)から(5)については、独立行政法人評価に関する有識者会議に諮り、必要な意見の提言を受けている。 (6)労働安全衛生総合研究所の運営 応用研究の基本である測定や分析等の基盤技術の研究を行うほか、労働災害の発生現場における原因調査、事業場の労働現場の実態把握等を踏まえて研究課題を選定し、研究所内の実験設備及び現場を用いた再現実験等を通して災害原因の詳細な究明と防止策について調査及び研究を行う。また、研究の成果については、行政施策の策定に活用されるほか、論文等として一般に公表している。その他、重大な労働災害や原因究明が困難な労働災害について、行政の要請を受けて研究員を派遣し、災害調査の実施を通して災害原因を科学技術的な側面から究明した上で、行政に報告する。 (7)日本バイオアッセイ研究センターの運営 吸入ばく露試験等の化学物質に係る発がん性試験等を計画的に実施する。 (8)独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費 中期計画等で定めた施設整備計画に基づき、増改築等工事や機器整備を実施する。			
	対象 (誰／何を対象に)	(1)労働者・労災指定医療機関等 (2)(3)被災労働者 (4)産業殉職者及びその遺族 (5)労働者 (6)事業者、労働者 (7)事業場で取り扱われる化学物質 (8)(独)労働者健康安全機構が運営する施設		

事業／制度概要	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	(1)労災病院の運営 全国に29の労災病院を有し、労災病院ネットワークを形成し、労災疾病等に関する予防から治療、リハビリテーション、職場復帰に至る一貫した高度・専門的医療を提供する。 ※労災病院の運営、施設整備は、全て自前収入(医業収入)で賄っている。 (2)医療リハビリテーションセンターの運営 労働災害等による四肢・脊椎の障害、頭部外傷等による中枢神経麻痺などの障害を被った労働者に対し、高度かつ専門的な医療水準の治療及び医学的リハビリテーションを行うため、医療リハビリテーションセンター(1か所)を設置し、専門のリハビリテーションスタッフが、被災労働者等の病気やけがの機能障害レベル、生活様式・職業・家庭状況などを総合的に判断し、治療プログラムを作成するなどにより対応する。また、生活支援機器等の開発も行う。さらに、隣接する職業リハビリテーションセンター((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営)との連携の下に、被災労働者の職場・自宅復帰を図る。 (3)総合せき損センターの運営 労働災害等による外傷により脊椎、せき髄に重度の障害を被った労働者に対し、受傷直後から一貫したチーム医療を実施するとともに、高度かつ専門的な医療水準の治療及び医学的リハビリテーションを行い、早期の職場・自宅復帰を図るため、総合せき損センター(2か所)を設置する。この施設では、総合的ななせき髄損傷の専門施設として、重度障害者が麻痺を克服し、生活自立を目指すため、治療からリハビリテーションを行い、さらに、重度障害者の支援機器等の開発などを行う。 (4)産業殉職者慰霊事業 産業災害により殉職された人を慰霊するため、高尾みこも霊堂で、毎年秋に各都道府県の遺族代表を始め政財界、労働団体の代表等の参列の下、産業殉職者合祀慰霊式を行う。 (5)治療就労両立支援センターの運営 全国9か所に治療就労両立支援センターを設置し、作業態様と疾病の発症との因果関係の情報収集及び調査研究、労働者に対する健康相談及び指導(①作業関連疾患の発症の予防及び増悪の防止②傷病による休業等からの職場復帰③治療と就労の両立)に係る事例の収集・集積等を実施する。 (1)から(5)については、独立行政法人評価に関する有識者会議に諮り、必要な意見の提言を受けている。 (6)労働安全衛生総合研究所の運営 応用研究の基本である測定や分析等の基盤技術の研究を行うほか、労働災害の発生現場における原因調査、事業場の労働現場の実態把握等を踏まえて研究課題を選定し、研究所内の実験設備及び現場を用いた再現実験等を通して災害原因の詳細な究明と防止策について調査及び研究を行う。また、研究の成果については、行政施策の策定に活用されるほか、論文等として一般に公表している。その他、重大な労働災害や原因究明が困難な労働災害について、行政の要請を受けて研究員を派遣し、災害調査の実施を通して災害原因を科学技術的な側面から究明した上で、行政に報告する。 (7)日本バイオアッセイ研究センターの運営 吸入ばく露試験等の化学物質に係る発がん性試験等を計画的に実施する。 (8)独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費 中期計画等で定めた施設整備計画に基づき、増改築等工事や機器整備を実施する。							
	実施体制	(独)労働者健康安全機構において実施							
運営費交付金 29年度予算額 (千円)	9,726,443	運営費交付金 30年度予算額 (千円)	9,646,667	運営費交付金 令和元年度 予算額 (千円)	10,195,027	運営費交付金 令和2年度 予算額 (千円)	11,232,396	運営費交付金 令和3年度 予算額 (千円)	12,022,985
29年度決算額 (千円)	9,986,100	30年度決算額 (千円)	10,208,130	令和元年度 決算額 (千円)	9,991,749	令和2年度 決算額 (千円)	9781474	令和3年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
29年度 予算執行率 (%)	97.6	30年度 予算執行率 (%)	105.8	令和元年度 予算執行率 (%)	98.0	令和2年度 予算執行率(%)	87.1		
施設整備費補助金 29年度予算額 (千円)	3,955,974 (30年度への 繰越額 1,007,545)	施設整備費補助 金 30年度予算額 (千円)	4,009,819 (令和元年度 への繰越額 376,575)	施設整備費補助 金 令和元年度 予算額 (千円)	2,985,529 (令和2年度への 繰越額 689,852)	施設整備費補助 金 令和2年度 予算額 (千円)	3,483,982 (令和3年度への 繰越額121,843)	施設整備費補助 金 令和3年度 予算額 (千円)	1,439,507
29年度決算額 (千円)	2,877,864	30年度決算額 (千円)	3,330,689	令和元年度 決算額 (千円)	2,205,325	令和2年度 決算額 (千円)	3173455	令和3年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
29年度 予算執行率 (%)	97.6	30年度 予算執行率 (%)	91.7	令和元年度 予算執行率 (%)	96.1	令和2年度 予算執行率(%)	91.1		
令和元年度評価と それを踏まえた 令和3年度事業の 見直し	令和元年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						

		(1)労災病院の運営 ①患者の意向を尊重し、良質で安全な医療を提供するため、患者満足度調査を実施し、患者から満足のいく医療が受けられている旨の評価を全病院平均で入院90%以上、外来75%以上、入外平均80%以上得る。 ②患者紹介に関する地域の医療機関等との連携機能を強化すること等により、労災病院全体で地域医療支援病院の基準以上である「患者紹介率を76%以上、逆紹介率63%以上」を確保する。 ③地域における高度医療機器の利用促進を図るため、ホームページ、診療案内等による広報を実施し、高度医療機器を用いた受託検査を延べ35,000件以上実施する。 ④安定的な病院運営を図るため、医療サービスの質の向上や所在する医療圏の地域医療構想、人口動態等を踏まえた適正な診療機能の検討を行うとともに、地域包括ケアシステムの構築における各労災病院の取組を推進することにより、病床利用率を76.2%以上とする。			(1) ①患者満足度:86.6% ※入院92.5%、外来81.9%、入院外来平均86.6% ②患者紹介率:79.3%、患者逆紹介率:70.5% ③高度医療機器を用いた受託検査:32,698件 ④病床利用率:72.8%
		(2)医療リハビリテーションセンターの運営 四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師、MSWなどが連携し、高度専門的医療を提供するとともに、職業リハビリテーションセンターをはじめ関係機関との連携強化に取り組むことにより、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。			(2) 医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合:90.7% ※医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者78人／四肢脊椎の障害・中枢神経麻痺患者の退院患者数86人
		(3)総合せき損センターの運営 外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師、MSWなどが連携し、受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度専門的医療の提供に努め、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。			(3) 医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合:83.4% ※医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者121人／外傷性脊椎・せき髄損傷患者の退院患者数145人
	アウトカム指標	(4)産業殉職者慰霊事業 慰霊式及び霊堂についての満足度調査を実施し、来堂者、遺族等から慰霊の場にふさわしいとの評価を90%以上得る。		アウトカム指標 【(1)①〇②〇③×④×(2)～(8)〇】	(4) 慰霊の場にふさわしいとの評価:100% ※満足の評価44人／参拝者・参列者(アンケート回答者)44人
		(5)治療就労両立支援センターの運営 治療と仕事の両立について支援した罹患者に対し、病院、職場及び両立支援コーディネーターそれぞれの対応に関してアンケートを行い、病院、職場及び両立支援コーディネーターによるトライアングル型サポート体制が有用であった旨の評価を80%以上から得る。			(5) 有用であった旨の評価:90.6% ※「有用であった」旨の回答87件／回答者数96件
		(6)労働安全衛生総合研究所の運営 第4期中期目標(5年間で50件)に向けて、調査及び研究で得られた科学的知見を活用し、労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等への貢献の件数を10件以上とする。	2年度実績		(6) 労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等への貢献の件数:16件

2 年 度 目 標		(7)日本バイオアッセイ研究センターの運営 発がん性試験等の成果を厚労省行政検討会に提供するほか、国内外に発信し、有害性評価の進展に資する。		(7) 長期吸入試験等について、厚生労働省の「化学物質のリスク評価検討会(R2.10.5有害性評価小委員会、R2.6.11発がん性評価ワーキンググループ、R3.2.25遺伝毒性評価ワーキンググループ)」に報告し、試験結果の評価が行われた。 また、試験結果がIARC(国際がん研究機関)等海外の研究機関においても評価され、国際誌に掲載された(2020.10～11IARC monograph Vol.128会議、2020.11.27 Lancet Oncology誌等)。
		(8)独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費 ①「独立行政法人における調達等合理化計画の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、随意契約の事前点検等、調達の合理化に努めることとし、「契約監視委員会」についても年間4回以上開催、契約の点検を実施し契約の適正化を図る。 ②契約締結状況については、(独)労働者健康安全機構のホームページで公表し、引き続き透明性を確保する。		(8) ①調達等合理化計画に基づき、随意契約審査会による随意契約の事前点検等を実施、また、「契約監視委員会」についても引き続き計4回(6月、9月、12月、3月)開催、契約の点検を実施し事務処理等の適正化を図った。 ②契約締結状況をホームページで随時公表した。
アウトプット 指標		(1)労災病院の運営 ①地域医療を支援するため、地域の医療機関の医師等に対し、診療時間帯に配慮しながら症例検討会や講習会等を行うことにより、年間840回以上の講習を実施する。 ②医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や労働者を対象としたモデル予防情報などのデータベースを掲載したホームページにおいて、70万件以上のアクセス数を得る。 ③各労災病院から治験コーディネーター研修等への積極的な職員派遣による治験実施体制の強化、労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うことにより、治験症例数を4,180件以上確保する。	アウトプット 指標 【(1)①×②〇 ③〇(2)～(8) 〇】	(1) ①症例検討会及び講習の実施件数:308件 ②労災疾病研究に関するホームページへのアクセス数:1,174,156件 ③治験症例数:4,546件
		(2)医療リハビリテーションセンターの運営 年間12回を目標に職業リハビリテーションセンター((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構)との間で、職業評価会議を開催し、個々の患者のリハビリテーションの評価を行い、患者毎のリハビリテーションのプログラムの改良及び退院後のケア(OA講習等)を実施し、社会復帰の促進を図る。		(2) 職業評価会議(運営協議会、OA講習を含む。)の実施件数:12回
		(3)総合せき損センターの運営 多職種間でせき損検討会を開催し、年間100症例を目標に、患者毎のリハビリテーションプログラムの改良等を実施し、社会復帰の促進を図る。		(3) せき損検討会の開催実績:25回開催、検討症例実績:139症例
		(4)産業殉職者慰霊事業 満足度調査に基づく参拝者等からの要望等について、年4回以上の検討会を開催する。		(4) 検討会の開催実績:4回
		(5)治療就労両立支援センターの運営 ①第3期中期目標期間中に開発した予防法・指導法について、産業保健総合支援センターを介し、事業場への普及啓発を行う。令和元年度から開始した研究テーマについて、事例の集積を行うため、引き続き生活習慣病等の指導を実践する。 ②両立支援マニュアルを活用して、両立支援コーディネーターを中心とした支援チームにより、職場復帰や治療と仕事の両立支援の事例収集を行う。併せて、収集した支援事例をもとに、地域における企業の担当者等を招いた形での事例検討会を実施する。令和元年度に更新した両立支援マニュアルを、研修会を通じて普及を図る。		(5) ①第3期中期目標期間中に開発した予防法・指導法の成果物である「深夜勤務者のための食生活ガイドブック」等について、全国の産業保健総合支援センターを介し、事業場への普及を行った。令和元年度から開始した研究テーマ(19件)について、事例の集積を行うため、生活習慣病等の指導を実践し、「予防医療モデル調査研究に関する検討会」において中間評価を行った。 ②令和元年度から支援対象を全ての疾患に拡大し、引き続き両立支援チームにより両立支援の事例収集を行った。また、事例検討会については、両立支援コーディネーター基礎研修修了者及び地域企業等の人事・労務担当者を対象とし、23か所の産業保健総合支援センターにおいて実施した。さらに、医療機関向け両立支援マニュアルについては、「治療と仕事の両立支援コーディネーターマニュアル」の更新を行い、両立支援コーディネーター基礎研修のテキストとして活用し、コーディネーターの養成を行った(令和2年度3,402人養成)。

		(6)労働安全衛生総合研究所の運営 第4期中期目標に基づくプロジェクト研究18課題を実施する。			(6) プロジェクト研究課題実施数：18件																								
		(7)日本バイオアッセイ研究センターの運営 国が指定した物質について、長期吸入試験をGLP基準に従い実施する。			(7) 対象物質に係る発がん性試験を適正に実施した結果、一定の有害性が認められた2-プロモプロパン(ラット：2週間、13週間、がん原性試験)の試験結果を厚生労働省HPIに公表した。																								
		(8)独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費 令和2年度度施設整備計画に基づき、十分な公告期間の確保や資格要件等の緩和などにより一層の競争性を確保し、適正に施設整備を実施する。			(8) 令和2年度施設整備計画に基づき、適切な調達を行った。																								
2年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題		(1)労災病院の運営 ＜患者満足度＞ 利用者の視点に立った医療サービス提供のため、各労災病院に設置された患者サービス委員会の活動を通じて、患者満足度調査の調査結果を業務の改善に反映するとともに、良質で安全な医療を提供するため各労災病院で「労災病院間医療安全相互チェック」を実施したことに加え、職員一人一人の医療安全に関する知識・意識の向上を図るため、医療安全に関する研修を開催し、また、医療の安全性及び透明性の向上により患者からの信頼を確保できたため。 ＜患者紹介率・逆紹介率＞ いずれも目標値を上回った。 なお、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、新型コロナウイルス感染症の感染リスク回避による開業医への受診抑制により、紹介件数、逆紹介件数ともに件数自体は、前年度を下回っている。 ＜高度医療機器を用いた受託検査＞ 緊急事態宣言の解除を受け、紹介患者数確保のための開業医への訪問の再開、検査時における新型コロナウイルス感染症対策の徹底、各労災病院の感染症対策状況をホームページ及び広報誌で周知する取組を実施し、件数の確保に努めたが、患者による新型コロナウイルス感染症の感染リスク回避のための開業医への受診抑制により、各労災病院への紹介患者による検査依頼数が減少したことが大きな要因である。 (受託検査件数四半期推移) R1：(第1四半期)9,488件→(第2四半期)9,178件→(第3四半期)9,548件→(第4四半期)8,356件 合計36,570件 R2：(第1四半期)6,923件→(第2四半期)8,240件→(第3四半期)9,551件→(第4四半期)7,984件 合計32,698件 ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大が始まったR2.3月から件数が減少し、「緊急事態宣言」が発令されたR2年度第1四半期では対前年同期比で70%となっている。その後、件数は前年と同水準値に戻ったものの、R3.1月の「緊急事態宣言」の再発令により再び件数は減少した。 ＜病床利用率＞ 緊急事態宣言の発令により、行政の要請によるコロナ専用病床の確保及び同一病棟における院内感染防止のための一部病床の休床、緊急を要しない患者の入院の延期、関連学会による院内感染防止の提言を踏まえた一部診療科の手術制限等により入院患者数を確保できなかったこと、開業医への受診抑制に伴う開業医からの各労災病院への紹介患者数の減少による各労災病院の新規入院患者数の減少が要因である。また、PCR等検査機器の積極導入及び当該検査の実施による新型コロナウイルス感染症対策の徹底、ホームページや院外報による感染対策の周知並びに紹介患者数確保のための開業医への訪問について一部再開を行ったものの、従来の患者数を確保することができなかった。 なお、コロナ専用病床を除くと、令和2年度の一般病床の病床利用率は76.6%であり、目標値(76.2%)は達成している。 (病床利用率四半期推移) <table> <tr> <th></th><th>第1四半期</th><th>第2四半期</th><th>第3四半期</th><th>第4四半期</th><th>累計</th></tr> <tr> <td>R1年度</td><td>79.8%</td><td>79.7%</td><td>79.8%</td><td>81.3%</td><td>80.2%</td></tr> <tr> <td>R2年度</td><td>68.7%</td><td>72.3%</td><td>75.2%</td><td>75.0%</td><td>72.8%</td></tr> <tr> <td>コロナ除く</td><td>72.4%</td><td>75.3%</td><td>78.7%</td><td>80.0%</td><td>76.6%</td></tr> </table> ＜地域の医療機関の医師等に対する講習会等開催回数＞ 症例検討会及び講習会是对面・集合形式により殆どが病院内で実施されるものであるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から密とならない広さの会場の確保が必要であり、病院で条件を満たす会場は新型コロナウイルス感染症対策のために、感染対策本部会議・院内感染対策委員会等の開催を優先する必要があった。症例検討会の院外開催も検討したものの、構成員が前述の会議への出席が必要であることや、症例検討会に使用する医療用高精細モニターの院外持ち出しが不可能なことから、開催に向けて会場の融通を可能な限り調整したものの、開催回数を減少せざるを得なかった。また、院外の会場で地域住民を対象とした講習会を計画していたが、緊急事態宣言の発令により、予定していた会場が休館したことから中止せざるを得なかったことも要因の一つである。このため、急遽電子(WEB)会議システム形式による講習会の実施に努めたが、目標回数に達することができなかった。 (開催回数四半期推移) R1：(第1四半期)198回→(第2四半期)230回→(第3四半期)310回→(第4四半期)154回 合計892回 R2：(第1四半期)26回→(第2四半期)71回→(第3四半期)105回→(第4四半期)108回 合計310回 ※新型コロナウイルス感染症の影響拡大が始まったR2.3月から開催回数が減少し、R2年度第1四半期では回数が激減している。その後、一部講習会のWEB形式開催等感染対策を考慮した開催形式の採用により、回数は徐々に回復している。 (参考) WEB形式：(第1四半期)7回→(第2四半期)15回→(第3四半期)30回→(第4四半期)26回 合計 78回 ＜労災疾病研究に関するホームページへのアクセス数＞ 両立支援コーディネーター研修の参加者等へのPRリーフレットの配付、産業保健総合支援センターのメールマガジン(産業医、事業場労務担当者等が対象)による普及サイトPR等を実施したため。 ＜治験症例数＞ 新型コロナウイルスワクチンのコホート調査(当機構のほか国立病院機構及び地域医療機能推進機構が参加。)及び一般使用成績調査(PMS)に参加したため。 (2)医療リハビリテーションセンターの運営 ＜医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合＞ ・主治医に加え、関連する診療科の医師、リハビリテーション技師、医療ソーシャルワーカー、管理栄養士などが相互に連携して治療方法の検討、治療結果の評価を行い、より一層治療効果を高めるよう患者ごとのプログラムの作成に努めたため。 ・退院後のQOL向上に資するため、患者の状況に応じた他医療機関への紹介、在宅就労支援のためのコンピュータ操作スキル向上に係る支援、退院前の家庭訪問による環境評価、患者家族への介護指導などを行ったため。 ・頸椎損傷患者及び高齢な患者が増える中、全国から広く患者を受け入れるとともに、職場・自宅復帰までの一貫したケアに取り組んだため。 ＜職業評価会議(運営協議会、OA講習を含む。)の実施件数＞ 定期的な合同評価会議の実施等相互連携によるリハビリテーションの評価を行うとともに、患者ごとのプログラム及び退院後のケアに係るプログラムの改良を図ったため。					第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	累計	R1年度	79.8%	79.7%	79.8%	81.3%	80.2%	R2年度	68.7%	72.3%	75.2%	75.0%	72.8%	コロナ除く	72.4%	75.3%	78.7%	80.0%	76.6%
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	累計																								
R1年度	79.8%	79.7%	79.8%	81.3%	80.2%																								
R2年度	68.7%	72.3%	75.2%	75.0%	72.8%																								
コロナ除く	72.4%	75.3%	78.7%	80.0%	76.6%																								

	(3)総合せき損センターの運営 ＜医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合＞ ＜せき損検討会の開催実績＞ ・主治医に加え、関連する診療科の医師、リハビリテーション技師、医療ソーシャルワーカー、管理栄養士などが相互に連携して治療方法の検討、治療結果の評価を行い、より一層治療効果を高めるよう患者ごとのプログラムの作成に努めたため。 ・脊髄損傷患者などをヘリコプターで受け入れ、受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度・専門的医療を提供したため。 ・脊髄損傷者に対する日常生活の支援活動として、生活機器や住宅改修相談（現地調査を含む。）などの相談・支援活動を行ったため。 (4)産業殉職者慰霊事業 ＜慰霊の場にふさわしいとの評価＞ ＜検討会の開催実績＞ 昨年の満足度調査の結果等を踏まえ、以下の環境整備等に努めたため。 ・新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、産業殉職者合祀慰霊式の規模を縮小、国歌は奏楽のみとして開催した。これにより参列者人数が縮減され、式典時間内に御遺族全員の献花を行えるようになった。また、参列ができなかった遺族のために式典の様子を動画で配信するとともに、式典の様子が伝わるよう写真を多用したパンフレットを作成し、遺族に送付したため。 ・霊堂職員に対して、施設の目的や歴史、遺族等への心のこもったサービスのあり方等慰霊の場にふさわしいもてなしに必要な事項をまとめて「接遇マナーマニュアル」を基にトレーニング（OJT）を行うとともに、新型コロナウイルス感染症感染防止対策を講じ、来堂者が安全に参拝できるように取り組んだため。 ・「高尾みころも霊堂内外装その他改修工事」により、納骨堂が休館となったことから、納骨堂11階に奉安している「霊位」、「永遠の灯」を管理事務所2階に移設し、仮祭壇を設置することにより、休館中においても遺族が参拝できる環境の整備に努めたため。 (5)治療就労両立支援センターの運営 ＜有用であった旨の評価＞ 四半期ごとに各分野の問題点を集約し、全施設へのフィードバックするとともに「治療就労両立支援センター所長・事務長会議」等により情報共有を行ったため。また、両立支援サポート体制の中核として機能する「両立支援コーディネーター」に対して各種研修を受講させることにより、より質の高い両立支援のサービスの提供を可能としたため。 ＜事業場への普及啓発＞ 第3期中期目標期間中に開発した予防法・指導法の成果物等について事業場向けの広報誌である「産業保健21」等に掲載するとともに冊子を増刷し、全国の産業保健総合支援センター等を介し事業場への普及を行ったため。また、予防法・指導法開発のため、19テーマの研究に係る事例収集に取り組み、「予防医療モデル調査研究に関する検討会」においてすべての研究の継続が承認されたため。 ＜事例収集・事例検討会＞ 両立支援の件数は、疾病拡大に伴い、各治療就労両立支援センター（部）が積極的に支援を行ったため増加している。なお、事例検討会については、23か所の産業保健総合支援センターにおいて各地域の両立支援コーディネーター基礎研修修了者や事業場の担当者等を対象に、実際の支援事例について意見交換を行う事例検討会を、新型コロナウイルス感染症拡大の影響のなか、人数を制限しての集合形式又はWEB形式を用いて可能な限り実施したため。 (6)労働安全衛生総合研究所の運営 ＜労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等への貢献の件数＞ 行政機関、公的機関、国際機関等の要請に応じ、設置された厚生労働省労働基準局等の検討会に委員としての参加や、資料提供等に対応したため。 ＜プロジェクト研究課題実施数＞ 内部評価や所内研究発表会等の研究管理システムを活用し、研究の実施や論文発表等についての進行管理を徹底したため。 (7)日本バイオアッセイ研究センターの運営 国が指定した化学物質について発がん性試験を実施し、発がん性試験の結果は、厚生省行政検討会に提供して評価が行われるとともに、国内外に情報発信した。その他試験結果は厚生労働省のリスク評価書及び有害性評価書、日本産業衛生学会の許容濃度策定等に活用されている。 (8)独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費 調達等合理化計画に基づき、随意契約審査会による随意契約の事前点検等を実施し、また、契約監視委員会において、締結した契約の事後点検を実施したこと。 加えて、施設整備計画に基づき、十分な公告期間の確保や資格要件等の緩和などにより一層の競争性を確保し、適正に施設整備を実施したこと。
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題	(1)労災病院の運営 令和2年度目標の未達成項目は、いずれも「新型コロナウイルス感染症の影響」が要因であり、この影響は当面継続と思われることから、各労災病院の置かれた状況に合わせて以下の取組を行い、可能な限り目標達成に努めていく。 ・受託検査件数の回復に向けては、受診抑制は続くと思われるが、状況を見つつ開業医訪問の再開、検査時における感染対策の徹底及び感染対策状況のホームページ・広報誌での周知といった取組を行っていく。 ・病床利用率の回復に向けては、従前からの取組に加えて、積極的なPCR検査の実施等の感染対策の徹底を図り、新型コロナウイルス感染症患者の受入にも対応しつつ、新入院患者の円滑な受入を行っていく。 ・講習会等開催回数の回復に向けては、3密を回避するため開催方法を考慮した集合形式又はWEB講習等の感染対策を考慮した開催を可能な範囲で検討していく。 (2)医療リハビリテーションセンターの運営 令和2年度目標を達成するために特に効果のあった以下の手法について、今後も積極的に活用していくこととする。 ・患者ごとのプログラムを用いたチーム医療の実施、在宅就労支援プログラム等の実施 ・職業リハビリテーションセンターとの合同評価会議の実施等相互連携によるリハビリテーションの評価 ・退院後のQOL向上に資するため、患者の状況に応じた他医療機関への紹介、在宅就労支援のためのコンピュータ操作スキル向上に係る支援、退院前の家庭訪問による環境評価、患者家族への介護指導などの実施 (3)総合せき損センターの運営 令和2年度目標を達成するために特に効果のあった以下の手法について、今後も積極的に活用していくこととする。 ・患者ごとのプログラムを用いたチーム医療の実施、在宅就労支援プログラム等の実施 ・退院後のQOL向上に資するため、患者の状況に応じた他医療機関への紹介、在宅就労支援のためのコンピュータ操作スキル向上に係る支援、退院前の家庭訪問による環境評価、患者家族への介護指導などの実施 (4)産業殉職者慰霊事業 令和2年度目標の達成において効果があった、納骨等に関する相談、満足度調査結果から分析した改善策の実施等を引き続き行い、慰霊の場にふさわしい環境の整備に努めていく。 (5)治療就労両立支援センターの運営 ・第4期中期目標期間中の研究について、一部、新型コロナウイルス感染症の影響により事例収集に支障があるテーマがあるものの、毎年開催している予防医療モデル調査研究に関する検討会にて進捗状況を把握し、組織的に進捗管理するよう努める。また、開発した予防法・指導法については、産業保健総合支援センター等を介し、事業場への普及啓発を図る。 ・事例検討会について、令和3年度は全国に展開し、両立支援コーディネーターの資質向上と、地域におけるコーディネーターのネットワーク構築を図る。 (6)労働安全衛生総合研究所の運営 引き続き、研究の進行管理の徹底を図り、より大きな研究成果を上げていく。

	(7)日本バイオアッセイ研究センターの運営 引き続き、計画的に事業を継続していく。 (8)独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費 契約監視委員会による契約の点検及び適正化への取組みと契約状況の公表を継続して行う。	
評価	C	未達成要因を分析の上、事業の見直しが必要
令和3年度 事業概要	令和2年度と同様	
令和3年度目標 (アウトカム指標)	(1)労災病院の運営 ①患者の意向を尊重し、良質で安全な医療を提供するため、患者満足度調査を実施し、患者から満足のいく医療が受けられている旨の評価を全病院平均で入院90%以上、外来75%以上、入外平均80%以上得る。 ②患者紹介に関する地域の医療機関等との連携を強化すること等により、労災病院全体で地域医療支援病院の基準以上である「患者紹介率を76%以上、逆紹介率63%以上」を確保する。 ③地域における高度医療機器の利用促進を図るため、ホームページ、診療案内等による広報を実施し、高度医療機器を用いた受託検査を延べ35,000件以上実施する。 ④安定的な病院運営を図るため、医療サービスの質の向上や所在する医療圏の地域医療構想、人口動態等を踏まえた適正な診療機能の検討を行うとともに、地域包括ケアシステムの構築における各労災病院の取組を推進することにより、病床利用率を76.5%以上とする。 (2)医療リハビリテーションセンターの運営 四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師、MSWなどが連携し、高度専門的医療を提供するとともに、職業リハビリテーションセンターをはじめ関係機関との連携強化に取り組むことにより、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。 (3)総合せき損センターの運営 外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師、MSWなどが連携し、受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度専門的医療の提供に努め、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。 (4)産業殉職者慰霊事業 慰霊式及び霊堂についての満足度調査を実施し、来堂者、遺族等から慰霊の場にふさわしいとの評価を、対象者の90%以上から得る。 (5)治療就労両立支援センターの運営 治療と仕事の両立について支援した罹患者に対し、病院、職場及び両立支援コーディネーターそれぞれの対応に関するアンケートを行い、病院、職場及び両立支援コーディネーターによるトライアングル型サポート体制が有用であった旨の評価を対象者の80%以上から得る。 (6)労働安全衛生総合研究所の運営 第4期中期目標(5年間で50件)の達成に向けて、調査及び研究で得られた科学的知見を活用し、労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等への貢献の件数を10件以上とする。 (7)日本バイオアッセイ研究センターの運営 発がん性試験等の成果を厚労省行政検討会に提供するほか、国内外に発信し、有害性評価の進展に資する。 (8)独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費 ①「独立行政法人における調達等合理化計画の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、随意契約の事前点検等、調達の合理化に努め、「契約監視委員会」を年間4回以上開催し、契約の点検を実施することで、契約の適正化を図る。 ②契約締結状況を(独)労働者健康安全機構のホームページで公表し、引き続き透明性を確保する。	
	(1)労災病院の運営 ①地域医療を支援するため、地域の医療機関の医師等に対し、感染対策としてWEB等による症例検討会や講習会等を行うことにより、年間840回以上の講習等を実施する。 ②医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や労働者を対象としたモデル予防情報などのデータベースを掲載したホームページにおいて、70万件以上のアクセス数を得る。 ③各労災病院から治験コーディネーター研修等への積極的な職員派遣による治験実施体制の強化、労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うことにより、治験症例数を4,180件以上確保する。 (2)医療リハビリテーションセンターの運営 年間12回を目標に職業リハビリテーションセンター((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構)との間で、職業評価会議を開催し、個々の患者のリハビリテーションの評価を行い、患者毎のリハビリーションのプログラムの改良及び退院後のケア(OA講習等)を実施し、社会復帰の促進を図る。 (3)総合せき損センターの運営 多職種間でせき損検討会を開催し、年間100症例を目標に、患者毎のリハビリテーションプログラムの改良等を実施し、社会復帰の促進を図る。	

令和3年度目標 (アウトプット指標)	(4)産業殉職者慰霊事業 満足度調査で得た参拝者等からの要望等について、年4回以上の検討会を開催する。 (5)治療就労両立支援センターの運営 ①第3期中期目標期間中に開発した予防法・指導法について、産業保健総合支援センターを介し、事業場への普及啓発を行う。令和元年度から開始した研究テーマについて、事例の集積を行うため、引き続き生活習慣病等の指導を実践する。 ②両立支援マニュアルを活用して、両立支援コーディネーターを中心とした支援チームにより、職場復帰や治療と仕事の両立支援の事例収集を行う。併せて、収集した支援事例をもとに、両立支援コーディネーターの能力向上や地域のネットワーク作りを目的として産業保健総合支援センターにおいて事例検討会を実施する。収集した支援事例及び支援事例の分析・評価等を行った上、厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の改訂を踏まえ、「難病」等新たな疾病に対応した両立支援マニュアルの更新を行う。 (6)労働安全衛生総合研究所の運営 第4期中期目標に基づくプロジェクト研究15課題を実施する。 (7)日本バイオアッセイ研究センターの運営 国が指定した物質について、長期吸入試験をGLP基準に従い実施する。 (8)独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費 令和3年度施設整備計画に基づき、十分な公告期間の確保や資格要件等の緩和などにより一層の競争性を確保し、適正に施設整備を実施する。
	(1)労災病院の運営 ＜患者満足度＞ 入院と外来のそれぞれで数値目標を明確に設定することにより、各病院の患者満足度向上の更なる改善に向けた取組推進のため、第3期中期目標期間の実績平均(入院91.3%、外来77.3%)を勘案し、目標として設定した。 ＜患者紹介率・逆紹介率＞ 第4期中期目標では、地域医療支援病院の要件である「患者紹介率、逆紹介率」の確保を目標としていることから、労災病院全体で地域医療支援病院の基準以上である「患者紹介率76%以上、逆紹介率63%以上」を目標として設定した。 ＜高度医療機器を用いた受託検査＞ 第4期中期目標に基づく中期計画では、5年間で高度医療機器を用いた受託検査を延べ175,000件以上実施するとしていることから、5年間で按分し、受託件数を35,000件以上実施することを目標として設定した。 ＜病床利用率＞ 第4期中期目標では、病院施設を効率的に稼働させ、病床利用率を全国平均(※)以上とすることとしていることから、直近(令和元年)の全国平均76.5%以上を目標として設定した。 ※医療法施行令第四条の八による「病院報告」に基づく一般病床の病床利用率の年間実績であり、労災病院を含めた全病院の数値 ＜地域の医療機関の医師等に対する講習会等開催回数＞ 第4期中期目標に基づく中期計画では、5年間で症例検討会等を延べ4,200回以上実施することとしていることから、5年間で按分し、目標を840回以上と設定した。 ＜労災疾病研究に関するホームページへのアクセス数＞ 第4期中期目標では、同期間中における機構本部、安衛研、労災病院及び日本バイオアッセイ研究センター等のホームページについては、研究業績・成果等へのアクセスの総数を1,200万回以上としており、5年間で按分し、240万回以上とし、このうち労災病院と労災病院以外の施設に対するアクセス件数割合を勘案して70万回以上と設定した。 ＜治験症例数＞ 第4期中期目標では、5年間で治験症例数症を2万900件以上確保することとしていることから、5年間で按分し、令和3年度については目標を4,180件以上と設定した。 (2)医療リハビリテーションセンターの運営 ＜医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合＞ 当該数値目標については、医療リハビリテーションセンターが提供する医療の質に加え、対象患者の傷病の重症度にも影響を受けるため、こうした不確実な要素に影響される取組について数値目標のアップを求めることは職員のモチベーション低下につながる懸念があるとともに、数値目標の達成を最優先とするあまり入院患者を意図的に選別するという事態にもつながりかねない。したがって、医療リハビリテーションセンターにおける実績の推移(右肩上がりではないこと)及び国民の視点から妥当と判断される水準等を考慮し、入院患者の重症度如何にかかわらず確実に達成すべき数値目標として、中期目標と同率の80%以上とした。 ＜職業評価会議(運営協議会、OA講習を含む。)の実施件数＞ 患者へ手厚いケアを行うとともに社会復帰の促進を図るため、少なくとも月1回は、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する国立吉備高原職業リハビリテーションセンターと情報共有を行う必要があると考え、年間12回の職業評価会議の開催を目標として設定した。

令和3年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	(3)総合せき損センターの運営 ＜医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合＞ 当該数値目標については、総合せき損センターが提供する医療の質に加え、対象患者の傷病の重症度にも影響を受けるため、こうした不確実な要素に影響される取組について数値目標のアップを求めることは職員のモチベーション低下につながる懸念があるとともに、数値目標の達成を最優先とするあまり入院患者を意図的に選別するという事態にもつながりかねない。したがって、総合せき損センターにおける実績の推移（右肩上がりではないこと）及び国民の視点から妥当と判断される水準等を考慮し、入院患者の重症度如何にかかわらず確実に達成すべき数値目標として、中期目標と同率の80%以上とした。 ＜せき損検討会の開催実績＞ 患者へ手厚いケアを行うとともに社会復帰の促進を図るため、多職種が参加するせき損検討会を開催し、患者毎のリハビリテーションプログラムを見直すことは有効であると考える。平成28年度までは年間60症例を目標として設定していたが、平成28年10月に分院ができたこと等を踏まえ、年間100症例を目標として設定した。
	(4)産業殉職者慰霊事業 ＜慰霊の場にふさわしいとの評価＞ 平成17年度以降、90%を超える評価を得ており、十分に高い水準であることから、引き続き90%以上としたものである。 ＜検討会の開催実績＞ 満足度調査に基づく参拝者等からの要望等については遅滞なく対応を検討することが求められることから、検討会の頻度を年4回以上としたものである。
	(5)治療就労両立支援センターの運営 ＜有用であった旨の評価＞ 第4期中期目標は、第3期中期目標から対象疾患を拡大したことから、目標数値の安易な上方修正は、コーディネーターが支援の困難な症例や、未経験の症例などを無意識に忌避する可能性があることから、第3期中期目標から上方修正は行わず80%と設定した。令和3年度についても、新たな対象に対して支援を行い、新たな評価項目をもって判断するものであるため、同様に80%と設定した。 ＜事業場への普及啓発、事例集積＞ ＜事例検討会、両立支援マニュアルの更新＞ 疾病等を有する労働者が増加し、治療と仕事の両立支援が重要な課題となる中で、医療機関における当該両立支援に係る実践の経験及び情報を有する機関として一般医療機関における取組をリードしていくことに加え、企業における産業保健活動の取組を支援する機関として、両者に一体的に取り組むことが求められているため。
	(6)労働安全衛生総合研究所の運営 ＜労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等への貢献の件数＞ 第4期中期目標で「労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等への貢献（中期目標期間中50件以上）」という目標が定められており、令和3年度の目標は、当該目標を達成するための単年度目標であるが、調査研究により得られた最新の科学的知見が関係法令等の施策に反映されることは労働災害の防止に資することから、中期目標件数を按分した10件以上をアウトカム指標とした。 ＜プロジェクト研究課題実施数＞ アウトプット指標に定めた研究課題（15課題）は以下のとおりである。 1 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進に関する研究 （1）大規模生産システムへの適用を目的とした高機能安全装置の開発に関する研究 （2）建築物の解体工事における躯体の不安定性に起因する災害防止に関する研究 （3）トラブル対処作業における爆発・火災の予測及び防止に関する研究 （4）帯電防止技術の高度化による静電気着火危険性低減に関する研究 （5）吊り上げ用具類の寿命予測手法の開発 2 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進に関する研究 （1）労働者のストレスの評価とメンタルヘルス不調の予防に関する研究 3 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進に関する研究 （1）陸上貨物運送従事者の勤務体制と疲労リスク管理に関する研究 （2）介護者における労働生活の質の評価とその向上に関する研究 （3）高齢労働者に対する物理的因子の影響に関する研究 （4）健康のリスク評価と衛生管理に向けた労働体力科学研究 （5）人間特性支援による安全管理及び教育手法に関する研究 （6）腰痛予防と持ち上げ重量に関する研究 4 化学物質等による健康障害防止対策の推進に関する研究 （1）化学物質リスクアセスメント等実施支援策に関する研究 （2）個別粒子分析法による気中粒子状物質測定信頼性の向上に関する研究 （3）産業化学物質の皮膚透過性評価法の確立とリスク評価への応用に関する研究
	(7)日本バイオアッセイ研究センターの運営 ・発がん性試験等の結果は、国内の化学物質による労働者の健康障害を防止するための施策へ反映するほか、当該化学物質の発がん性評価に係る国際調和、国内における適切な取扱いを促進する観点から、積極的に情報発信する必要があるため。 ・厚生労働省が機構に対し、発がん性を把握する必要がある物質の長期吸入試験の実施を指示し、実施を求めることが必要なため。
令和3年度予算概算 要求の主要事項 との関係	—
令和4年度要求に 向けた事業の 方向性	(1)～(8)第4期中期目標を達成するため、引き続き実施する。

事業名		労災疾病臨床研究事業費補助金事業							事業番号 (令和3年度)	7
									事業番号 (令和2年度)	7
事業の別		社会復帰促進事業、安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号、第3号)							担当係	疾病調査研究 補助金係
実施主体		個人、民間団体等								
事業／ 制度概要	目的及び必要性 (何のため)	①多くの労働現場で発生している疾病や産業構造・職場環境等の変化に伴い勤労者の新たな健康問題として社会問題化している疾病等に関し、早期の職場復帰の促進、労災認定の迅速・適正化等に寄与する研究 ②放射線業務従事者の健康影響に関する疫学研究 ③過労死等防止対策推進法に基づく調査研究 について、広く研究者を募り補助を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的としている。 上記研究の成果は、被災労働者の社会復帰の促進、保険給付の適切な実施の確保、労働者の安全及び衛生の確保に寄与することから、社会復帰促進等事業で行う必要がある。								
	対象 (誰／何を対象に)	研究を行う研究者個人、民間団体等								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	原則として公募により広く研究者を募り、外部有識者から構成される評価委員会において公募課題の評価を行い、研究課題を決定する。								
	実施体制	研究を行う研究者、民間団体等に対して、研究に必要な経費を補助する。								
29年度予算額 (千円)		1,116,571	30年度予算額 (千円)	1,111,571	令和元年度 予算額 (千円)	1,111,605	令和2年度 予算額 (千円)	1,114,310	令和3年度 予算額 (千円)	1,049,762
29年度決算額 (千円)		1,114,354	30年度決算額 (千円)	1,107,088	令和元年度 決算額 (千円)	1,099,280	令和2年度 決算額 (千円)	1,074,370	令和3年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
29年度 予算執行率 (%)		99.9	30年度 予算執行率 (%)	99.7	令和元年度 予算執行率 (%)	98.9	令和2年度 予算執行率 (%)	96.4		
令和元年度評価と それを踏まえた 令和3年度事業の 見直し		令和元年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
2 年 度 目 標	アウトカム 指標	労災疾病臨床研究中間・事後評価委員会において、研究課題の90%以上について7.0点以上(10点中)の評価を得る。			2 年 度 実 績	アウトカム 指標 【○】	労災疾病臨床研究中間・事後評価委員会において、7.0点以上の評価を得た研究課題:93% (27課題中7点未満2課題)			
	アウトプット 指標	公募課題1件当たりの平均応募数2.0件以上				アウトプット 指標 【×】	公募課題1件当たりの平均公募数:1.56件 (公募課題9件、応募数14件)			
2年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題		①評価委員会において一定の評価を得た研究計画を着実に実施したこと及び評価委員会における委員からの評価(「評価できる点、推進すべき点」、「疑問点、改善すべき点」等)を研究者にフィードバックし、それを踏まえた研究を実施したため。 ②公募スケジュールを承知しておらず、応募期日に必要書類が用意できない研究者がいた等、公募スケジュールに係る周知が十分ではなかった。								
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題		引き続き、評価委員会において一定の評価を得た研究計画の実施及び評価委員会における委員からの評価(「評価できる点、推進すべき点」、「疑問点、改善すべき点」等)を研究者にフィードバックし、それを踏まえた研究を実施、並びに、公募スケジュールの周知方法について見直しを行っていきたい。								
評価		B			予算額又は手法等を見直し					
令和3年度 事業概要		令和2年度と同様								
令和3年度目標 (アウトカム指標)		労災疾病臨床研究中間・事後評価委員会において、研究課題の90%以上について7.0点以上(10点中)の評価を得る。								
令和3年度目標 (アウトプット指標)		公募課題1件当たりの平均応募を1.5件以上とする。								
令和3年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)		アウトカム指標については、当該補助金の中間・事後評価委員会において、継続すべき課題の目安点数を、10点中7点以上としていることから、研究課題の90%以上について7.0点以上の評価を得ることを目標とした。 アウトプット指標については、適切な時期に公募を行うことにより、研究に十分な時間を確保できることと円滑な運営ができることを目標とした。								
令和3年度予算概算 要求の主要事項 との関係		Ⅳ 主要事項(復旧・復興関連) ＜第2 原子力災害からの復興への支援＞ (2)東京電力福島第一原発作業員への対応								
令和4年度要求に 向けた事業の 方向性		アウトプット指標では、目標を達成できていないものの、アウトカム指標では、目標を達成していることから、研究内容について想定する成果が得られているものと思料され、引き続き、研究内容及び競争性の向上を図りたい。								

（労働基準局労災管理課）

事業名		炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料支給費						事業番号 （令和3年度）		8									
								事業番号 （令和2年度）		8									
事業の別		被災労働者援護事業（根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号）						担当係		企画法令係									
実施主体		都道府県労働局、労働基準監督署																	
事業／制度概要	目的及び必要性 （何のため）	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関し、一酸化炭素中毒にかかった労働者に対して特別の保護措置を講ずること等により、労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（以下「CO特措法」という。）に基づく介護料は、平成8年に労働者災害補償保険法において介護補償給付が創設されたことに伴い廃止されたが、介護補償給付制度の創設前から既に介護料を受給している者については、経過措置としてCO特措法に基づく介護料を引き続き受給することができることとされたものであり、被災労働者の受ける介護の援護という労働者災害補償保険法第29条第1項第2号の目的に合致するものである。また、CO特措法上も同法の社会復帰促進等事業とする旨明記されているため、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。																	
	対象 （誰／何を対象に）	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症について労働者災害補償保険法の規定による療養補償給付を受けている被災労働者であって、常時介護を必要とするもの。																	
	事務・事業のスキーム （決定スキームを含む）	都道府県労働局・労働基準監督署において、上記対象者から申請を受けて審査の上、以下の介護料を支給する。 ①常時監視及び介助を要するもの：最高限度額 171,650円 最低保障額 73,090円 ②常時監視を要し、随時介護を要するもの：最高限度額 128,760円 最低保障額 54,790円 ③常時監視を要するが、通常は介助を要しないもの：最高限度額 85,780円 最低保障額 36,500円 （※いずれも令和3年度の月額）																	
	実施体制	都道府県労働局及び労働基準監督署において実施																	
29年度予算額 （千円）		7,191		30年度予算額 （千円）		6,569		令和元年度 予算額 （千円）		7,624		令和2年度 予算額 （千円）		7,619		令和3年度 予算額 （千円）		6,397	
29年度決算額 （千円）		5,568		30年度決算額 （千円）		5,405		令和元年度 決算額 （千円）		5,639		令和2年度 決算額 （千円）		5243		令和3年度 雇用勘定予算額 0（千円） 一般勘定予算額 0（千円）			
29年度 予算執行率 （％）		77.4％		30年度 予算執行率 （％）		82.3％		令和元年度 予算執行率 （％）		74.0％		令和2年度 予算執行率（％）		68.8％		※予算執行率は行政経費を 考慮していない。			
令和元年度評価と それを踏まえた 令和3年度事業の 見直し		令和元年度評価		A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続													
2 年 度 目 標	アウトカム 指標	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合を80％以上とする。						2 年 度 実 績	アウトカム 指標 【○】		申請から1か月以内に決定した割合は100％であった。 （申請件数：132件、1か月以内に決定した件数：132件） 【目標達成の理由】 本省通達に基づき、申請のあったものについて、局署が迅速・適正に処理したため。								
	アウトプット 指標	申請について本省通達等に基づき適正に処理する。							アウトプット 指標 【○】		申請のあったものについて、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理した。 【目標達成の理由】 申請について適正に処理したため。								
2年度目標を達成（未達成） の理由（原因） ・今後の課題		引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。																	
理由（原因）を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題		—																	
評価		A						成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続											
令和3年度 事業概要		令和2年度と同様																	
令和3年度目標 （アウトカム指標）		申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合を80％以上とする。																	
令和3年度目標 （アウトプット指標）		申請について本省通達等に基づき適正に処理する。																	
令和3年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 （アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由）		炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する介護料支給については、支給対象者から申請があった際に審査し支給する事業であり、申請者の満足度等の測定になじまないが、それに代わり申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めることができるよう目標を設定した。 なお、アウトプット指標については、本経費が被災労働者の申請に基づく給付を行うものであり、定量的な活動指標を示すことが困難であるため、被災労働者の支援を図るべく、申請を要綱に基づいて適正に処理することを目標とした。																	
令和3年度予算概算 要求の主要事項 との関係		—																	
令和4年度要求に 向けた事業の 方向性		引き続き、被災労働者等の支援を図るため、適切に実施する。																	

（労働基準局労災管理課）

事業名		労災就学等援護経費				事業番号 （令和3年度）		9		
						事業番号 （令和2年度）		9		
事業の別		被災労働者援護事業（根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号）				担当係		企画法令係		
実施主体		都道府県労働局・労働基準監督署								
事業／制度概要	目的及び必要性 （何のため）	被災労働者及びその遺族の援護を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。 本事業は、死亡労働者の子弟の就学状況の実態及び遺族等の要望などを勘案し、学資等の支弁が困難であると認められる者の学資等の一部を支給する労災就学援護費と、保育に係る費用の一部を援護することにより、保育を必要とする児童を抱える労災年金受給権者又はその家族の就労を促進する労災就労保育援護費からなり、それぞれ被災労働者及びその遺族の援護を図るという、労働者災害補償保険法第29条第1項第2号の目的に合致するものであり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。								
	対象 （誰／何を対象に）	業務災害又は通勤災害によって死亡した被災労働者の遺族や、重度障害を受けられ、あるいは長期療養を余儀なくされた被災労働者又はその家族であって、その子供等に係る学資等の支弁が困難であると認められるもの及び就労のために子供の保育の必要が認められるもの。								
	事務・事業のスキーム （決定スキームを含む）	都道府県労働局・労働基準監督署において上記対象者から申請を受けて審査の上、以下の労災就学援護費及び労災就労保育援護費を支給する。 ①小学生……在学者1人につき月額14,000円 ②中学生……在学者1人につき月額18,000円（通信制課程に在学する者にあっては15,000円） ③高校生等…在学者1人につき月額17,000円（通信制課程に在学する者にあっては14,000円） ④大学生等…在学者1人につき月額39,000円（通信制課程に在学する者にあっては30,000円） ⑤保育を要する児童…要保育児1人につき月額13,000円 （※いずれも令和3年度の月額）								
	実施体制	都道府県労働局及び労働基準監督署において実施。								
29年度予算額 （千円）		2,856,144	30年度予算額 （千円）	2,792,390	令和元年度 予算額 （千円）	2,739,252	令和2年度 予算額 （千円）	2,655,536	令和3年度 予算額 （千円）	2,531,604
29年度決算額 （千円）		2,581,466	30年度決算額 （千円）	2,511,127	令和元年度 決算額 （千円）	2,471,268	令和2年度 決算額 （千円）	2,322,397	令和3年度 雇用勘定予算額 0（千円） 一般勘定予算額 0（千円）	
29年度 予算執行率 （％）		90.4%	30年度 予算執行率 （％）	89.9%	令和元年度 予算執行率 （％）	90.2%	令和2年度 予算執行率（％）	87.5%	※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
令和元年度評価と それを踏まえた 令和3年度事業の 見直し		令和元年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
2 年 度 目 標	アウトカム 指標	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合を80％以上とする。			2 年 度 実 績	アウトカム 指標 【○】	申請件数740件中、申請から支給決定までに要する期間が1か月以内であった割合が82.4％（610件）であった。			
	アウトプット 指標	申請について本省通達等に基づき適正に処理する。				アウトプット 指標 【○】	申請のあったものについて、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理した。			
2年度目標を達成（未達成） の理由（原因） ・今後の課題		本省通達に基づき、申請のあったものについて、局署が迅速・適正に処理をしたため。								
理由（原因）を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題		引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。								
評価		A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					
令和3年度 事業概要		令和2年度と同様								
令和3年度目標 （アウトカム指標）		申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合を80％以上とする。								
令和3年度目標 （アウトプット指標）		申請について本省通達等に基づき適正に処理する。								
令和3年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 （アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由）		労災就学等援護費については、支給対象者等から申請があった際に、審査し、支給する事業であり、申請者の満足度等の測定になじまないが、それに代わり申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めることができるよう目標を設定。 また、アウトプット指標については、本経費が被災労働者の申請に基づき給付を行うものであり、定量的な活動指標を示すことが困難であるため、被災労働者の支援を図るべく、申請を迅速・適正に処理することを目標とした。								
令和3年度予算概算 要求の主要事項 との関係		—								
令和4年度要求に 向けた事業の 方向性		引き続き、被災労働者等の支援を図るため、適切に実施する。								

事業名		労災ケアサポート事業経費						事業番号 (令和3年度)	10	
								事業番号 (令和2年度)	10	
事業の別		被災労働者援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)						担当係	年金福祉 第一係	
実施主体		(一財)労災サポートセンター								
事業／ 制度概要	目的及び必要性 (何のため)	在宅で介護、看護が必要な労災重度被災労働者(傷病・障害等級が第1級から第3級に該当する労災年金受給者)に対して、労災疾病に関する専門的な知識を有する労災ケアサポーター(看護師等)による訪問支援を実施すること等により、労災重度被災労働者の生命・生活維持に必要な援護を図る。 本件事業は労働災害によって被った損害のてん補を行うという労災保険制度の趣旨に鑑み、介護保険法や障害者総合支援法による給付が受けられる場合であっても、業務上の災害(又は通勤による災害)による障害を負った場合は、まずは労災保険から給付を行うこととしている(介護保険法第20条、障害者総合支援法第7条等)。 このため、労働災害によって障害を被った労災重度被災労働者に対しては、広く国民一般を対象とした施策とは別に、労働者災害補償保険法第29条第1項第2号の規定に基づく社会復帰促進等事業の一つとして、独自の介護施策を展開する必要がある。								
	対象 (誰／何を対象に)	65歳未満の労災重度被災労働者及びその家族								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	65歳未満の労災重度被災労働者及びその家族に対して、次の業務を実施する。 ①介護、看護、健康管理等に関する専門的知識を有する労災ケアサポーター(看護師等)による訪問支援 ②医師による健康管理に関する医学専門的指導・相談 ③労災重度被災労働者傷病・障害の特性に応じた看護を行う労災ホームヘルパーによる専門的介護サービスの提供及び労災ホームヘルパーの養成 ※全国を7ブロックに分割して調達し、事業を実施(③については、関東甲信越ブロックのみで実施)								
	実施体制	(一財)労災サポートセンターに事業を委託して実施								
29年度予算額 (千円)		480,673	30年度予算額 (千円)	448,500	令和元年度 予算額 (千円)	456,805	令和2年度 予算額 (千円)	490,883	令和3年度 予算額 (千円)	461,450
29年度決算額 (千円)		448,616	30年度決算額 (千円)	448,500	令和元年度 決算額 (千円)	456,805	令和2年度 決算額 (千円)	460,215	令和3年度 雇用勘定予算額 0(千円)	
29年度 予算執行率 (%)		93.3	30年度 予算執行率 (%)	100.0	令和元年度 予算執行率 (%)	100.0	令和2年度 予算執行率(%)	93.8	一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
令和元年度評価と それを踏まえた 令和3年度事業の 見直し		令和元年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
2 年 度 目 標	アウトカム 指標	事業の利用者から、介護、看護、健康管理、精神的ケア等が有用であった旨の評価を90%以上得る。			2 年 度 実 績	アウトカム 指標 【○】	(1)有用であった旨の評価:94.6% ※7,039(有用の評価)／7,437(総回答数)			
	アウトプット 指標	労災重度被災労働者に対して、訪問支援を年間11,100件以上実施する。				アウトプット 指標 【×】	訪問支援の件数:10,505件 ※達成率94.6%			

2年度目標を達成（未達成）の理由（原因） ・今後の課題	アウトカム指標については、当該事業に従事する労災ケアサポーター等による訪問支援活動を計画的かつ適切に行ったため、目標を達成することができた。 アウトプット指標については、目標を達成できるようブロックごとに年間の訪問支援件数を計画していたが、7ブロック（北海道ブロック、東北ブロック、関東甲信越ブロック、東海・北陸ブロック、近畿ブロック、中国・四国ブロック、九州・沖縄ブロック）のうち3ブロック（関東甲信越ブロック、東海・北陸ブロック、近畿ブロック）において、計画した訪問支援件数以上の訪問支援活動を実施出来ず、目標未達成であった。 目標未達成であった理由としては、新型コロナウイルスの感染拡大により令和2年度に2回発令された緊急事態宣言の影響を受けたことによるものである。 当該事業は、労災重度被災労働者に対して訪問支援を行うものであるが、労災重度被災労働者は、一般の障害者とは異なり、せき髄損傷、じん肺など労働災害特有の傷病などによる障害を有する者が多く、呼吸困難、肺炎等の合併症を発症しやすいため、新型コロナウイルスの感染リスクを最大限避ける必要がある。また、当該事業の訪問内容には、訪問した看護師等が労災重度被災労働者の血圧や脈拍数などのバイタルチェックを把握した上で、日常生活における介護方法の指導や住宅の改造などに関する利用者との相談など、実際に現地に訪問しなければ実施できないものが含まれているため、オンラインによる支援といった代替措置をとることが困難であった。そのため、令和2年度において緊急事態宣言が発令されている期間中は、発令箇所での訪問支援活動を中止せざるを得なかった。このため、全国に発令された1回目の緊急事態宣言の発令期間中（令和2年4月16日～5月14日）は、全7ブロックで訪問活動を中止したことにより、令和2年4月～6月の計画に対する実施率は60.5%（1,684件／2,784件）となった。 なお、1回目の緊急事態宣言の発令期間終了後は、訪問支援の計画を見直すなど、年間で目標の訪問支援件数を上回るための努力をし、その結果、1回目の緊急事態宣言の解除後から2回目の緊急事態宣言が発令されるまでの間は、目標を達成させるために計画を上回る訪問支援を実施している（令和2年7月～12月までの計画5,736件に対し、実績6,851件であった。）。しかし、11都府県（栃木、埼玉、千葉、東京、神奈川、岐阜、愛知、京都、大阪、兵庫、福岡）に発令された2回目の緊急事態宣言の発令期間中（令和3年1月8日～3月21日（栃木は令和3年1月14日～2月7日、岐阜、愛知、京都、大阪、兵庫、福岡は令和3年1月14日～2月28日））は、対象の11都府県における訪問支援活動を中止した結果、4ブロック（関東甲信越、東海・北陸、近畿、九州・沖縄）が影響を受け、令和3年1月～3月の計画に対する実施率は76.4%（1,970件／2,580件）となった。特に関東甲信越ブロックでは、計画に対し28.6%（169件／590件）、東海・北陸ブロックでは、74.3%（223件／300件）、近畿ブロックでは、58.3%（335件／575件）と大きく計画を下回ったことにより、結果として計画した件数分の訪問支援活動を行うことが出来なかった。	
理由（原因）を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題	アウトプット指標について、令和2年度目標を達成出来なかったのは、新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言の発令といった外部からの影響を受けたためであり、令和元年度までは目標の訪問件数を達成することができていたことから、今回の目標未達成をもって直ちに事業の運営に問題があるとまではいえないと考えられる。そのため、受託者において四半期計画を作成した上で、適宜進捗状況の把握及び必要な指導を行うことにより、訪問支援を計画的かつ適切に実施していく。 また、今後においても労災重度被災労働者の自宅へ訪問することを基本とするが、労災重度被災労働者がオンラインでの相談を希望した場合には、オンラインでの支援を実施することを検討する。	
評価	B	予算額又は手法等を見直し
令和3年度事業概要	令和2年度事業概要と同様	
令和3年度目標（アウトカム指標）	事業の利用者から、介護、看護、健康管理、精神的ケア等が有用であった旨の評価を90%以上得る。	
令和3年度目標（アウトプット指標）	労災重度被災労働者に対して、訪問支援（オンラインを含む）を年間11,100件以上実施する。	
令和3年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方（アウトカム指標設定が困難な場合はその理由）	アウトカム指標については受益者である利用者からの有用であった旨の評価を指標とし、その目標値については、事業の有用性について一定の高い水準を常に維持・確保することを意図し、令和2年度実績を踏まえ、90%以上と設定した。 アウトプット指標については、令和3年4月支払期で65歳未満重度被災労働者は9,193人であるものの、少なくとも1人年1回の訪問支援を実施することを目標として、令和2年度と同じ11,100件と設定した。	
令和3年度予算概算要求の主要事項との関係	-	
令和4年度要求に向けた事業の方向性	令和元年度に一般競争入札を実施して受託事業者を選定し、当該事業者と令和2年度から令和4年度までの3年契約を締結しており、令和4年度は所要額（契約額）を要求する。	

事業名		休業補償特別援護経費						事業番号 (令和3年度)	11	
								事業番号 (令和2年度)	11	
事業の別		被災労働者援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)						担当係	業務係	
実施主体		都道府県労働局								
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	わが国が批准したILO第121号条約上の義務として、法律に定める保険給付の補完を目的として実施している。 業務上疾病と認められた労働者のうち、じん肺や振動障害等の遅発性疾病に罹患し、又は疾病の原因となる業務に従事した事業場が廃止されるなどにより、事業主から労働基準法第76条に定める休業待期3日間の休業補償を受けられない者に対し休業補償3日分相当額を支給し、もって被災労働者の援護を図る。								
	対象 (誰／何を対象に)	事業主から労働基準法第76条に定める休業待期3日間の休業補償を受けられない者								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	休業補償給付は労働者が業務上の事由による負傷又は疾病による療養のため、労働することができないために賃金を受けない日の第4日目から支給される。最初の3日間については使用者は労働基準法第76条に定める休業補償を行わなければならないが、事業場の廃止等によりこの休業待期3日間の休業補償を受けることができない労働者に対し、休業補償3日分に相当する額を支給する。								
	実施体制	被災労働者からの申請に基づき、労働基準監督署において支給決定し、都道府県労働局が休業補償3日分に相当する額を支給する。								
29年度予算額 (千円)		1,493	30年度予算額 (千円)	1,682	令和元年度 予算額 (千円)	1,555	令和2年度 予算額 (千円)	1,423	令和3年度 予算額 (千円)	1,236
29年度決算額 (千円)		1,171	30年度決算額 (千円)	1,206	令和元年度 決算額 (千円)	1,156	令和2年度 決算額 (千円)	1,294	令和3年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円)	
29年度 予算執行率 (%)		78.4%	30年度 予算執行率 (%)	71.7%	令和元年度 予算執行率 (%)	74.3%	令和2年度 予算執行率(%)	90.9%	※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
令和元年度評価と それを踏まえた 令和3年度事業の 見直し		令和元年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
2年度目標	アウトカム 指標	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を85%以上とする。 (本体給付と同時に受け付けた申請については、本体給付決定日を申請日として扱う。)			2年度実績	アウトカム 指標 【○】	96.6% (申請件数:59件、1か月以内に決定した件数:57件) 【目標達成の理由】 標準処理期間(1か月以内)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として、業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行うことを定めており、これに基づく適正な処理が行われたため。			
	アウトプット 指標	申請について、本省通達等に基づいて適正に処理を行う。				アウトプット 指標 【○】	申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。 【目標達成の理由】 標準処理期間(1か月以内)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として、業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行うことを定めており、これに基づく適正な処理が行われたため。			
2年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題		引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。								
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題		—								
評価		A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					
令和3年度 事業概要		令和2年度と同様								
令和3年度目標 (アウトカム指標)		申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を85%以上とする。 (本体給付と同時に受け付けた申請については、本体給付決定日を申請日として扱う。)								
令和3年度目標 (アウトプット指標)		申請について、本省通達等に基づいて適正に処理を行う。								
令和3年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)		休業補償特別援護経費については、支給対象者等から申請があった際に、審査し、支給する事業であり、申請者の満足度等の測定になじまないが、それに代わり申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めることができるよう目標を設定した。 なお、アウトプット指標については、本経費が被災労働者の申請に基づき給付を行うものであり、定量的な活動指標を示すことが困難であるため、被災労働者の支援を図るべく、申請を適正に処理することを目標とした。								
令和3年度予算概算 要求の主要事項 との関係		—								
令和4年度要求に 向けた事業の 方向性		執行実績等を踏まえ、要求を行い、引き続き適切に実施する。								

（労働基準局労災管理課）

事業名		長期家族介護者に対する援護経費						事業番号 （令和3年度）	12	
								事業番号 （令和2年度）	12	
事業の別		被災労働者援護事業（根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号）						担当係	企画法令係	
実施主体		都道府県労働局・労働基準監督署								
事業／制度概要	目的及び必要性 （何のため）	要介護状態の重度被災労働者を長期間抱える世帯では、家族の精神的・肉体的負担が大きく、また、世帯収入も労災年金に依存せざるを得ない状態にあるが、被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に遺族の生活の激変緩和を図るため、長期家族介護者援護金を支給している。 本事業は、要介護状態の重度被災労働者の遺族の生活を援護するための事業で有り、労働者災害補償保険法第29条第1項第2号の目的に合致することから、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。								
	対象 （誰／何を対象に）	長期間介護に当たってきた重度被災労働者の遺族								
	事務・事業のスキーム （決定スキームを含む）	要介護状態の重度被災労働者が業務外の事由で死亡した場合に、長期にわたり介護に当たってきた遺族に対して、遺族の生活の激変を緩和し自立した生活への援助を行う観点から、一時金100万円を支給する。								
	実施体制	都道府県労働局及び労働基準監督署において実施								
29年度予算額 （千円）		34,000	30年度予算額 （千円）	37,000	令和元年度 予算額 （千円）	34,000	令和2年度 予算額 （千円）	46,000	令和3年度 予算額 （千円）	38,000
29年度決算額 （千円）		29,000	30年度決算額 （千円）	22,000	令和元年度 決算額 （千円）	31,000	令和2年度 決算額 （千円）	36,000	令和3年度 雇用勘定予算額 0（千円） 一般勘定予算額 0（千円）	
29年度 予算執行率 （％）		85.3%	30年度 予算執行率 （％）	59.5%	令和元年度 予算執行率 （％）	91.2%	令和2年度 予算執行率（％）	78.3%	※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
令和元年度評価と それを踏まえた 令和3年度事業の 見直し		令和元年度評価	D	未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要						
2 年 度 目 標	アウトカム 指標	受給者からアンケートを取り、遺族の生活の激変を緩和できた旨の評価を80％以上得る。			2 年 度 実 績	アウトカム 指標 【○】	受給者からアンケートを取った結果、回答を得たアンケートのうち、遺族の生活の激変を緩和できた旨の評価は96.4％であった。			
	アウトプット 指標	全ての申請について、申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とする。または、当該期間が1か月を超える場合は、申請者にその旨連絡する。				アウトプット 指標 【○】	令和2年度の支給件数は35件であった。 うち1件は、申請から支給決定までに要した期間が1ヶ月を超えていたが、事前に申請者にその旨を連絡していた。			
2年度目標を達成（未達成） の理由（原因） ・今後の課題		前年度の実績を踏まえ、事業を効率的、効果的に実施できたものと考えられる。								
理由（原因）を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題		引き続き、事業の適正な運営に努める。								
評価		A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					
令和3年度 事業概要		令和2年度と同様								
令和3年度目標 （アウトカム指標）		受給者からアンケートを取り、遺族の生活の激変を緩和できた旨の評価を80％以上得る。								
令和3年度目標 （アウトプット指標）		全ての申請について、申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とする。または、当該期間が1か月を超える場合は、申請者にその旨連絡する。 令和3年度の支給件数を30件以上とする。								
令和3年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 （アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由）		アウトカム指標については、長期家族介護者援護金は、遺族から申請があった際に審査し支給する事業であり、申請者の満足度等の測定になじまないことから、事業のあり方を含めた検討のため受給者に対してアンケートを実施し、当該アンケートにおける役に立った旨の回答を80％以上とするよう目標を設定した。 アウトプット指標については、被災労働者の支援を図るべく、申請を迅速・適正に処理することを目標とした。なお、支給件数については、過去5年間の平均値を目標とした。								
令和3年度予算概算 要求の主要事項 との関係		—								
令和4年度要求に 向けた事業の 方向性		本件事業については、要介護状態の重度被災労働者を長期間抱える世帯は、家族の精神的・肉体的負担が大きく、また、世帯収入も労災年金に依存せざるを得ない状態にあるが、被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に遺族の生活の激変緩和を図り、重度被災労働者の遺族の生活を援護するために、必要な事業であるため、引き続き厳正かつ迅速な処理を行い実施していきたい。								

事業名		労災特別介護施設運営費・設置経費 (（1）労災特別介護援護事業経費、（2）労災特別介護施設設置費)						事業番号 (令和3年度)	13	
								事業番号 (令和2年度)	13	
事業の別		被災労働者援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)						担当係	年金福祉 第一係	
実施主体		(一財)法人労災サポートセンター、厚生労働本省、国土交通省、都道府県労働局								
事業／ 制度概要	目的及び必要性 (何のため)	(1)労災重度被災労働者(傷病・障害等級が第1級から第3級に該当する労災年金受給者)はその家族の高齢化や核家族化の進展に伴い、在宅での介護が困難となっている。また、労災重度被災労働者は労働災害特有の傷病・障害を有する者が多く、一般に民間事業者や市町村等により実施されている介護サービスでは、十分な介護は施されていない現状にある。 こうした介護を巡る環境等を十分に踏まえ、労災重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた専門的な介護サービスを確実に提供するため、労災特別介護施設の運営を行うことにより、労災重度被災労働者の生命・生活維持に必要な援護を図る。 (2)労災特別介護施設は、平成4年より順次開所され、現在全国8カ所に設置されているが、開所以来、新しい施設で19年、古い施設で28年余経過し、各施設において経年劣化が進行している状況にある。これらの施設の不備をそのまま放置し、災害や事故が発生した場合、国の施設管理者としての責任を問われかねないことから、入居者の安全な生活環境の整備を図るため、施設の特別修繕を行う。 両事業はともに労働災害によって被った損害のてん補を行うという労災保険制度の趣旨に鑑み、介護保険法や障害者総合支援法によって給付が受けられる場合であっても、業務上の災害(又は通勤による災害)による障害を負った場合は、まずは労災保険から給付を行うこととしている(介護保険法第20条、障害者総合支援法第7条等)。このため、労働災害によって障害を被った労災重度被災労働者に対しては、広く国民一般を対象とした施策とは別に、社会復帰促進等事業の一つとして、独自の介護施策を展開する必要がある。								
	対象 (誰／何を対象に)	(1)在宅での介護が困難な全国の労災重度被災労働者及びその家族 (2)国が全国8カ所(北海道、宮城県、千葉県、愛知県、大阪府、広島県、愛媛県、熊本県)に設置した労災特別介護施設								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	(1)労災重度被災労働者の傷病・障害に応じた専門的な施設介護サービスを提供する介護施設(労災特別介護施設)において、専門的な施設介護サービス及び短期滞在型介護サービスを提供する。 (2)施設の特別修繕を行う。								
	実施体制	(1)(一財)労災サポートセンターに事業を委託して実施。 (2)原則として国土交通省に支出委任。ただし、直接実施する場合については厚生労働省(都道府県労働局)において実施する。								
29年度予算額 (千円)		2,675,957	30年度予算額 (千円)	2,480,284	令和元年度 予算額 (千円)	2,475,719	令和2年度 予算額 (千円)	2,300,379	令和3年度 予算額 (千円)	2,185,739
29年度決算額 (千円)		1,931,063	30年度決算額 (千円)	1,932,205	令和元年度 決算額 (千円)	1,925,192	令和2年度 決算額 (千円)	1,722,884	令和3年度 雇用勘定予算額 0(千円)	
29年度 予算執行率 (%)		98.6	30年度 予算執行率 (%)	100.0	令和元年度 予算執行率 (%)	100.0	令和2年度 予算執行率(%)	98.8	一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
令和元年度評価と それを踏まえた 令和3年度事業の 見直し		令和元年度評価	B	予算額又は手法等を見直し						
2 年 度 目 標	アウトカム 指標	(1)入居者から、介護サービスが有用であった旨の評価を90%以上得る。			2 年 度 実 績	アウトカム 指標 【○】	(1)有用であった旨の評価:93.3% ※12,567(有用の評価)／13,470(総回答数)			
	アウトプット 指標	(1)全国8施設の年平均での入居率を90%以上とする。				アウトプット 指標 【×】	(1)年平均入居率:84.8% ※648名(年平均入居者数)／764名(入居者定員)			
2年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題		(1)アウトカム指標については、労災重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを適正に提供したため目標を達成することができた。 アウトプット指標については、委託先と令和2年度～令和4年度の3ヵ年契約を結ぶにあたり、入居率が特に低かった北海道施設(令和元年度68.4%)及び愛媛施設(令和元年度71.4%)について、入居定員数を98名→88名に見直しを行ったほか、令和2年度の全8施設の新規入居者数(59名)を、前年よりも2名増加させるなどしたが、年平均入居者率は、令和元年度と同水準の84.8%となり、目標未達成であった。 目標未達成であった原因としては、死亡や長期入院等による退去者数が前年度より増加したこと(令和元年度70名→令和2年度81名)により、これまで入居率90%を超えていた愛知施設や大阪施設が入居率90%を下回ったこと(愛知施設:令和元年度93.9%→令和2年度89.8%、大阪施設:令和元年度90.8%→令和2年度84.7%)、新型コロナウイルスの感染拡大の状況を受け、入居希望者から入居の延期又は入居のための面接調査等の延期の要望があったこと(令和3年3月末時点の早期入居希望者のうち6名が延期を要望)や、短期滞在型介護サービスの利用者が減少したこと(令和元年度利用者68名→令和2年度利用者23名)等があると思料される。 また、今後、入居率を向上させていく上で、施設によって入居希望者数に差があることが課題になると考えられる。令和2年度、入居率が90%を超えている宮城施設及び千葉施設については、早期入居を希望する者が、毎月平均でそれぞれ6.6名・5.1名いたが、入居率が80%を下回った広島施設及び愛媛施設については、毎月平均でそれぞれ1.3名・2.1名にとどまった。これは、入居対象となる重度被災労働者数の偏在によるものと思料され、仮に各施設の所在地周辺の都道府県を北海道・東北・関東甲信越・東海北陸・近畿・中国・四国・九州沖縄の8ブロックに分けると、広島施設の所在地である中国ブロックには全重度被災労働者(21,984名(令和3年4月支払期時点))の7.8%(1,723名)、愛媛施設の所在地である四国ブロックには4.9%(1,067名)が居住している状況となっており、平均値の12.5%(2,748名)を大幅に下回っている。このように重度被災労働者数の地域毎の偏在があることから、先述のとおり令和2年度より北海道施設及び愛媛施設の定員の見直しを行ったものの、他施設においては一律の設定であることも目標未達成の一因であると思料される。								

理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題	(1)アウトプット指標については、受託者からの適時の状況把握を行うとともに以下の取組を行った。 全都道府県労働局に対し、会議・研修等の機会を通じて職員に周知し、年金支給決定時に職員から入居対象者に対する説明及び周知を実施すること及び全都道府県障害福祉主管部局に対し、周知広報や入居要件を満たす可能性のある者に対する本事業の紹介を依頼するなど、入居率向上のための取組を行った。 委託先の取組として令和元年度に平均入居率が90%に達しなかった4施設(北海道、広島、愛媛、熊本)については、重点的な入居促進策として、対象となる労災年金受給者に対して、個別に施設の案内を送付する等の取組を行った。 これらの取組を行ってきた結果、令和元年度に平均入居率が90%に達していない4施設の新規入居者数の合計が33名(平成29年度27名、平成30年度35名、令和元年度32名)となっているのに対し、他の4施設の新規入居者数の合計が26名であることから取組の効果が上がっているものと思料されるため、引き続きこれらの取組を行っていく。 前項で記載した、施設ごとで入居希望者数に差があるという課題については、事業の次期調達(令和5年度)にあたり、過去の実績値や施設所在地周辺の都道府県の重度被災労働者数等を参考に入居者数の実態に応じた入居定員数に変更することを検討することや、早期入居希望者のうち、希望施設での空き部屋がない場合、ほかの施設への入居を勧める等により、対応していきたいと考えている。 また、入居率向上させるための取組みとして、入居の端緒となりうる短期滞在型サービスを有効活用できるよう積極的な周知・利用促進を引き続き行っていく。 そのほか、入居希望者との面接調査を実施する場合、従前通り対面により実施していくこととするが、新型コロナウイルスの感染状況によっては、必要によりオンラインによる面接調査も試行的に実施する。	
評価	B	予算額又は手法等を見直し
令和3年度事業概要	令和2年度事業概要と同様	
令和3年度目標(アウトカム指標)	入居者から、介護サービスが有用であった旨の評価を90%以上得る。	
令和3年度目標(アウトプット指標)	全国8施設の年平均での入居率を90%以上とする。	
令和3年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	アウトカム指標については、受益者である入居者等からの有用であった旨の評価を指標とし、その目標値については、事業の有用性について一定の高い水準を常に維持・確保することを意図し、令和元年度実績を踏まえ、90%以上と設定した。 アウトプット指標については、平成22年度の事業目標設定時に、当時の平均入居率が90%以上を維持していたため、目標を90%として設定したこと及び当時に比べて労災重度被災労働者は減少しているものの、入居していない労災重度被災労働者が一定数おり、国有財産の有効活用が求められていることから、入居率を年平均90%以上と設定した。	
令和3年度予算概算要求の主要事項との関係	-	
令和4年度要求に向けた事業の方向性	令和元年度に一般競争入札を実施して受託事業者を選定し、当該事業者と令和2年度から令和4年度までの3年契約を締結しており、令和4年度は所要額(契約額)を要求する。	

事業名		労災診療被災労働者援護事業補助事業費						事業番号 (令和3年度)	14	
								事業番号 (令和2年度)	14	
事業の別		被災労働者援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)						担当係	福祉係	
実施主体		(公財)労災保険情報センター(令和2年度交付先)								
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	被災労働者に診療費を窓口で負担させることなく、国の負担で十分な医療を提供する仕組み(現物給付)である労災保険指定医療機関制度の維持、拡充を図ることを目的に、労災認定が行われるまでの間、労災保険指定医療機関に対して診療費相当額を貸し付けることで経済的負担を軽減させ、被災労働者に無料で診療を行う労災保険指定医療機関を確保・維持するためのもの。被災労働者の援護を図るものであるため、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。								
	対象 (誰／何を対象に)	労災保険指定医療機関(労働者災害補償保険法施行規則第11条第1項に規定する病院又は診療所)								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	労災保険指定医療機関で被災労働者への診療(国による被災労働者に対する現物給付)に要した費用が国から労災保険指定医療機関に支払われるまでの間の当該費用に相当する額について、(公財)労災保険情報センターが行っている労災保険指定医療機関への無利子貸付事業に対して、補助を行う。								
	実施体制	(公財)労災保険情報センターが貸付契約を締結している労災保険指定医療機関に対し、診療費の請求相当額を貸し付ける。								
29年度予算額 (千円)		2,842,887	30年度予算額 (千円)	3,578,536	令和元年度 予算額 (千円)	3,054,044	令和2年度 予算額 (千円)	2,993,718	令和3年度 予算額 (千円)	2,695,553
29年度決算額 (千円)		2,842,887	30年度決算額 (千円)	3,578,536	令和元年度 決算額 (千円)	3,054,044	令和2年度 決算額 (千円)	2,993,718	令和3年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円)	
29年度 予算執行率 (%)		100.0	30年度 予算執行率 (%)	100.0	令和元年度 予算執行率 (%)	100.0	令和2年度 予算執行率(%)	100.0	※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
令和元年度評価と それを踏まえた 令和3年度事業の 見直し		令和元年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
2 年 度 目 標	アウトカム 指標	労災指定医療機関を前年より300件以上増加させる。(令和元年9月30日現在43,738機関)			2 年 度 実 績	アウトカム 指標 【○】	労災保険指定医療機関数を前年より448件増加させた。 44,186機関(令和3年3月31日現在) ※令和2年度はコロナ禍の影響で下期に活動が集中したことから、年度末時点の実績を用いることとした。			
	アウトプット 指標	毎月10日までに受け付けた貸付の請求について、当月末までに100%支払を行う。				アウトプット 指標 【○】	毎月10日までに受け付けた貸付の請求について、当月末までに100%支払われた。			
2年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題		【アウトカム指標】労災保険指定医療機関の経済的負担を軽減させ、労災保険指定医療機関制度に対する信頼性の維持につながったため。 【アウトプット指標】適切な事務処理が行われたため、貸付請求相当額が請求月末に100%支払われた。								
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題		引き続き目標に応じた実績を維持できるよう指導する。								
評価		A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					
令和3年度 事業概要		令和元年度と同様								
令和3年度目標 (アウトカム指標)		労災指定医療機関を前年より300件以上増加させる。(令和3年3月31日現在44,186機関)								
令和3年度目標 (アウトプット指標)		毎月10日までに受け付けた貸付の請求について、当月末までに100%支払を行う。								
令和3年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)		被災労働者が一時的にせよ経済的な負担を被ることのないよう、療養の給付が行える労災保険指定医療機関制度を拡大する必要があるため。 また、医療機関に経済的負担をかけることなく療養の給付を行えるように、毎月10日までに受け付けた貸付の請求について、当月末までに100%支払を行うことを目標とした。								
令和3年度予算概算 要求の主要事項 との関係		-								
令和4年度要求に 向けた事業の 方向性		(公財)労災保険情報センターが実施する貸付事業への補助を行うため、必要な予算の確保に努め、労災保険指定医療機関制度の維持及び充実を図る。								

事業名		過労死等防止対策推進経費						事業番号 (令和3年度)	15	
								事業番号 (令和2年度)	16	
事業の別		被災労働者援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号) 安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	過労死等防止 対策推進室	
実施主体		民間団体								
事業／ 制度概要	目的及び必要性 (何のため)	・「過労死等防止対策推進法」及び同法に基づき閣議決定した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」において、国は過労死等の防止のための対策を効果的に推進する責務を有するとされている。また、同法第9条に基づき、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、これに対する国民の関心と理解を深めるための施策(啓発)等を実施することにより労働者の健康の確保に資するものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。 ・さらに同大綱において「過労死で親を亡くした遺族(児)の抱える様々な苦しみを少しでも軽減できるよう、引き続き、過労死遺児交流会を毎年開催する」とされている。同大綱に基づき、過労死として認定された労働者の遺児等を招請し、イベントを通じて心身のリフレッシュを図るほか、遺児及びその保護者を対象とした相談等を行う過労死遺児交流会を実施することにより被災労働者及びその遺族の援護に資するものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第2号に適う事業であり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。								
	対象 (誰／何を対象に)	事業主、労働者、過労死で親を亡くした遺族(児)、その他国民								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	「過労死等防止対策推進法」及び同法に基づき閣議決定した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を踏まえ、 ①過労死等に関する調査研究、 ②過労死等を防止することの重要性について国民の理解を促す等周知・啓発、 ③国民の過労死等防止対策の重要性に対する関心と理解を深めるための「過労死等防止対策推進シンポジウム」(毎年11月の「過労死等防止啓発月間」に開催) ④過労死で親を亡くした遺児等を招請し、イベントを通じて心身のリフレッシュを図るほか、遺児及びその保護者を対象とした相談等を行う過労死遺児交流会を実施する。								
	実施体制	民間団体に委託して実施								
29年度予算額 (千円)		301,898	30年度予算額 (千円)	270,331	令和元年度 予算額 (千円)	256,587	令和2年度 予算額 (千円)	278,697	令和3年度 予算額 (千円)	197,042
29年度決算額 (千円)		194,804	30年度決算額 (千円)	229,767	令和元年度 決算額 (千円)	206,541	令和2年度 決算額 (千円)	232,997	令和3年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
29年度 予算執行率 (%)		64.5	30年度 予算執行率 (%)	85.0	令和元年度 予算執行率 (%)	80.5	令和2年度 予算執行率(%)	83.6		
令和元年度評価と それを踏まえた 令和3年度事業の 見直し		令和元年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
2年度 目標	アウトカム 指標	(1)過労死遺児交流会について、参加者の心身のリフレッシュ等の「役に立った」旨の評価を85%以上とする。 (2)過労死等防止対策推進シンポジウム参加者の「理解・関心が深まった」と思う割合を85%以上とする。			2年度 実績	アウトカム 指標 【○】	(1)過労死遺児交流会について、参加者の心身のリフレッシュ等の「役に立った」旨の評価:100% (2)過労死等防止対策推進シンポジウム参加者の「理解・関心が深まった」と思う割合:93.9%			
	アウトプット 指標	(1)過労死遺児交流会の参加型イベントや相談などのイベントを3種類以上実施する。 (※)イベントは、グループトーク、個別相談会、講演会、参加型イベント(子ども向け体験イベント)等から3種類以上 (2)過労死等防止対策推進シンポジウムを全国48箇所で開催し、参加者数を計1,280人以上とする。				アウトプット 指標 【×】	(1)過労死遺児交流会のイベント実施実績:2種類(グループトーク、個別相談会) (2)過労死等防止対策推進シンポジウムの開催実績:全国48箇所で開催、参加者3,780人			
2年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題		(1)過労死遺児交流会は、遺児同士の交流を目的としていることから、学校等の長期休暇期間中に対面で実施することを前提に計画し、新型コロナウイルス感染症の拡大状況から当初の開催時期(8月)を延期し、開催可能な状況となることを見計らっていたが、新型コロナウイルスの感染状況の収束の見込みがたたず、感染症の拡大状況を考慮し、急遽オンライン等の方法で実施することにした。オンラインにおいても参加者同士の交流及び参加者の抱える悩みに応える個別相談会を実施したことから、アウトカム目標は、達成することができたが、一方で、イベントの種類については、対面実施をすること前提に準備を進めていたことから、参加者がオンラインでそれぞれ参加可能なイベントを3種類以上計画する時間的な余裕がなく、開催イベントは2種類(グループトーク、個別相談会)となり、アウトプット指標については、目標を達成することができなかった。 (2)過労死等防止対策推進シンポジウムについては、開催に係る周知広報と併せて国民の過労死等防止対策の重要性に対する関心と理解を深めるための周知・啓発(ポスター、パンフレット及び広報用動画の作成等)を実施したため、目標を達成できた。								
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題		本事業の実施にあたっては、 (1)令和2年度は、オンラインへの切り替えを判断した日から開催日までの期間が短くオンラインでのプログラムを十分に検討できずに、未達成となった面があったことから、令和3年度は、対面開催とすることを前提としつつも、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を考慮し、オンライン開催となった場合におけるプログラムについても検討しておく。 (2)過労死等防止対策推進シンポジウムについては、引き続き、事業におけるアンケート結果等を参考に、特に企業における労務管理の参考となるようなプログラムの充実を図り、各都道府県におけるプログラムの企画立案段階から都道府県労働局において積極的に関係団体等に働きかけを行う。また、国民の過労死等防止対策の重要性に対する関心と理解を深めるための周知・啓発(ポスター及びパンフレット等の作成等)を効果的に実施する。								

評価	B	予算額又は手法等を見直し
令和3年度 事業概要	「過労死等防止対策推進法」及び同法に基づき閣議決定した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を踏まえ、 ①過労死等を防止することの重要性について国民の理解を促す等周知・啓発、 ②国民の過労死等防止対策の重要性に対する関心と理解を深めるための「過労死等防止対策推進シンポジウム」(毎年11月の「過労死等防止啓発月間」に開催) ③過労死で親を亡くした遺児等を招請し、イベントを通じて心身のリフレッシュを図るほか、遺児及びその保護者を対象とした相談等を行う過労死遺児交流会を実施する。	
令和3年度目標 (アウトカム指標)	(1)過労死遺児交流会について、参加者の心身のリフレッシュ等の「役に立った」旨の評価を85%以上とする。 (2)過労死等防止対策推進シンポジウム参加者の「理解・関心が深まった」と思う割合を85%以上とする。	
令和3年度目標 (アウトプット指標)	(1)過労死遺児交流会の参加型イベントや相談などのイベントを3種類以上実施する。 (2)過労死等防止対策推進シンポジウムを全国48箇所で開催し、参加者数を計1,280人以上とする。	
令和3年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	・アウトカム指標について、(1)過労死遺児交流会については、過労死として認定された労働者の遺児等を招請し、イベントを通じて心身のリフレッシュを図る等のための施策として実施する事業であることから、事業の趣旨を成果として適切に評価するため、引き続き、参加者の心身のリフレッシュ等の「役に立った」旨の評価とした。(2)過労死等防止対策推進シンポジウムについては、過労死等の防止に関する国民の関心と理解を深めるための施策として実施する事業であることから、事業の趣旨を成果として適切に評価するため、引き続き、参加者の「理解・関心が深まった」と思う割合とし、引き続き、85%以上とした。 ・アウトプット指標について、(1)過労死遺児交流会については、上記課題を踏まえ、アウトカム指標を達成するため、引き続き、参加型のプログラムや相談会の数を指標に設定した。なお、前述のとおり、令和3年度は、対面開催とすることを前提としつつも、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を考慮し、オンライン開催となった場合におけるプログラムについても検討しておく。(2)過労死等防止対策推進シンポジウムについては、各会場ごとに都市の規模等から参加者数を見込み、合計したものを指標としているが、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、参加者のソーシャルディスタンスを確保した場合に、当初想定していた目標値(5,120人)の4分の1程度と見込み、前年度の5,120人以上から1,280人以上に変更した経緯があるが、令和3年度も、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度と同様に目標を設定した。	
令和3年度予算概算 要求の主要事項 との関係	—	
令和4年度要求に 向けた事業の 方向性	過労死等の防止に関する大綱に基づく施策の実施に必要な経費を要求	

事業名		安全衛生啓発指導等経費	事業番号 (令和3年度)		16					
			事業番号 (令和2年度)		17					
事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)				担当係	業務班 管理係 計画班 業務第一係			
実施主体		厚生労働省本省、都道府県労働局及び労働基準監督署、(1)②及び③のみ富士通(株)								
事業／ 制度概要	目的及び必要性 (何のため)	(1)① 労働災害防止についての啓発指導を目的として、事業者及び労働者に対する安全衛生意識の普及高揚を図るとともに、災害防止活動を効果的に促進するための指導や安全衛生教育等を実施する必要がある。また、産業設備の高度化、大型化及びこれに伴う災害原因の複雑化に対応し、効率的に災害防止の指導を行うため、計画的に災害防止指導用計測機器及び被服等を整備する必要がある。事業者や労働者に対する安全衛生啓発指導や安全衛生意識の普及高揚を図ることは、労働者の安全衛生確保に資することから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。 ② 労働災害の防止を図るため、一定の危険又は有害な業務に従事する者や作業主任者の一部には、技能講習の受講が義務づけられている。作業の際には、技能講習修了証の携帯が義務づけられているが、修了証を紛失又は破損した場合で、技能講習を行う機関が廃止されていたり、受講した機関名等を失念していたりすると、再交付を受けられず、作業に就けなくなるといった労働者への不利益が生じる。 また、修了証は登録教習機関ごとに交付されるが、一人の労働者が複数の技能講習を修了している場合もあることから、異なる登録教習機関での修了歴を携帯しやすい大きさの書面にして交付する必要がある。 そのため、全国の登録教習機関の修了者のデータを一元的に管理するとともに、修了者に対し技能講習を修了したことを証明する書面を発行する環境を整備する。 無資格者が業務に従事することによる労働災害の防止を図るための事業であり、事業者による労働者の安全衛生確保義務の担保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。 ③ 事業者が、自主的に安全衛生対策を進められるよう、安全への取組に必要な情報を提供し、さらに安全活動に積極的な事業場の好事例等を情報提供することにより、安全への取組に積極的な企業が評価される環境等を整備することにより、労働災害の防止を図る。 事業場の自主的な安全衛生対策の促進により労働災害の防止を図るための事業であり、事業者による労働者の安全衛生確保義務の担保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。 (2)アスベストやじん肺等職業性疾病の問題が社会的にも大きな問題となっていることから、有害物質等有害要因を有する事業場に対する職業性疾病等の予防のため、監督指導等を実施し、労働者の健康を確保する。また、重篤な労働災害又は火災、爆発等の重大災害の災害原因を究明し、同種災害の発生を防止する。労働災害のリスクの高い事業場への指導等を実施するための経費であり、事業者による労働者の安全衛生確保義務の担保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。 (3)安全衛生施設については、各施設において経年劣化が進行している。これをそのまま放置し、事故等が発生した場合、国の施設設置者としての責任を問われかねない重大な問題となることから、施設利用者等の安全のため、修繕等を行う必要がある。また、当該施設は、労働安全衛生法第63条に基づき、労働災害の防止を目的として、安全衛生教育に従事する指導員の養成等を行うために国が設置したものであることから、これら施設の修繕は労働者災害補償保険法第29条第1項第3号の規定による社会復帰促進等事業で行う必要がある。								
	対象 (誰／何を対象に)	民間企業等								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	(1)①安全衛生意識の普及高揚を図り、災害防止活動を促進するため、全国安全週間・全国労働衛生週間等を実施する。 ②登録教習機関から原則3年後に引渡し等される技能講習修了者に係る情報を入力し、そのデータを一元的に管理するとともに、技能講習修了者本人の求めに応じて、技能講習を修了したことを証明する書面を発行する。 ②中小企業をはじめとする各事業者が労働者への教育や創意工夫された安全活動等、労働災害防止対策の推進を図るために必要不可欠な災害事例や化学物質情報、リスクアセスメントの手法などの情報をホームページを通じて提供する。 併せてプロジェクトに賛同する企業を募り、安全活動に熱心に取り組んでいる企業が国民や取引先に注目されるための運動(「あんぜんプロジェクト」)の展開等を行う。賛同企業は、厚生労働省が運営する「あんぜんプロジェクト」のホームページにプロジェクトメンバーとして掲載され、自社のイメージアップに繋げるとともに、一層の安全活動に取り組むことが期待される。また、その活動状況及び労働災害発生状況を自社のホームページで公表する。労働安全衛生法に基づく各種届出について、形式審査機能を持つ帳票の公開等を行う。 (2)有害物質等有害要因を有する事業場に監督指導等を実施するとともに、災害原因を科学的に究明するため、労働者死傷病報告等に基づきその発生原因を多角的体系的に検討・調査する。 (3)国土交通省による官庁建物実態調査等により、重要度・緊急度等を調査した上で、安全衛生教育に従事する指導員の養成等が継続できるように、修繕等をしているものである。								
	実施体制	(1)①及び(2)厚生労働省本省、都道府県労働局、労働基準監督署による直接実施 (1)②及び③ 富士通(株) (3)支出委任により国土交通省が実施。支出委任できない部分については厚生労働省本省で直接実施。								
29年度予算額 (千円)		923,886	30年度予算額 (千円)	1,172,554	令和元年度 予算額 (千円)	1,765,531	令和2年度 予算額 (千円)	1,379,417	令和3年度 予算額 (千円)	1,013,438
29年度決算額 (千円)		159,323	30年度決算額 (千円)	155,753	令和元年度 決算額 (千円)	192,522	令和2年度 決算額 (千円)	207614	令和3年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
29年度 予算執行率 (%)		92.3	30年度 予算執行率 (%)	90.3	令和元年度 予算執行率 (%)	109.5	令和2年度 予算執行率(%)	96.5		
令和元年度評価と それを踏まえた 令和3年度事業の 見直し		令和元年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						

2 年 度 目 標	アウトカム 指標	①技能講習の帳票データの受付数を165万件 (過去5年平均)以上とする。 ②事業者等から有用であった旨の評価を80% 以上確保する。	2 年 度 実 績	アウトカム 指標 【①〇②〇】	①帳票データを171万件受付した。 ②事業者等から有用であった旨の評価が84.0%であった。
	アウトプット 指標	①引き続き帳票データの引き渡しについて周知 していくとともに、引き受けた帳票データを確実に 入力できるように適正な管理に努めていく。 ②要望のあったものを中心に、ホームページに 災害事例や安全衛生教育用教材等を合計70 件以上掲載する。 ③各種労働災害データベースの作成(30,000件 以上) ④ホームページのアクセス件数を3,850万件(平 成28年度～平成30年度平均:約3,500万)以上 確保する。		アウトプット 指標 【①〇②〇③〇 ④〇】	①帳票引き受けからデータ入力に至る一連の流れがマニュアル化さ れており、その徹底がなされることで適切な管理がなされている。 ②外国人向け視聴覚教材を中心に、70以上の新規コンテンツをホー ムページ掲載した。 ③機械災害・死亡災害・死傷災害のデータベースを計34,684件掲載し た。 ④ホームページのアクセス数:集計中(令和3年5月中頃追記可能)
2年度目標を達成(未 達成) の理由(原因) ・今後の課題		目標値を達成すべく、適切な進捗管理の下に事業を実施したため。			
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題		引き続き事業を実施すると共に、ホームページのレイアウトや掲載コンテンツの見直しによる利便性向上に努めていく。			
評価		A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続		
令和3年度 事業概要		(1)から(3)は令和2年度と同様 設計・施工管理を行う技術者等に対する安全衛生教育の支援事業を追加する。(令和2年度事業番号19を統合) ＜実施主体＞厚生労働本省、民間団体 ＜目的及び必要性＞労働災害を防止するためには、あらかじめ施工作業の危険性を低減するような建築物の設計を行うことや、労働者に危害を 加えるおそれのない本質安全の産業機械の設計を行うなど、安全衛生に配慮した機械等の設計やインフラの施工管理を行う事が効果的であ る。しかし、技術者を対象とした安全衛生教育の実施は、法令上、義務づけられていない。技術者等の安全衛生に関する理解が高まることで、 本質安全の設計ができることは、労働者の安全及び衛生の確保に資するものであり、社会復帰促進等事業で行う必要がある。 ＜対象＞企業、労働者(技術系)、大学生等 ＜事務・事業のスキーム＞技術者が設計や施工管理等を行う上で必要となる安全衛生に関する基礎知識を付与できる教材を作成する。 教材を用いて講習会等を実施する。 ＜実施体制＞委託先に委託して実施			
令和3年度目標 (アウトカム指標)		①技能講習の帳票データの受付数を166万件(過去5年平均)以上とする。 ②事業者等から有用であった旨の評価を80%以上確保する。 ＜安全衛生教育の支援事業＞ 教材(テキスト、ビデオ)の案を公開し、閲覧者から有益度80%を得る。			
令和3年度目標 (アウトプット指標)		①引き続き帳票データの引き渡しについて周知していくとともに、引き受けた帳票データを確実に入力できるように適正な管理に努めていく。 ②要望のあったものを中心に、ホームページに災害事例や安全衛生教育用教材等を合計70件以上掲載する。 ③各種労働災害データベースの作成(30,000件以上) ④ホームページのアクセス件数を4,700万件(平成30年度～令和2年度平均:約4,692万)以上確保する。 ＜安全衛生教育の支援事業＞ ①技術者等に対する安全衛生教育の教育用の教材案を作成する。 ②作成した教材(テキスト・ビデオ)の案を公開し、閲覧者から意見を募る。			

令和3年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方（アウトカム指標設定が困難な場合はその理由）	技能講習の帳票データの引き渡しについて登録教習機関に周知するほど、帳簿データの受付数が増加することが予想されることから、上記アウトカム指標①及びアウトプット指標①を設定した。 アウトカム指標②については、国の施策や安全衛生情報提供の内容と事業場等の需要に乖離がないかを検証するために設定した。 アウトプット指標②及び③については、ホームページの災害事例や安全衛生教育用教材や労働災害データベースなどのコンテンツが充実すればするほど、よりアクセス件数が増えると考えられるため設定した。 アウトプット指標④に関しては、ホームページに掲載されている内容が有用であればあるほど、よりアクセス件数が増えると考えられるため設定した。 ＜安全衛生教育の支援事業＞ 令和2年度事業では基礎知識を習得するための教材を作成し、講習会を実施することを予定していたが、コロナ禍の中で事業内容を修正することとなった。 令和3年度においては、より実践的な安全衛生対策等を習得できる教材を作成することで、コロナ禍の中で技術者に対して安全衛生教育が行われる素地を形成することを目指し、教材案を公開し、閲覧者の意見を踏まえ、実践的な安全衛生教育用の教材を作成する。
令和3年度予算概算要求の主要事項との関係	Ⅲ主要事項 第1 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進 1 長時間労働の是正や安全で健康に働くことができる職場づくり (2)労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備 ① 第13 次労働災害防止計画重点業種等の労働災害防止対策の推進 ＜安全衛生教育の支援事業＞ 第13次労働災害防止計画 8(1)高校、大学等と連携した安全衛生教育の実施
令和4年度要求に向けた事業の方向性	引き続き事業を実施すると共に、ホームページのレイアウトや掲載コンテンツの充実による利便性向上に努めていく。 ＜安全衛生教育の支援事業＞ 引き続き、より実践的な内容の安全衛生教育が実施できるよう教材を拡充するとともに、過去2年度に作成した教材等について、大学教育の中で実際に使用し、教育現場の意見を得て、大学教育の中で安全衛生教育が実施されるよう促す。

事業名		職業病予防対策の推進						事業番号 (令和3年度)	17	
								事業番号 (令和2年度)	21	
事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	電離放射線労働者健康対策室、労働衛生課物理班	
実施主体		厚生労働省本省、日本電気(株)、(公社)全国労働衛生団体連合会、(株)エアクレーレン、一般財団法人日本原子力文化財団、テクノヒル(株) 等								
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	(1)東京電力株式会社福島第一原子力発電所(以下「東電福島第一原発」という。)において、緊急作業に従事した労働者の長期的健康管理や廃炉等作業員の健康支援を行うため。 (2)東電福島第一原発・除染作業者の放射線関連の情報について、我が国における被ばく管理規制に対する国際的な信頼に資するため。 (3)東電福島第一原発については、今後、核燃料デブリの取り出しに向けて建屋内部での作業など高線量の場所での作業が増加する見込みであるため、より効果的な被ばく低減対策が求められているため。 (4)眼の水晶体の被ばく線量が比較的高い医療分野における被ばく低減・放射線管理を支援するため。 以上の目的のとおり、緊急作業に従事した労働者や廃炉等作業従事者、医療従事者等に係る安全と健康の確保を図るものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号事業に該当し、社会復帰促進等事業で行う必要性がある。 (5)また、熱中症等職場環境に起因する職業性疾病の減少を図り、労働者の健康を確保することは、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号事業に該当し、社会復帰促進等事業で行う必要性がある。								
	対象 (誰／何を対象に)	東電福島第一原発で緊急作業に従事した者、東電福島第一原発の廃炉等作業員、事業者及び事業場の衛生管理担当者 等								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	(1)東電福島第一原発で緊急作業に従事した者(以下「緊急作業従事者」という。)の被ばく線量、健康診断結果等のデータを蓄積する「東電福島第一原発作業員の長期的健康管理システム(以下「データベース」という。)」を運用し、緊急作業従事者に対する健康相談、保健指導を実施する。 (2)廃炉等作業員の健康支援相談窓口を定期的に開設、健康相談を実施。 (3)東電福島第一原発・除染作業者の放射線被ばくの状況やその対策に関する情報(報道発表、ガイドライン、行政通達等)について、厚生労働省の英語版ホームページに掲載するなど海外に向けて発信する事業を行う。 (4)東電福島第一原発における施工計画作成者等に対して被ばく低減措置に係る教育を行うなど、廃炉等作業における被ばく低減対策を支援する。 (5)放射線業務を行う事業場に対して、電離放射線障害防止規則の改正内容について周知するとともに、法令上に定める適切な線量測定の実施を推進するため、自主点検及び説明会を行う。 (6)眼の水晶体への被ばく線量が高い業務を行う事業者に対し、事業場として労働者の被ばく線量を組織的に管理する仕組みである、放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステム(以下「MSという。)」の導入を支援する。 (7)眼の水晶体が受ける被ばく線量が高い労働者を雇用する者に対し、当該被ばく線量を低減するための器具の購入費の一部を補助する。 (8)職場の熱中症予防に特化したポータルサイトを整備し、暑さ指数の正確な把握と対応方法を周知。ポータルサイトには主要産業別の対策好事例も紹介する。								
	実施体制	民間事業者等に委託して実施。								
29年度予算額 (千円)		425,144	30年度予算額 (千円)	428,738	令和元年度 予算額 (千円)	572,028	令和2年度 予算額 (千円)	588,131	令和3年度 予算額 (千円)	539,268
29年度決算額 (千円)		149,957	30年度決算額 (千円)	151,683	令和元年度 決算額 (千円)	147,010	令和2年度 決算額 (千円)	512476	令和3年度 雇用勘定予算額 0(千円)	
29年度 予算執行率 (%)		79.0	30年度 予算執行率 (%)	76.6	令和元年度 予算執行率 (%)	77.5	令和2年度 予算執行率(%)	87.1	一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
令和元年度評価と それを踏まえた 令和3年度事業の 見直し		令和元年度評価	B	予算額又は手法等を見直し						
2 年 度 目 標	アウトカム 指標	①東京電力による『福島第一における作業員の健康管理について(厚労省ガイドラインへの対応状況)』報告のうち、『第2四半期(7～9月)に実施の健康診断に対する管理状況の取り纏め結果』の『「要精密検査」判定者への対応状況』において、第2四半期分の報告時点(毎年3月頃)の結果で、『指導後も未受診』の割合が10%未満であることを確認する。 ②施工計画作成者等に係る教育の参加者に対してアンケートを実施し、9割以上の参加者から「有意義であった」等、ニーズに合致した教育であった旨の回答を得る。 ③熱中症予防対策講習を受けた者について、今後の労働災害防止対策に取り組む上で有益であった旨の評価を85%以上得る。 ④改正電離則等説明会の参加者のアンケート回答者の80%以上から、参考になった旨の回答を受ける。 ⑤MS導入支援を受けた事業場の中から、20事業場以上を好事例事業場として選定し、他の事業場に導入状況を報告する。			2 年 度 実 績	アウトカム 指標 【①○②○③○ ④○⑤○】	①『指導後も未受診』の割合は1.3%(3人／232人)であった。 ②アンケートを実施した結果、参加者の91%から、「理解できた」旨の回答が得られた。 ③アンケートを実施した結果、受講者の99%から有益であった旨の回答を得た。 ④アンケートを実施した結果、受講者の85%から、「参考になった」旨の回答が得られた。 ⑤20事業場の事例を好事例として選定し、本事業に参加した約400の医療機関の事業場間で共有した。			

	アウトプット指標	①緊急作業従事者の現況確認のため、連絡先を把握している約2万人全員に対して調査票を送付する。 ②廃炉等作業員の健康支援相談を窓口等で年間54回、産業保健支援に係る研修会を年間10回、相談員協議会を年間2回開催し、ホームページにおける健康管理情報の更新を年間22回行う。 ③令和2年度における東電福島第一原発関連の放射線被ばく状況、報道発表資料、関係法令、行政通達、ガイドライン、配布用英語資料等に係る英訳文書を厚労省HPに掲載する。 ④施工計画作成者等に係る教育を効果的に実施し、受講者数を60人以上とする。 ⑤熱中症予防対策講習を200人以上に提供する。 ⑥熱中症のポータルサイトに対する、延べアクセス件数10万件以上とする。 ⑦放射線業務を行う約18,000事業場に対し、自主点検票を送付する。 ⑧MS導入支援を実施する事業場を48件以上とする。 ⑨補助金の申請者数を50者以上とする。	アウトプット指標 【①〇②×③〇 ④〇⑤〇⑥× ⑦〇⑧×⑨〇】	①緊急作業者の現況確認のため連絡先を把握している約2万人全員に対して、調査票を送付した。 ②廃炉等作業員の健康支援相談窓口を年間83回、産業保健支援に係る研修会を年間9回行い、相談員協議会を年間2回開催し、ホームページにおける健康管理情報の更新を年間24回行った。 ③令和2年度における東電福島第一原発関連の放射線被ばく状況、行政通達等を英訳し、厚生労働省の英語版HPへ掲載した。 ④有識者による委員会での審議に基づきテキストを作成し、計65人に教育を実施した。 ⑤熱中症予防対策講習を268人に提供した。 ⑥熱中症ポータルサイトの延べアクセス数は約4万件であった。 ⑦放射線業を行う18,300事業場に対し、自主点検票を送付した。 ⑧MS導入支援(個別支援)を30事業場に対してを行った。 ⑨588者から補助金の申請があった。
2年度目標を達成(未達成)の理由(原因) ・今後の課題	・アウトプット②東電福島第一原発健康管理体制整備事業では、作業員及び労働衛生担当者向けの研修会を行っているが、新型コロナウイルス感染症の流行初期の令和2年度春と流行が拡大した冬に、外部講師の受け入れが困難であったことや受講者の密集を避けるため開催できず、計9回の開催にとどまった。 ・アウトプット⑥熱中症ポータルサイトについては、令和2年度に新規に運営開始し、また、掲載するコンテンツについても同年度に作成したものである。年度の途中からコンテンツが掲載されたことより、アクセス件数が伸びなかったものと考えられる。 ・アウトプット⑧放射線MS導入支援事業では、放射線MSIに関する3回の研修に加え、要望がある医療機関等に対しては個別の導入支援(以下「個別支援」という。)を行っている。個別支援については、支援先となる医療機関を50件選定していたが(アウトプット指標である支援の実施件数は48件以上を目標)、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、支援の辞退が多数出たもの。このため、ウェブ会議によるリモートでの支援を受ける意向があった30の医療機関に対して個別支援を実施した。			
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題	・アウトプット②今年度は、新型コロナウイルス感染症の流行状況を見ながら適切な感染症防止対策をとった上で実施する集合研修に加え、オンライン会議システムによる研修や録画教材等の提供等複数の方法で情報提供を行う。 ・アウトプット⑥の熱中症ポータルサイトについて、令和2年度の成果物に加え、令和3年度にもコンテンツを作成し、拡充していくことにより、活用の推進を図る。 ・アウトプット⑧前年度の個別支援は3回の研修後に実施したが、前年度事業で既に研修を受講している医療機関に対しては早い時期から個別支援を開始することで、医療機関が個別支援を受ける機会を長く確保するとともに、昨年度にノウハウを蓄積したりリモートによる効率的・効果的な方法により実施することで、昨年度には個別支援を受けることができなかった医療機関を含めて、個別支援の充実を図っていく。			
評価	B	予算額又は手法等を見直し		
令和3年度事業概要	(1)東電福島第一原発で緊急作業に従事した者の被ばく線量、健康診断結果等のデータを蓄積する「東電福島第一原発作業員の長期的健康管理システム(以下「データベース」という。)」を運用する。 ・緊急作業従事者等に対する健康相談、保健指導の実施。 ・廃炉等作業員の健康支援相談窓口を定期的に開設、健康相談を実施。 (2)東電福島第一原発・除染作業者の放射線被ばくの状況やその対策に関する情報(報道発表、ガイドライン、行政通達等)について、厚生労働省の英語版ホームページに掲載するなど海外に向けて発信する事業を行う。 (3)東電福島第一原発における施工計画作成者等に対して被ばく低減措置に係る教育を行うなど、廃炉等作業における被ばく低減対策を支援する。 (4)眼の水晶体への被ばく線量が高い業務を行う事業者に対し、事業場として労働者の被ばく線量を組織的に管理する仕組みである、放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステム(以下「MSという。)」の導入を支援する。 (5)職場の熱中症予防に特化したポータルサイトを整備し、暑さ指数の正確な把握と対応方法を周知。ポータルサイトには主要産業別の対策好事例も紹介する。			
令和3年度目標(アウトカム指標)	①東京電力による『福島第一における作業員の健康管理について(厚労省ガイドラインへの対応状況)』報告のうち、『第2四半期(7～9月)に実施の健康診断に対する管理状況の取り纏め結果』の『「要精密検査」判定者への対応状況』において、第2四半期分の報告時点(毎年3月頃)の結果で、『指導後も未受診』の割合が10%未満であることを確認する。 ②施工計画作成者等に係る教育の参加者に対してアンケートを実施し、9割以上の参加者から「有意義であった」等、ニーズに合致した教育であった旨の回答を得る。 ③熱中症予防対策動画の閲覧者について、今後の労働災害防止対策に取り組む上で有益であった旨の評価を85%以上得る。 ④MS導入支援を受けた事業場の中から、20事業場以上を好事例事業場として選定し、他の事業場に導入状況を報告する。			
令和3年度目標(アウトプット指標)	①緊急作業従事者の現況確認のため、連絡先を把握している約2万人全員に対して調査票を送付する。 ②廃炉等作業員の健康支援相談を窓口等で年間54回、産業保健支援に係る研修会等を年間10回、相談員協議会を年間2回開催し、ホームページにおける健康管理情報の更新を年間22回行う。 ③令和3年度における東電福島第一原発関連の放射線被ばく状況、報道発表資料、関係法令、行政通達、ガイドライン、配布用英語資料等に係る英訳文書を厚労省HPに掲載する。 ④施工計画作成者等に係る教育を効果的に実施し、受講者数を60人以上とする。 ⑤熱中症のポータルサイトに対する、延べアクセス件数10万件以上とする。 ⑥MS導入支援を実施する事業場を48件以上とする。			

令和3年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	＜アウトカム指標＞ ①、②:前年度の目標は妥当であると考え、継続して令和2年度と同様の目標を設定した。 (注)廃炉等作業員(これまで緊急作業従事者であった者を含む)の健康管理を行うに当たり、作業員への直接の健康支援は重要であるが、それだけでは集団としての改善が見込めない。そのため、東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン(平成27年8月26日付け基発0826第1号)に基づき、東京電力が国に報告を行っている『健康診断に対する管理状況』の結果により、事業所内の健康管理体制が改善しているかを、「指導後も未受診」の割合をもって確認する。 ③:熱中症予防対策動画について、閲覧者にとって労働災害防止につながる有用なものとすることが重要であるため、上記の目標を設定した。 ④:MS導入支援を受けた医療機関の取組で事業効果を評価することとし、その水準については前年度の実績を踏まえて目標を設定した。 ＜アウトプット指標＞ ①、③、④:前年度の目標は妥当であると考え、継続して令和2年度と同様の目標を設定した。 ②:前年度の目標設定及び「理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題」に記載した事項を踏まえて設定した。 ⑤:職場における熱中症対策の推進に当たっては広い分野を対象として多くの者がポータルサイトを閲覧し、その成果を事業場で活用することが重要であるため、上記の目標を設定した。 ⑥:MS導入支援(個別支援)を実施する事業場の件数で事業の実施量を評価することとし、その水準については前年度の実績及び「理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題改善すべき事項」の欄に記載した事項を踏まえ設定した。
令和3年度予算概算 要求の主要事項 との関係	IV 主要事項(復旧・復興関連) 第2 原子力災害からの復興への支援 (2)東京電力福島第一原発作業員への対応
令和4年度要求に 向けた事業の 方向性	前年度成果を活用しつつ、前年度と同規模の事業を引き続き展開していくことで、引き続き労働者の被ばく線量低減対策を推進するため、継続して要求する。

事業名		じん肺等対策事業						事業番号 (令和3年度)	18	
								事業番号 (令和2年度)	22	
事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	産業保健支援 室産業保健 係、環境改善 室、衛生対策 班	
実施主体		厚生労働本省、医療機関、(公社)産業安全技術協会、(公社)日本作業環境測定協会、日本溶接協会、民間団体								
事業 ／ 制度概要	目的及び必要性 (何のため)	①石綿取扱い事業等の有害業務に従事した離職労働者の健康管理を実施する。 ②市場に流通している防じんマスク等の呼吸用保護具の性能を確保する。 ③個人サンプラー(作業者の呼吸域に装着する試料採取機器(ミニポンプなど)を用いた濃度測定)の有効性の検討を行う。 ④石綿含有建築物に係る計画届等の受付体制等を強化することで、石綿のばく露防止対策、健康管理対策の徹底を図る。 本事業は法に基づく健康診断や、市場に流通している防じんマスク等の呼吸用保護具の性能の確保等を実施しており、労働者の安全衛生を確保するものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に定める「労働者の安全及び衛生の確保」を図るために必要な事業に該当する。								
	対象 (誰／何を対象に)	①健康管理手帳所持者 ②市場に流通している防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具(PAPR) ③個人サンプラーを用いた濃度測定手法や、既存の作業環境測定手法等 ④労働者を使用して建築物等の解体等を行う事業者等								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	①労働安全衛生法第67条に基づき、有害業務に従事した離職労働者に対して健康管理手帳を交付し、年2回(じん肺は1回)健康診断を実施する。 ②市場に流通している防じんマスク等の呼吸用保護具について買取試験を実施し、規格を満たしていない場合等には、厚生労働省で必要な措置を講ずる。 ③個人サンプラーによるばく露測定の測定手法等について追加して技術的検討を加えるとともに、既存の作業環境測定手法の妥当性を検証し、必要に応じてより適切な測定手法の検討を行う。 ④石綿除去作業等に係る相談業務、届出の審査、個別指導等を実施する。								
	実施体制	①都道府県労働局から医療機関に委託して実施。 ②(公社)産業安全技術協会に委託して実施。 ③行政検討会、(公社)日本作業環境測定協会、日本溶接協会で実施。 ④都道府県労働局に、石綿障害防止総合相談員、監督署に石綿届出等点検指導員を置き、実施する。 これらの他、厚生労働省本省においてそれぞれの内容について行政上の検討等を実施。								
29年度予算額 (千円)		1,903,734	30年度予算額 (千円)	1,924,561	令和元年度 予算額 (千円)	2,279,941	令和2年度 予算額 (千円)	2,664,809	令和3年度 予算額 (千円)	2,894,454
29年度決算額 (千円)		1,335,438	30年度決算額 (千円)	1,207,408	令和元年度 決算額 (千円)	1,299,456	令和2年度 決算額 (千円)	1,824,000	令和3年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
29年度 予算執行率 (%)		95.8	30年度 予算執行率 (%)	87.6	令和元年度 予算執行率 (%)	88.3	令和2年度 予算執行率(%)	77.6		
令和元年度評価と それを踏まえた 令和3年度事業の 見直し		令和元年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						

2 年 度 目 標	アウトカム 指標	①健康管理手帳については、手帳所持者が健康診断受診の機会を逸することがないよう、引き続き、計画的に案内通知を送付する等、適切に事務を行っていく。 ②買取試験を行った呼吸用保護具のうち、規格を満たさないものについて、製造者等に対して全件改善指導を行う。	2 年 度 実 績	アウトカム 指標 【○】	①47都道府県において、手帳所持者に対して各労働局等から受診可能日時等の案内通知を送付し、その後、本人への受診勧奨を行うなど、適切に受診勧奨、周知広報を行った。 ②買取試験を行った呼吸用保護具について全て規格を満たしていた。取扱説明書への記載不備が1件あり、評価委員会に詳細の報告を実施した。 【目標達成の理由】 ①手帳所持者が健康診断受診の機会を逸することのないよう、各労働局等の職員が誠実に職務を果たした結果、目標を達成することができたと考えられる。 ②買取試験の対象となる製品を適切に把握し、また、迅速に改善指導等の対応を行う体制を整備できたことが、目標達成の要因と考えられる。
	アウトプット 指標	現在市場に流通している防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具のうち、令和2年度中に型式検定の有効期限が切れるものについて、当該期限までに1回以上買取試験を実施した型式の割合を100%とする。		アウトプット 指標 【○】	令和2年度買取対象となる防じんマスク及び防毒マスクについて100%買取試験を実施した。 【目標達成の理由】 適切に進捗管理等を行い、計画的に事業を実施したことから目標を達成した。
2年度目標を達成（未達成）の理由（原因）・今後の課題		健康管理手帳については、手帳所持者が健康診断受診の機会を逸することのないよう、各労働局等の職員が誠実に職務を果たした結果、目標を達成することができたと考えられる。 呼吸用保護具については、買取試験の対象となる製品を適切に把握し、また、迅速に改善指導等の対応を行う体制を整備できたことが、目標達成の要因と考えられる。			
理由（原因）を踏まえた改善すべき事項・今後の課題		健康管理手帳については、手帳所持者が健康診断受診の機会を逸することがないよう、引き続き、計画的に案内通知を送付する等、適切に事務を行っていく。 呼吸用保護具については、規格を満たさない製品が市場に流通しないよう、引き続き、買取試験を適切に実施する。			
評価		A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続		
令和3年度 事業概要		令和2年度と同様			
令和3年度目標 （アウトカム指標）		①健康管理手帳については、手帳所持者が健康診断受診の機会を逸することがないよう、引き続き、計画的に案内通知を送付する等、適切に事務を行っていく。 ②買取試験を行った呼吸用保護具のうち、規格を満たさないものについて、製造者等に対して全件改善指導を行う。			
令和3年度目標 （アウトプット指標）		現在市場に流通している防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具のうち、令和3年度中に型式検定の有効期限が切れるものについて、当該期限までに1回以上買取試験を実施した型式の割合を100%とする。			
令和3年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 （アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由）		買取試験において行政機関は試験結果の報告までを求めているが、規格等を満たさないものについては行政機関から適切に改善指導を行うことが重要であるため。 また、型式検定の有効期限内に市場に流通する呼吸用保護具の性能を確認する必要があるため、有効期限内に最低1回は買取り試験の対象となるように型式を選定する。			
令和3年度予算概算 要求の主要事項 との関係		Ⅲ主要事項 第5 ウィズコロナ時代の労働環境の整備、生産性向上の推進 2 安全で健康に働くことができる職場づくり (3)労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備 ④ 化学物質対策、石綿ばく露防止対策の徹底			
令和4年度要求に 向けた事業の 方向性		①については、石綿取扱い業務等の有害業務に従事し離職した労働者に対し、国が費用を負担して健康診断を受診させることが必要であり、離職労働者の健康確保のために必要な事業であることから、継続して事業を行う。 ④については、石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（令和2年7月1日公布）に基づく改正後の石綿障害予防規則の適切な周知及び履行確保に向け、指導等の充実に図る。			

事業名		職場における受動喫煙対策事業						事業番号 (令和3年度)	19	
								事業番号 (令和2年度)	23	
事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	環境改善室 測定技術係	
実施主体		厚生労働省、都道府県労働局、労働基準監督署、民間団体								
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	病院、学校等の公共施設に比べ、職場での受動喫煙防止の取組が遅れている状況を改善するため、全国の事業場における取組を促進して労働者の健康を確保する必要がある。 本事業は事業者への相談対応や助成等の支援により、職場における受動喫煙防止対策を促進するものであり、労働者の健康確保を図るものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に定める「労働者の安全及び衛生の確保」を進めるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。								
	対象 (誰／何を対象に)	事業場								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	(1)行政経費 受動喫煙対策の必要性・重要性について、リーフレット等を用いた周知啓発、事業場に対する意識調査等を行う。 (2)委託費 ①全国の事業場からの受動喫煙対策に関する相談について、コンサルタント等の専門家による相談窓口(電話・実地)を開設する。また、周知啓発のための説明会を全国で開催する。 ②全国の事業場に対し、測定機器(デジタル粉じん計及び風速計)の貸出しを行い、自主的な受動喫煙対策の推進を図る。 (3)補助金 中小企業事業者(平成24年度までは飲食業、宿泊業等に限定。)であって喫煙室を設置する等の措置を実施する事業場に対して、費用の一部を国が助成する。								
	実施体制	(1)及び(3)は、国が実施する。(2)①は、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント協会に、(2)②は、柴田科学(株)に委託して実施した。								
29年度予算額 (千円)		1,028,472	30年度予算額 (千円)	3,077,012	令和元年度 予算額 (千円)	3,117,719	令和2年度 予算額 (千円)	1,066,551	令和3年度 予算額 (千円)	438,400
29年度決算額 (千円)		535,828	30年度決算額 (千円)	471,531	令和元年度 決算額 (千円)	2,048,185	令和2年度 決算額 (千円)	613,136	令和3年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
29年度 予算執行率 (%)		53.4	30年度 予算執行率 (%)	12.8	令和元年度 予算執行率 (%)	65.7	令和2年度 予算執行率(%)	57.5		
令和元年度評価とそれを踏まえた令和3年度事業の見直し		令和元年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
2年度目標	アウトカム指標	①測定機器の貸し出しを実施した事業者、②相談支援において実地指導を実施した事業者、③相談支援において説明会に参加した事業者から8割以上「役に立った」「満足した」の回答を受ける。			2年度実績	アウトカム指標【○】	「役に立った」「満足した」と回答した事業者 ①97.2%(770件/792件(有効回答数))、 ②100.0%(86件/86件(有効回答数))、 ③88.9%(1,182件/1,329件(有効回答数))			
	アウトプット指標	(1)①専門家による実地指導(集団指導を含む)の1か月当たりの平均実績件数について、15.1件/月以上とする。ただし、新型コロナウイルス感染症の流行時期についてはこれを満たさなくてもよいこととする。 ②デジタル粉じん計及び風速計の1か月当たりの平均貸出し件数を、92.3件以上/月以上とする。 (2)補助金の1か月当たりの平均利用件数について、48.5回/月以上とする。				アウトプット指標【×】	(1)①実地指導数:15.4件/月(前年度比55.2%減) (1)②72.5件/月(前年度比38.0%減) (2)42.3件/月(前年度比71.6%減)			
2年度目標を達成(未達成)の理由(原因)・今後の課題		令和2年の改正健康増進法の全面施行及び新型コロナ流行により、補助対象となる喫煙室の設置等の件数及び設置時に用いる測定機器の貸出が想定をやや下回ったためと考えられた。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題		令和3年度については、原則屋内禁煙の義務化を踏まえ、助成対象範囲を健康増進法の経過措置対象に限ることとし、必要性の高い事業者への補助を行う。また、周知については十分にできているため、引き続き事業者に対して実地指導、説明会等を行い、受動喫煙対策の必要性について一層の周知啓発を行うとともに、助成金等の活用を促す。								
評価		B			予算額又は手法等を見直し					
令和3年度事業概要		職場の受動喫煙対策について実情に応じた措置を講じることを事業者の努力義務とすること及び国が必要な援助を行うことが労働安全衛生法に規定されている。令和3年度の受動喫煙防止対策に係る助成については、法施行に合わせて屋外喫煙所を設置する事業者は令和2年度内での申請が見込まれることから屋外喫煙室の設置・改修を対象から外し、健康増進法の既存飲食提供施設を営んでいる中小企業事業者における、喫煙専用室及び指定たばこ専用喫煙室の設置を助成対象とした。また、規制の内容や助成金等の支援制度についてリーフレットの配付や相談支援事業による説明会などを通じて、事業者に対して周知啓発を行っていく。								

令和3年度目標 (アウトカム指標)	①相談支援において実地指導を実施した事業者、②相談支援において説明会に参加した事業者から8割以上「役に立った」旨の回答を受ける。
令和3年度目標 (アウトプット指標)	(1)専門家による実地指導(集団指導を含む)の1か月当たりの平均実績件数について、12.5件/月以上とする。ただし、新型コロナウイルス感染症の流行時期についてはこれを満たさなくてもよいこととする。 (2)補助金の1か月当たりの平均利用件数について、15.7回/月以上とする。
令和3年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	事業場の受動喫煙対策に係る支援を適切に実施するため、全国の事業場からの受動喫煙対策に関する技術的な相談対応について、実際に事業者にも有用であったかという質的な面での評価を行う指標を設定した。 また、アウトプット指標については、令和3年度については、改正健康増進法完全施行による助成対象の縮小、周知活動等の縮小を行うため、それに見合う目標を設定することとした。
令和3年度予算概算 要求の主要事項 との関係	Ⅲ 主要事項 第3 健康で安全な生活の確保 1 健康増進対策や予防・健康管理の推進 (1)健康寿命の延伸に向けた予防・健康づくり ⑧ 受動喫煙対策の推進
令和4年度要求に 向けた事業の 方向性	令和2年4月の改正健康増進法完全施行から1年が経過したことに基づき、令和3年度においては、健康増進法の経過措置対象である既存特定飲食提供施設における屋内喫煙室設置に助成対象範囲の見直しを行った。令和4年度においては、改正健康増進法の移行措置期間の終了も念頭に、助成対象範囲の見直しを更に進める。

事業名		職場における化学物質管理促進のための総合対策					事業番号 (令和3年度)	20		
							事業番号 (令和2年度)	24		
事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)					担当係	化学物質評価室、化学安全班		
実施主体		厚生労働省本省、委託先(中央労働災害防止協会、民間企業等)								
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	職場における危険・有害な化学物質による労働災害、労働者の健康障害防止を図るためには、化学物質を取り扱う事業場においてリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施等を含む適正な化学物質管理が実現される必要がある。しかしながら、数万種類存在する化学物質の危険性・有害性が物質によって異なる中、さらに毎年千を超える新規化学物質が導入されている現状に鑑みると、個々の事業場だけの取組には限界があると言わざるを得ない。そこで、 (1)①化学物質管理に係るノウハウが不足している業種や中小規模事業場等を支援する体制を整備するとともに、 ②国自ら有害化学物質による労働者の健康障害に係るリスク評価を実施し、その結果を公表、さらに必要に応じて関連の規制・指針等の内容を最新の知見に応じたものへと改正していくことにより、有害な化学物質に関する情報の不足を補完することが必要である。 (2)また、十分な有害性情報が存在しない新規化学物質については、それを製造・輸入する事業者自ら有害性調査を実施し、その結果を厚生労働大臣に届け出る制度が整備されているところ、 ③これら新規化学物質に係る届出の内容の審査を適正に実施するとともに、 ④有害性調査機関に対する査察等を実施することにより、有害性調査の品質を担保することが必要である。 なお、これらの事業は、事業場における化学物質の適正な管理や、有害な化学物質に対する規制、関連情報の整備等を推進することにより、産業現場で使用される化学物質による労働者の健康障害の防止を図るものであり、もって各種補償の給付による支出を抑制することに資するものであるところ、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に基づく安全衛生確保等事業として実施することが必要である。								
	対象 (誰／何を対象に)	①②化学物質を取り扱う事業場 ③新規化学物質を製造、輸入しようとする事業者及び当該事業場に雇用される労働者 ④有害性調査機関 ⑤特別修繕等が必要な安全衛生施設								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	①モデル安全データシートなど化学物質管理支援ツールの作成、職場における化学物質管理に関する相談窓口の設置、専門家による訪問指導等を実施する。 ②労働者の化学物質へのばく露実態の調査、発がん性等に関する情報の収集、文献調査等の結果を総括した化学物質の有害性評価書を作成する等により、リスク評価の取組を推進する。 ③新規化学物質に係る届出を審査し、必要に応じて指導等を行うとともに、審査を終了した新規化学物質の名称を公表する。 ④有害性調査機関に対し、優良試験所基準(安衛法GLP基準)に基づき適正に有害性調査を行っているかの査察を実施する。 ⑤国土交通省による官庁建物実態調査等により、重要度・緊急度等を調査した上で、安全衛生教育に従事する指導員の養成等が継続できるように、修繕等しているものである。								
	実施体制	①委託先(民間企業等)が実施 ②委託先(中央労働災害防止協会、民間企業等)が実施 ③④厚生労働省本省による直接実施 ⑤支出委任により国土交通省が実施。支出委任できない部分については厚生労働省本省で直接実施。								
29年度予算額 (千円)		743,105	30年度予算額 (千円)	1,111,571	令和元年度 予算額 (千円)	1,192,179	令和2年度 予算額 (千円)	813,322	令和3年度 予算額 (千円)	613,365
29年度決算額 (千円)		347,152	30年度決算額 (千円)	1,107,088	令和元年度 決算額 (千円)	402,578	令和2年度 決算額 (千円)	531,440	令和3年度 雇用勘定予算額 0(千円)	
29年度 予算執行率 (%)		63.4	30年度 予算執行率 (%)	99.7	令和元年度 予算執行率 (%)	83.6	令和2年度 予算執行率(%)	93.1	一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
令和元年度評価と それを踏まえた 令和3年度事業の 見直し		令和元年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						

2 年 度 目 標	アウトカム 指標	①モデルラベル及びモデル安全データシートへのアクセス数を1077万件以上にする。 ②リスク評価を行った化学物質のうち、専門家による検討を通じて新たに規制が必要とされたものについて政省令の改正等を行う。また、直ちに具体的な規制の方向性が定まらないものも含め、リスクが明らかになった段階で、健康障害防止のための対策をとりまとめ、業界団体・事業場等に対して広く周知・指導する。 ③新規化学物質として届出のあったもののうち、強い変異原性を有するものについて健康障害防止のための指針に基づく措置内容(通達)を示す。	2 年 度 実 績	アウトカム 指標 【○】	①モデルラベル及びモデル安全データシートへのアクセス数は1,524万件(前年度1,300万件)であった。(うち883万件が4～7月の実績であり、新型コロナの影響と考えられる。) ②行政検討会での議論の結果、新たな物質の追加には到らなかったものの、昨年度(令和2年2月7付け)公示した「がん原性指針」に同指針に基づく健康障害防止措置を講じるよう広く周知・指導を実施。 ③令和2年12月7日付け局長通達を発出し、新規化学物質として届出のあったもののうち、強い変異原性を有する27物質について、指針に基づく措置内容を示した。 【目標達成の理由】 ①～③施策推進のために必要十分な内容となるよう、実施事項を精査した上で各取組に係る計画を立案し、事業の推進を図ってきているところ、特段トラブルもなく計画した事業を実施することができたことから、順当に目標が達成できたものと考えられるため。
	アウトプット 指標	①150物質について、モデルラベル及びモデル安全データシートを作成するためのGHS分類を行う。 ②リスク評価の対象となっている物質のうち物質のうち21物質程度について、化学物質の有害性を評価した有害性評価書を作成する。 ③安衛法GLP適合確認の申請があった有害性調査機関全数について査察を実施する(令和2年度は既存4機関からの申請が見込まれる)。		アウトプット 指標 【○】	①151物質についてGHS分類を行い、モデルラベル及びモデル安全データシートの作成を行った。 ②リスク評価対象となっている31物質について有害性評価書を作成した。 ③令和2年度中に、有害性調査機関(既存4機関)から安衛法GLP適合確認の申請があり、全数について査察を実施した。 【目標達成の理由】 ①～③施策推進のために必要十分な内容となるよう、実施事項を精査した上で各取組に係る計画を立案し、事業の推進を図ってきているところ、特段トラブルもなく計画した事業を実施することができたことから、順当に目標が達成できたものと考えられるため。
2年度目標を達成(未達成)の理由(原因)・今後の課題		①令和2年度は、7月までは新型コロナウイルス感染症の蔓延により消毒用アルコール等の需要が高まったことがアクセス件数の急増につながったと推定され、次年度目標はその特殊要因による影響を除外した上で設定することとする。 ②、③計画的に事業を実施したことで、目標を達成することができた。			
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題		①計画的に事業を実施した結果、目標は達成しており、引き続き計画的に事業を実施していく。 ②、③引き続き計画的に事業を実施することにより、確実な目標達成につなげていく。			
評価		A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続		
令和3年度事業概要		令和2年度と同様			
令和3年度目標(アウトカム指標)		①モデルラベル及びモデル安全データシートへのアクセス数を1,100万件以上にする。 ②リスク評価を行った化学物質のうち、専門家による検討を通じて健康障害防止措置等が必要とされたものについては、リスク評価書を公表すること等により、措置の徹底を業界団体・事業場等に対して広く周知・指導する。 ③新規化学物質として届出のあったもののうち、強い変異原性を有するものについて健康障害防止のための指針に基づく措置内容(通達)を示す。			
令和3年度目標(アウトプット指標)		①100物質について、モデルラベル及びモデル安全データシートを作成するためのGHS分類を行う。 ②リスク評価の対象となっている物質のうち物質のうち7物質程度について、化学物質の有害性を評価した有害性評価書を作成する。 ③安衛法GLP適合確認の申請があった有害性調査機関全数について査察を実施する(令和3年度は既存1機関からの申請が見込まれる)。			
令和3年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)		アウトカム①については、モデルラベル及びモデル安全データシートの活用に直結する行為であることから指標に設定した。目標水準は前年度実績を踏まえたものとするが、前年度実績の1,524万件には新型コロナの影響による急増分が含まれることを考慮して、新型コロナの影響をうける前の件数及び昨年度の目標件数(1,077万件)を踏まえ、1100万件とした。また、モデルラベル及びモデル安全データシートの作成のためのGHS分類の実施をアウトプット①とした。 なお、アウトプット②の有害性評価書の作成については、これまでの有害物ばく露作業報告及びばく露実態調査と連動しているものであり、前年度のリスク評価の状況を踏まえて指標を設定している。			
令和3年度予算概算要求の主要事項との関係		Ⅲ主要事項 第5 ウィズコロナ時代の労働環境の整備、生産性向上の推進 2 安全で健康に働くことができる職場づくり (3)労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備 ④ 化学物質対策、石綿ばく露防止対策の徹底			
令和4年度要求に向けた事業の方向性		化学物質による労働者の健康障害防止対策を推進するため、適正な化学物質管理の実施支援、化学物質のリスク評価の取組、法令に基づく新規化学物質届出制度の施行等を計画的に実施する。			

事業名		産業保健活動総合支援事業						事業番号 (令和3年度)	21	
								事業番号 (令和2年度)	25	
事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	産業保健支援室産業保健係	
実施主体		(独)労働者健康安全機構等								
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	労働者の健康確保を図るため、産業保健総合支援センター等を設置し、事業場の産業保健活動を支援すること等を目的とする。 ・脳・心臓疾患による労災認定件数は高い水準で推移し、精神障害による労災認定件数は増加傾向にある中、平成26年改正労働安全衛生法によりストレスチェック制度が創設された他、過労死等防止対策推進法も施行されるなど、取り組みの強化が図られてきている。 ・平成28年2月に策定された「事業場における治療と職業生活の両立支援ガイドライン」も活用し、治療と職業生活の両立について研修等の支援を行っている。 ・平成26年改正労働安全衛生法では、ストレスチェックを実施する医師等に対する研修の実施が国の責務として規定され、附帯決議では、小規模事業場のメンタルヘルス対策について、産業保健活動総合支援事業による体制整備等必要な支援を行うこととされている。過労死等防止対策推進法において、国は産業医その他の過労死等に関する相談に応じる者に対する研修の機会の確保を図ることとされており、産業保健活動に対する国の支援強化の必要性が増している。 ・平成28年にとりまとめられた産業医制度の在り方に関する検討会報告書において、特に小規模事業場における産業保健サービスの充実について、産業保健総合支援センターの活用・充実を図ることが必要とされている。 ・平成31年4月から改正労働安全衛生法が施行され、産業医・産業保健機能の強化が図られ、附帯決議では、小規模事業場の産業保健機能の強化のために、産業保健活動総合支援事業による産業保健活動の専門職の育成等必要な支援を行うこととされている。 本事業は、メンタルヘルス対策や治療と職業生活の両立支援を含め、事業場の産業保健活動を支援することにより、労働者の健康確保を図ることを目的としており、労働者の安全衛生確保に資するものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用事業であり、社会復帰促進等事業で実施する必要がある。								
	対象 (誰／何を対象に)	事業者、労働者、産業保健スタッフ等								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	メンタルヘルスや治療と職業生活の両立支援を含む労働者の健康確保のため、事業場の産業保健スタッフ等に対する研修の開催、小規模事業場等に対する訪問指導及び窓口相談等の実施及び情報提供等を行う。 また、労働安全衛生法第95条に基づき、都道府県労働局長が事業者に対して行う同法第65条第5項に基づく作業環境測定実施の指示及び同法第66条第4項に基づく臨時の健康診断実施の指示の際に、労働衛生指導医から意見を述べさせる。								
	実施体制	・都道府県単位で産業保健総合支援センターを設置。 ・概ね労働基準監督署管轄区域ごとに地域窓口を設置。 ・全国で計57名の労働衛生指導医を設置。								
29年度予算額 (千円)		3,631,173	30年度予算額 (千円)	4,486,379	令和元年度 予算額 (千円)	4,871,479	令和2年度 予算額 (千円)	4,980,841	令和3年度 予算額 (千円)	4,865,824
29年度決算額 (千円)		3,618,900	30年度決算額 (千円)	4,488,225	令和元年度 決算額 (千円)	4,850,224	令和2年度 決算額 (千円)	4,964,754	令和3年度 雇用勘定予算額 0 (千円) 一般勘定予算額 0 (千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
29年度 予算執行率 (%)		100.0	30年度 予算執行率 (%)	100.3	令和元年度 予算執行率 (%)	99.8	令和2年度 予算執行率(%)	99.7		
令和元年度評価とそれを踏まえた令和3年度事業の見直し		令和元年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
2年度目標	アウトカム指標	本事業の研修が有益であった旨の評価を利用者から90%以上確保する。			2年度実績	アウトカム指標【○】	有益であった旨の評価は94.1%であった。			
	アウトプット指標	産業保健総合支援センター及び地域窓口における事業者、産業保健関係者及び小規模事業場の労働者等からの相談件数を122,600件以上とする。				アウトプット指標【○】	相談件数は123,056件であった。			
2年度目標を達成(未達成)の理由(原因)・今後の課題		産業保健スタッフ等への取り組み方の研修等や相談窓口での対応を適正に行ったため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題		引き続き適正な事業の運営に努める。								
評価		A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					
令和3年度事業概要		令和2年度と同様								
令和3年度目標(アウトカム指標)		本事業の研修が有益であった旨の評価を利用者から90%以上確保する。								

令和3年度目標 (アウトプット指標)	産業保健総合支援センター及び地域窓口における事業者、産業保健関係者及び小規模事業場の労働者等からの相談件数を122,600件以上とする。
令和3年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	労働者の健康確保のため、事業場における産業保健活動を支援するには、産業保健スタッフ等への取り組み方の研修等の実施や相談窓口の設置等が効果的であることから、平成31年に大臣名で定めた機構の中期目標において、平成29年の実績値の5%増を目指すとされていることも踏まえ、アウトプット指標の数値目標を設定したもの。
令和3年度予算概算 要求の主要事項 との関係	Ⅲ 主要事項 第5 ウィズコロナ時代の労働環境の整備、生産性向上の推進 1 柔軟な働き方がしやすい環境整備 （3）副業・兼業を行う労働者の健康確保に取り組む企業等への支援等 2 安全で健康に働くことができる職場づくり （3）労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備 ③ 産業保健活動、メンタルヘルス対策の推進 5 治療と仕事の両立支援 （1）治療と仕事の両立支援に関する取組の促進 （2）トライアングル型サポート体制の構築
令和4年度要求に 向けた事業の 方向性	事業場の産業保健スタッフ等に対する研修の開催、小規模事業場等に対する訪問指導及び窓口相談等の実施及び情報提供等を引き続き行うとともに、事業場における労働者の健康保持増進の実施支援について検討する。

事業名		働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着による長時間労働の抑制等のための取組						事業番号 (令和3年度)	22	
								事業番号 (令和2年度)	26	
事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	特定分野労働 条件対策係	
実施主体		労働基準監督署、民間団体等								
事業／ 制度概要	目的及び必要性 (何のため)	時間外労働の上限規制等を定めた改正労働基準法が平成31年4月より施行されており、その定着を図る必要がある。労働時間が週60時間以上の労働者は、横ばいで推移するとともに、脳・心臓疾患、精神障害に係る労災認定件数が高水準で推移するなど、依然として恒常的な長時間労働の実態が認められることから、長時間労働・過重労働を解消・抑制することにより労働者の健康障害防止を図る必要がある。本事業は、長時間労働の抑制、過重労働の解消対策を推進するものであり、脳・心臓疾患、精神障害に係る労災の発生防止を図るものであることから社会復帰促進等事業で行う必要がある。								
	対象 (誰／何を対象に)	事業主								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	時間外労働及び休日労働に関する協定(36協定)について、時間外及び休日労働協定点検指導員による窓口指導等を行うとともに、届出された36協定について、委託業者にて入力・集計を行う。①。また、長時間労働抑制及び過重労働防止のためのパンフレット等を作成する②。36協定未届事業場に対し自主点検を実施するとともに、労働者を雇用する上で必要な労働時間、休日、賃金等の基本的な労務管理の知識や安全衛生管理の知識の習得が必要と考えられる事業場に対し、専門家によるセミナー及び個別訪問を行う。また、具体的事例を交えて、過重労働による労働者の健康障害防止に特化したセミナーを開催する③。その他、労働条件に関する相談ができる「労働条件相談ほっとライン」の設置④、労働条件ポータルサイトの運営⑤、大学や高校等での法令等の周知啓発の実施⑥、労働法教育に関する指導者用資料の作成・配布⑦、問題事業場の把握につなげるインターネット監視⑧による労働条件に係る情報収集事業を行う。								
	実施体制	①については、労働基準監督署及び(株)総合キャリアオプション、②、③については、キムラユニティー(株)、④については(株)東京リーガルマインド ⑤については(株)廣済堂、⑥については(公)全国労働基準関係団体連合会、⑦についてはランゲート(株)⑧については、(株)廣済堂にて実施。								
29年度予算額 (千円)		911,249	30年度予算額 (千円)	2,097,742	令和元年度 予算額 (千円)	2,574,739	令和2年度 予算額 (千円)	3,398,785	令和3年度 予算額 (千円)	3,057,009
29年度決算額 (千円)		708,040	30年度決算額 (千円)	918,810	令和元年度 決算額 (千円)	2,170,504	令和2年度 決算額 (千円)	3,206,305	令和3年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
29年度 予算執行率 (%)		77.7	30年度 予算執行率 (%)	43.8	令和元年度 予算執行率 (%)	84.3	令和2年度 予算執行率(%)	94.3%		
令和元年度評価と それを踏まえた 令和3年度事業の 見直し		令和元年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
2 年度目	アウトカム 指標	①36協定の点検件数を700,000件以上とする。 ③基礎セミナーに参加した事業場へのアンケートにおいて、現状労務管理に問題があった事業場が1年以内に改善を実施すると回答した割合を70%以上とするとともに、過重労働セミナーにおいて実施したアンケートの内、80%以上から講義内容全体について「まあ良かった」以上の回答を得る。 ④「労働条件相談ほっとライン」の利用者に対して電話相談への満足度を聴取し、70%以上から満足であった旨の回答を得る。 ⑤労働条件ポータルサイトにおける「確かめよう労働条件」の有用度を利用者に対してアンケートし、80%以上から役に立った旨の回答を得る。 ⑥大学等において実施するセミナーの受講者にセミナー全体の有用度についてアンケートを実施し、80%以上から有用であった旨の回答を得る。 ⑦指導者を対象にして実施するセミナーの受講者アンケートにおいて、80%以上から有用であった旨の回答を得る。			2 年度実	アウトカム 指標 【○】	①1,161,931 ③基礎セミナーについては、東日本:95% 西日本:89% 中日本:93%であった。また、過重労働セミナーについては、東日本:90% 西日本:95% 中日本:93%であった。 ④ 92.2% ⑤83.5% ⑥ 84.2% ⑦ 86.8% 【目標達成の理由】 事業について、適切に点検を行い、効果的な事業の運営を行ったため。			

標			績		
	アウトプット 指標	①受託者宛てに送付された36協定について、全数の入力・集計・分析を行う。 ②過重労働解消周知・啓発用のパンフレットを160,000部作成・配付し、過重労働の解消に努める。 ③基礎セミナー・過重セミナーの周知に関し、基礎セミナー490,830部、過重セミナー427,630部のリーフレットの作成・配布を行う。 ④1月平均4,600件以上の相談を受け付ける。 ⑤労働条件ポータルサイトにおける「確かめよう労働条件」へのアクセス件数を1月平均53,000件以上とする。 ⑥大学等でのセミナー周知に関し、170,000部のリーフレットの作成・配布を行う。 ⑦高校・大学・自治体担当者向け指導者用資料の活用方法に係る動画を作成し、10,000箇所以上（高校・大学等）に周知を行う。 ⑧インターネット監視による問題事業場の労働局等への情報提供を月平均60件以上とする。		アウトプット 指標 【○】	①全数の入力・集計・分析を行った。 ②160,000部のパンフレットの作成・配布を行った。 ③基礎セミナー500,000部、過重セミナー430,000部のリーフレットの作成・配布を行った。 ④5,083件 ⑤102,034 ⑥170,343部 ⑦14,966箇所 ⑧月平均63.5件 【目標達成の理由】 事業について適切な進捗管理を行ったため。
2年度目標を達成（未達成）の理由（原因）・今後の課題		各事業について適切な進捗管理を行った結果、目標達成できた。今年度も引き続き施策を継続する。			
理由（原因）を踏まえた改善すべき事項・今後の課題		引き続き事業の適正な運営に努める。			
評価		A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続	
令和3年度 事業概要		時間外労働及び休日労働に関する協定（36協定）について、時間外及び休日労働協定点検指導員による窓口指導等を行うとともに、届出された36協定について、委託業者にて入力・集計を行う。（①）。また、長時間労働抑制及び過重労働防止のためのパンフレット等を作成する（②）。36協定未届事業場に対し自主点検を実施するとともに、労働者を雇用する上で必要な労働時間、休日、賃金等の基本的な労務管理の知識や安全衛生管理の知識の習得が必要と考えられる事業場に対し、専門家によるセミナー及び個別訪問を行う。また、具体的事例を交えて、過重労働による労働者の健康障害防止に特化したセミナーを開催する（③）。労働者等に対し、改正法等の周知のため、「労働条件相談ほっとライン」の設置（④）、労働条件ポータルサイトの運営（⑤）、大学や高校等での法令等の周知啓発の実施（⑥）、労働法教育に関する指導者用資料の作成・配布（⑦）、問題事業場の把握につなげるインターネット監視（⑧）による労働条件に係る情報収集事業を行う。			
令和3年度目標 （アウトカム指標）		①36協定の点検件数を700,000件以上とする。 ③基礎セミナーに参加した事業場へのアンケートにおいて、現状労務管理に問題があった事業場が1年以内に改善を実施すると回答した割合を70%以上とするとともに、過重労働セミナーにおいて実施したアンケートの内、80%以上から講義内容全体について「まあ良かった」以上の回答を得る。 ④「労働条件相談ほっとライン」の利用者に対して電話相談への満足度を聴取し、70%以上から満足であった旨の回答を得る。 ⑤労働条件ポータルサイトにおける「確かめよう労働条件」の有用度を利用者に対してアンケートし、80%以上から役に立った旨の回答を得る。 ⑥大学等において実施するセミナーの受講者にセミナー全体の有用度についてアンケートを実施し、80%以上から有用であった旨の回答を得る。 ⑦指導者を対象にして実施するセミナーの受講者アンケートにおいて、80%以上から有用であった旨の回答を得る。			
令和3年度目標 （アウトプット指標）		①受託者宛てに送付された36協定について、全数の入力・集計・分析を行う。 ②過重労働解消周知・啓発用のパンフレットを160,000部作成・配付し、過重労働の解消に努める。 ③基礎セミナー・過重セミナーの周知に関し、基礎セミナー499,530部、過重セミナー319,700部のリーフレットの作成・配布を行う。 ④1月平均4,600件以上の相談を受け付ける。 ⑤労働条件ポータルサイトにおける「確かめよう労働条件」へのアクセス件数を1月平均53,000件以上とする。 ⑥大学等でのセミナー周知に関し、100,000部のリーフレットの作成・配布を行う。 ⑦高校・大学・自治体担当者向け指導者用資料の活用方法に係る動画を作成し、10,000箇所以上（高校・大学等）に周知を行う。 ⑧インターネット監視による問題事業場の労働局等への情報提供を月平均40件以上とする。			
令和3年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 （アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由）		①36協定点検指導員については、事業主に対して36協定の適正化を指導するものであり、利用者等のニーズ等に関する実態を把握するためのアウトプット指標設定にはなじまないことから、アウトプット指標を設定することは困難である。アウトカム目標については、過去5ヵ年の実績の平均を参考にして設定。 ①36協定の入力・集計・分析は、すべての36協定のデータ入力・分析を専門業者に委託し、当該データを指導等に活用するため、36協定の全数の入力等を行うものであることから、政策効果を測定するアウトカム指標を設定することは困難である。 ②過去の実績や予算等を考慮のうえアウトプットを設定した。パンフレット・ポスター等の配付を行うものであるから、政策効果を測定するアウトカム指標を設定することは困難である。 ③セミナーの効果に関しては、参加者の遵法意識の改善をもってその効果を図ることが有効であると考えられるため、改善実施・取り組み実施のアンケート回答の割合をアウトカム目標とした。また事業の運営においては、広報活動を最大限を行う事が重要であることから、リーフレットの作成配布数をアウトプット指標とした。 ④アウトカム指標とアウトプットについては、新型コロナウイルス感染症の拡大及びその長期化により、相談対応の困難化や、1件あたりの相談時間が長くなる可能性を考慮し、昨年度同様の指標を設定した。 ⑤及び⑥利用者のニーズに合った情報を的確に発信することが重要であることから、アウトカム指標は利用者にとっての有用性とした。アウトプット指標⑤は、ポータルサイトの利用度を測る目的からアクセス件数とした。 ⑥については、事業の運営において広報活動を最大限を行う事が重要であることから、リーフレットの作成配布数をアウトプット指標とした。 ⑦平成28年度以降、高校、大学等、若者向けの労働法教育に関する指導者用資料を作成してきたが、各資料が受講者にどれだけ寄与しているかを図る指標としてアンケート結果をアウトカム指標として設定した。また、アウトプット指標については、新型コロナウイルス感染症により、セミナー事業の実施が一部困難となる可能性があるため、事業全体の周知として、高校、大学等、若者向けの労働法教育に関する指導者用の動画につき、周知した箇所数とした。 ⑧インターネット監視については、都道府県労働局等において対応すべき問題事業場を把握する等のものであり、利用者等のニーズに関する実態を把握するアウトカム指標を設定することは困難である。			

令和3年度予算概算 要求の主要事項 との関係	Ⅲ主要事項 第5 ウィズコロナ時代の労働環境の整備、生産性向上の推進 1 柔軟な働き方がしやすい環境整備 (2)長時間労働の是正 ④ 長時間労働の是正に向けた監督指導体制の強化等
令和4年度要求に 向けた事業の 方向性	長時間労働の抑制・過重労働の解消を図るため、継続して要求する。

事業名		メンタルヘルス対策等事業						事業番号 (令和3年度)	23	
								事業番号 (令和2年度)	27	
事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	産業保健支援 室メンタルヘルス対策係	
実施主体		民間業者								
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	<目的> 職場のメンタルヘルス対策の促進、過重労働による健康障害の防止を図る。 <必要性> 職業生活において強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者は約6割に達し、精神障害等による労災認定件数は増加傾向にある。また、自殺者は2万人台前半で推移しているが、自殺者のうち約3割を労働者が占めている。一方、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は59.2%にとどまっており、職場のメンタルヘルス対策の促進が急務となっている。 メンタルヘルス対策に取り組んでいない理由としては、「専門スタッフがいない」、「取り組み方が分からない」が多くなっており、職場のメンタルヘルス対策の促進を図るためには、こうした事業者のニーズ等を踏まえた産業保健スタッフへの支援や情報提供等が必要である。 本事業は、メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による情報提供等を実施することで労働者の心の健康の確保を図るものであり、社会復帰促進等事業として行う必要がある。								
	対象 (誰／何を対象に)	事業者、管理監督者、産業保健スタッフ、人事労務担当者、労働者等								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	メンタルヘルス対策を推進するため、メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による情報提供等を実施する。								
	実施体制	民間業者に委託して実施								
29年度予算額 (千円)		101,993	30年度予算額 (千円)	134,476	令和元年度 予算額 (千円)	144,802	令和2年度 予算額 (千円)	153,447	令和3年度 予算額 (千円)	253,438
29年度決算額 (千円)		88,820	30年度決算額 (千円)	73,896	令和元年度 決算額 (千円)	111,994	令和2年度 決算額 (千円)	153,830	令和3年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
29年度 予算執行率 (%)		87.6	30年度 予算執行率 (%)	55.2	令和元年度 予算執行率 (%)	77.7	令和2年度 予算執行率(%)	100		
令和元年度評価と それを踏まえた 令和3年度事業の 見直し		令和元年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
2年度目標	アウトカム 指標	メンタルヘルス・ポータルサイトを利用した結果、有効、有用であった旨の回答の割合を90%以上とする。			2年度実績	アウトカム 指標 【○】	メンタルヘルス・ポータルサイトを利用した結果、有効、有用であった旨の回答の割合は97.3%であった。			
	アウトプット 指標	メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」に対する、延べアクセス件数602.9万件以上とする。				アウトプット 指標 【○】	メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」に対する、延べアクセス件数は7,792,204件であった。			
2年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題		<アウトカム指標> 利用者のニーズを勘案したコンテンツの作成を行ったこと等が考えられる。 <アウトプット指標> 検索エンジン(グーグル及びヤフー)において関連キーワード(うつ病等)を検索した際に当該サイトが上位に表示されるよう、SEO対策を実施したこと等が考えられる。								
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題		今後も職場のメンタルヘルス対策を推進していくため、事業者のニーズ等を踏まえたコンテンツの充実や周知広報等が必要。								
評価		A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					
令和3年度 事業概要		令和2年度と同様								
令和3年度目標 (アウトカム指標)		メンタル・ヘルスポータルサイトを利用した結果、有効、有用であった旨の回答の割合を90%以上とする。								

令和3年度目標 (アウトプット指標)	新たなコンテンツの作成及び拡充、メール相談・電話相談・SNS相談への対応検討、評価等を行うため、精神科医、産業医の要件を満たす医師、保健師、社会保険労務士、カウンセラー等の職場のメンタルヘルス対策の専門家10名以上からなる委員会を年に3回以上開催する。
令和3年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	<アウトカム指標> メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」においてコンテンツの質を確保する観点から、利用者にとって、有用なポータルサイトとすることを目標とした。 <アウトプット指標> 当該事業の趣旨は、サイトでの情報提供であるため、より幅広い対象に周知・広報したことを示す指標としてはアクセス件数が適当であるため、アウトプット指標はアクセス件数とした。なお、件数については、直近の実績等を踏まえ、過去5年度の実績の平均値以上、かつ、昨年度の目標値を上回る数とした。
令和3年度予算概算 要求の主要事項 との関係	Ⅲ主要事項 第5 ウィズコロナ時代の労働環境の整備、生産性向上の推進 1 柔軟な働き方がしやすい環境整備 (3) 副業・兼業を行う労働者の健康確保に取り組む企業等への支援等 2 安全で健康に働くことができる職場づくり (3) 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備 ③ 産業保健活動、メンタルヘルス対策の推進
令和4年度要求に 向けた事業の 方向性	第13次労働災害防止計画(2018～2022年度)において、ストレスチェックの結果を活用した職場環境改善を重点目標に位置付け、事業場における総合的なメンタルヘルス対策の取組について強力に周知啓発・指導を行っていくこととしており、当該サイトにおけるコンテンツの充実や、誘導のための周知広報等に引き続き取り組んでいく。

事業名		治療と職業生活の両立等の支援手法の開発						事業番号 (令和3年度)	24	
								事業番号 (令和2年度)	28	
事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	治療と仕事の 両立支援室	
実施主体		民間業者								
事業／ 制度概要	目的及び必要性 (何のため)	労働者の健康確保のため、事業場において適切な就業上の措置を行いつつ、治療に対する配慮が行われるよう、労働者の治療と職業生活の両立の支援を行うものである。両立支援の方法や産業保健スタッフ・医療機関との連携について悩む企業が多く、これらの企業の支援を強化することは、労働者の安全及び衛生の確保に資するものであるため、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であり、社会復帰促進事業で行う必要性がある。								
	対象 (誰／何を対象に)	事業者等								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	(1)労働者の治療と職業生活の両立支援について、反復・継続して治療が必要となる疾病を抱えた労働者の就労継続に関する事例の収集及び就労継続のあり方に関する検討を行い、就労継続支援の手引きを作成する。 (2)両立支援の一層の取組の促進を図るため、広報用ポータルサイトの設置、シンポジウムの開催等を行う。								
	実施体制	(1)(2)ともに、民間業者に委託して実施。								
29年度予算額 (千円)		64,677	30年度予算額 (千円)	94,718	令和元年度 予算額 (千円)	128,673	令和2年度 予算額 (千円)	131,321	令和3年度 予算額 (千円)	120,309
29年度決算額 (千円)		43,037	30年度決算額 (千円)	90,258	令和元年度 決算額 (千円)	120,327	令和2年度 決算額 (千円)	120,835	令和3年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般会計予算額 0(千円)	
29年度 予算執行率 (%)		72.1	30年度 予算執行率 (%)	100.5	令和元年度 予算執行率 (%)	97.2	令和2年度 予算執行率(%)	92.0	※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
令和元年度評価と それを踏まえた 令和3年度事業の 見直し		令和元年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
2 年 度 目 標	アウトカム 指標	(2)研修会に参加した結果、企業での治療と仕事の両立支援を行うために有益だった旨の回答の割合を80%以上とする。			2 年 度 実 績	アウトカム 指標 【○】	(2)研修会として、オンラインシンポジウム(大企業向け、中小企業向け)及び全国7エリア別の地域オンラインセミナーにおいて、参加者の95%以上から有益だった旨の回答を得た。			
	アウトプット 指標	(1)治療と仕事の両立支援対策において、企業と医療機関の連携を円滑にするマニュアルを疾患別に1種類以上作成する。				アウトプット 指標 【○】	(1)「心疾患」と「糖尿病」の2種類に関して、ガイドラインに沿った企業・医療機関連携マニュアルを作成した。			
2年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題		事業計画のとおり実行できたため、目標を達成することができた。								
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続する。今後も、労働者の治療と仕事の両立を支援するために、更に実用的なマニュアルの作成に取りかかる方針である。 これまで企業を対象とした取組が多かったため、医療機関にも積極的に周知や働きかけを行う必要がある。								
評価		A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					
令和3年度 事業概要		令和2年度と同様に、マニュアル等の作成と周知活動を行う。 シンポジウムやポスター配布等の対象を、企業に加えて医療機関にも積極的に実施する。								
令和3年度目標 (アウトカム指標)		(2)研修会に参加した結果、労働者の治療と仕事の両立支援を行うために有益だった旨の回答の割合を80%以上とする。								
令和3年度目標 (アウトプット指標)		(1)治療と仕事の両立支援対策において取組をさらに促進・普及させるために、疾患横断別(治療パターン別)または事業場の環境整備のマニュアルのうち1種類以上作成する。								
令和3年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)		一部の企業においては、治療と仕事の両立支援に関する取組が進められているが、労働者や企業、産業医・産業保健スタッフ、医療機関等関係者の取組・連携が必ずしも十分ではない状況にあり、平成24年8月に取りまとめられた「治療と職業生活の両立等の支援に関する検討会」報告書においても、治療と仕事の両立を支援するために、企業がどう取り組むべきかを示したガイドラインやマニュアル等を作成し、周知・徹底を図ること等が望ましいと提案されている。 そこで、令和3年度においても引き続き、治療と仕事の両立支援対策に関するガイドラインに基づいて、取組が更に促進・普及させるための疾患横断別(治療パターン別)または事業場の環境整備のマニュアルを1種類以上作成する目標を設定した。また、効果的な周知を図るためにシンポジウム等を開催し、シンポジウムに参加した結果、有益であった旨の回答の割合を80%以上とする目標を設定した。								
令和3年度予算概算 要求の主要事項 との関係		Ⅲ主要事項 第5 ウィズコロナ時代の労働環境の整備、生産性向上の推進 5 治療と仕事の両立支援								
令和4年度要求に 向けた事業の 方向性		引き続き、事業運営の効率化に努めつつ、令和4年度も継続して要求する。								

(雇用環境・均等局雇用機会均等課、有期・短時間労働課)										
事業名		職場におけるハラスメントへの総合的な対応等労働者健康管理啓発等経費					事業番号 (令和3年度)		25	
							事業番号 (令和2年度)		29	
事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)					担当係		啓発指導係・指導係、有期・短時間労働係	
実施主体		厚生労働省本省、都道府県労働局、民間団体								
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	職場におけるパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等の予防・解決に向けた社会的気運の醸成及び労使の取組支援に加え、各種ハラスメント被害を受けた労働者の精神障害の悪化や再発を防止し、労働者の衛生の確保を図る。 職場におけるハラスメントは、労働者の心身の健康に影響を及ぼすおそれがあり、それらを起因とした精神障害による労災申請件数は増加傾向にある。企業がこれらハラスメントの防止・解決に向けた取組を実施することにより、心身の健康被害を受ける労働者が減少するとともに、被害を受けた労働者に対しても適切な援助を行うことができるようになる。このことは、労働者の安全及び衛生の確保に資するため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。 パートタイム労働者・有期雇用労働者の雇用管理改善の一環として、事業主によるパートタイム労働者・有期雇用労働者の健康管理等の取組を促進する。 パートタイム労働者や有期雇用労働者の数が年々増加する中、パートタイム労働者や有期雇用労働者の健康管理については、正社員に対する取組と比べて十分に行われているとは言えない状況であり、健康管理等の取組を促進することは、労働者の安全及び衛生の確保に資するため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。								
	対象 (誰／何を対象に)	職場のハラスメント被害にあっている労働者、ハラスメント防止対策に取り組む事業主、パートタイム労働者・有期雇用労働者及びパートタイム労働者・有期雇用労働者を雇用する事業主								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	令和2年6月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」(以下、改正法という)において、職場におけるパワーハラスメントを防止するための雇用管理上の措置義務化やハラスメント対策を強化したことを踏まえ、改正内容の周知やハラスメント対策に係る取組を推進するため、下記の事業を実施する。 ①国民及び労使に向けた周知・広報 ポータルサイトの継続的運営、ポスター、リーフレット、パンフレット等の作成・配布、Web広告、シンポジウムの開催 ②企業への個別支援 職場におけるハラスメント対策の支援を希望する中小企業に対する個別のコンサルティングや企業内研修の実施 ③ハラスメント被害者等からの相談対応事業 フリーダイヤル(夜間・休日を含む)やメールによる相談対応窓口の実施 ④中小企業におけるハラスメント相談体制実証事業 事業主団体等が中小企業の外部相談窓口の受託・運営を行い、相談事例等の収集・分析等により、中小企業における相談体制のあり方の提言を取りまとめる。 ⑤カスタマーハラスメント対策企業マニュアル作成事業 企業で活用できるカスタマーハラスメント対策マニュアルの作成・周知 さらに、大・中規模の都道府県労働局に雇用均等指導員(均等担当)や雇用均等指導員(パワハラ対策担当)を設置し、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等の被害を受けたことより通院する、若しくはそれに相当する精神状態と思われる労働者からの相談に適切に対応するとともに、事業主に対する指導や事業主と労働者間の紛争解決援助等の解決に向けた支援を行う。 加えて、事業主が、パートタイム労働者・有期雇用労働者に対する健康診断等について認識を深め、パートタイム労働者・有期雇用労働者の健康管理等に取り組むために、啓発指導を行う。								
	実施体制	委託事業については、一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、下記の落札者が実施する。 ①国民及び労使に向けた周知・広報:株式会社クオラス ②企業への個別支援:東京海上日動リスクコンサルティング株式会社 ③ハラスメント被害者等からの相談対応事業:株式会社東京リーガルマインド ④中小企業におけるハラスメント相談体制実証事業:株式会社東京リーガルマインド ⑤カスタマーハラスメント対策企業マニュアル作成事業:東京海上日動リスクコンサルティング株式会社 大・中規模の都道府県労働局雇用環境・均等部(室)に雇用均等指導員を配置しており、相談対応等業務を実施、さらに厚生労働省本省において啓発用資料を作成し、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)にて周知・啓発等を実施。								
29年度予算額 (千円)		172,618	30年度予算額 (千円)	176,336	令和元年度 予算額 (千円)	408,156	令和2年度 予算額 (千円)	428,518	令和3年度 予算額 (千円)	309,551
29年度決算額 (千円)		68,804	30年度決算額 (千円)	104,858	令和元年度 決算額 (千円)	198,326	令和2年度 決算額 (千円)	225,129	令和3年度 雇用勘定予算額 638,410 (千円) 一般勘定予算額 0 (千円)	
29年度 予算執行率 (%)		57.9	30年度 予算執行率 (%)	88.0	令和元年度 予算執行率 (%)	60.3	令和2年度 予算執行率(%)	67.1	※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
令和元年度評価と それを踏まえた 令和3年度事業の 見直し		令和元年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
2 年度 目標	アウトカム 指標	①個別のコンサルティング等を実施した企業の85%以上から、ハラスメントの予防・解決に向けた取組に寄与する内容であった旨の回答を頂く。 ②雇用均等指導員(均等担当及びパワーハラスメント担当)による男女雇用機会均等法第29条及び労働施策総合推進法第33条、第36条に基づく報告徴収等において、助言・指導された事業所のうち、措置を講じた事業所の割合を93%以上とする。			2 年度 実績	アウトカム 指標 【○】	①99% ②98.9%			
	アウトプット 指標	・ポータルサイト「あかるい職場応援団」への1月あたりの平均アクセス件数を160,000件以上とする。				アウトプット 指標 【×】	・ポータルサイト「あかるい職場応援団」への1月あたりの平均アクセス数は、143,913件であった。			

2年度目標を達成（未達成）の理由（原因） ・今後の課題	コロナの影響により、新規コンテンツの作成が遅れ、掲載が3月下旬になり、周知が不十分であったため。	
理由（原因）を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題	ホームページ内容を充実させるため、コロナ状況もふまえつつ、計画的にコンテンツを作成していく。	
評価	B	予算額又は手法等を見直し
令和3年度事業概要	・職場のハラスメントの予防・解決に向けた社会的気運の醸成及び労使の取組支援を行う。また、ハラスメントの被害を受けた労働者の精神障害の悪化や再発を防止し、労働者の衛生の確保を図る。 ・事業主が、パートタイム労働者・有期雇用労働者に対する健康診断等について認識を深め、パートタイム労働者・有期雇用労働者の健康管理等に取り組むために、啓発指導を行う。	
令和3年度目標（アウトカム指標）	①個別のコンサルティング等を実施した企業の90%以上から、ハラスメントの予防・解決に向けた取組に寄与する内容であった旨の回答を頂く。 ②実績を踏まえ、記載予定	
令和3年度目標（アウトプット指標）	・事業主向け説明会の開催回数100回以上	
令和3年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方（アウトカム指標設定が困難な場合はその理由）	令和4年4月より中小企業におけるパワーハラスメント防止措置が義務化されること、加えてカスタマーハラスメント等望ましい取組として規定されているハラスメントに対策についても引き続き実施する必要があることから、ハラスメント対策の推進に寄与する取組となるよう指標を設定予定。	
令和3年度予算概算要求の主要事項との関係	III 主要事項 第5 ウィズコロナ時代の労働環境の整備、生産性向上の推進 4 総合的なハラスメント対策の推進 (1) 職場におけるハラスメント撲滅対策の集中実施 (2) 中小企業へのハラスメント対策取組支援	
令和4年度要求に向けた事業の方向性	女性活躍推進法、労働施策総合推進法の施行等の状況を踏まえつつ、現下の情勢に鑑み効果的に事業が実施できるよう見直すとともに、新たな行政課題に対応するところを中心に内容を見直すこととする。 加えてパートタイム労働者・有期雇用労働者の健康管理等の取組促進については今後も引き続き適正に実施する。	

事業名		建設業等における労働災害防止対策費						事業番号 (令和3年度)	26	
								事業番号 (令和2年度)	30	
事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	建設安全対策室	
実施主体		建設業労働災害防止協会、民間団体等								
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	(1)東日本大震災及び熊本地震に係る復旧・復興工事については、短期間のうちに大量に行われ、多数の中小事業者が参入していることから、被災地に安全衛生に関する諸問題に対する拠点を開設し、工事現場巡回指導等の支援を行うことで、労働災害防止対策の徹底を図り、もって円滑な復旧・復興工事の推進に寄与するため。 (2)建設業における死亡災害の約4割を占める墜落、転落災害の防止のため、手すり先行工法等の「より安全な措置」の普及を促進し、建設業における墜落・転落災害防止対策の推進を図るため。 (3)人手不足の中、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた建設需要の高まりに伴い、経験が浅い工事従事者、外国人建設就労者等の労働災害のリスクの増加が懸念されるため、安全衛生教育や技術指導等を行うことにより労働災害防止対策の徹底を図る。 (4)一人親方の業務の特性や作業実態を踏まえた安全衛生に関するテキストを作成し、また、このテキストを使用した研修会を実施する。 本事業は、建設現場等における労働災害防止を図るための事業であり、労働災害の減少に寄与することは、事業者による労働者の安全衛生確保義務の担保に資するものとして、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用ものであることから、社会復帰促進等事業で行う必要がある。								
	対象 (誰／何を対象に)	(1)復旧・復興工事に従事する中小事業者、新規参入者等 (2)中小規模ビル建築工事、低層住宅建築工事を施工する工事業者 (3)中小事業者等が雇用する未熟練労働者、外国人建設就労者等 (4)一人親方等								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	(1)①安全衛生に関する諸問題に対応する窓口となる安全衛生専門家の活動の拠点の設置 ②復旧・復興工事現場に対する巡回指導の実施 ③建設工事に不慣れな新規参入者等に対する安全衛生教育の実施 (2)足場からの墜落防止措置に係る「より安全な措置」について、専門家による診断の実施、診断結果に基づく改善計画の作成等の現場に対する指導・支援を実施する。 (3)東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、首都圏で増加する建設工事における労働災害防止対策を徹底するため、工事現場に対する巡回指導、未熟練労働者や外国人建設就労者等に対する安全衛生教育等を実施する。 (4)一人親方等を対象とした研修会、一人親方等が入場している現場の巡回指導の実施								
	実施体制	(1)建設業労働災害防止協会に委託して実施 (2)全国仮設安全事業協同組合に委託して実施 (3)建設業労働災害防止協会に委託して実施 (4)建設業労働災害防止協会に委託して実施								
29年度予算額 (千円)		496,707	30年度予算額 (千円)	421,801	令和元年度 予算額 (千円)	530,467	令和2年度 予算額 (千円)	466,788	令和3年度 予算額 (千円)	395,837
29年度決算額 (千円)		372,475	30年度決算額 (千円)	353,488	令和元年度 決算額 (千円)	437,722	令和2年度 決算額 (千円)	305,639	令和3年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
29年度 予算執行率 (%)		77.1	30年度 予算執行率 (%)	86.9	令和元年度 予算執行率 (%)	92.5	令和2年度 予算執行率(%)	67.5		
令和元年度評価とそれを踏まえた令和3年度事業の見直し		令和元年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
2年度目標	アウトカム指標	(1)建設業への新規参入者等に対しての安全衛生教育支援が役に立ったとの回答の割合を85%以上とする。 (2)手すり先行工法に係る指導・支援を受けた事業場のうち、支援指導が有効、有用であり、「今後、自らの施工現場で手すり先行工法を採用する」と回答する者の割合を80%以上とする。 (3)新規入職者等に対しての安全衛生教育支援が役に立ったとの回答の割合を85%以上とする。 (4)一人親方に対する安全衛生教育研修会が役に立ったとの回答の割合を80%以上とする。			2年度実績	アウトカム指標 【(1)○(2)○ (3)○(4)○】	(1)役に立ったとの(満足した旨の)回答 94.3% (2)採用する旨(条件付き採用を含む)の回答 97.7% (3)役に立ったとの回答 98.1% (4)役に立ったとの回答 97.1%			
	アウトプット指標	(1)安全衛生指導の経験者による復興工事現場に対する安全衛生巡回指導を実施する。(1,056現場以上) (2)建設業での手すり先行工法の普及・定着のための現場に対する指導・支援を行う。(400現場以上) (3)首都圏の工事現場に対する助言指導を実施する。(537現場以上) (4)一人親方に対する安全衛生教育研修会を実施する。(630人以上)				アウトプット指標 【(1)○(2)○ (3)○(4)○】	(1)安全衛生巡回指導実施1,579現場 (2)指導・支援実施425現場 (3)助言指導実施629現場 (4)研修会参加人数736人			

2年度目標を達成（未達成） の理由（原因） ・今後の課題	前年度の実績を踏まえ、事業を効率的、効果的に実施できたものと考えられる。	
理由（原因）を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	引き続き適正に事業を実施する。	
評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続
令和3年度 事業概要	(2)～(4)まで令和2年度と同様。(1)は引き続き同様の事業内容を継続するとともに、これまでの活動を通して蓄積された復旧・復興工事における安全衛生確保対策のノウハウを取りまとめ、今後発生する大規模自然災害からの復旧・復興工事の安全確保に資する報告書を作成する。	
令和3年度目標 (アウトカム指標)	(1)建設業への新規参入者等に対する安全衛生教育支援が役に立ったとの回答の割合を85%以上とする。 (2)手すり先行工法に係る指導・支援を受けた事業場のうち、支援指導が有効、有用であり、「今後、自らの施工現場で手すり先行工法を採用する」と回答する者の割合を80%以上とする。 (3)新規入職者等に対する安全衛生教育支援が役に立ったとの回答の割合を85%以上とする。 (4)一人親方に対する安全衛生教育研修会が役に立ったとの回答の割合を80%以上とする。	
令和3年度目標 (アウトプット指標)	(1)安全衛生指導の経験者による復興工事現場に対する安全衛生巡回指導を実施する。(960現場以上) (2)建設業での手すり先行工法の普及・定着のための現場に対する指導・支援を行う。(400現場以上) (3)首都圏の工事現場に対する助言指導を実施する。(336現場以上) (4)一人親方に対する安全衛生教育研修会を実施する。(630人以上)	
令和3年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	(1)被災地において建設業における新規参入者等への安全衛生教育が引き続き重要なものであるが、予算額が減少したために、令和2年度から下方修正した。 (2)建設業での手すり先行工法等の「より安全な措置」の実施を引き続き徹底していく観点から令和2年度と同様の目標とした。 (3)大会関連施設のうち、大規模なもの等、すでに完了しているものもあることから、令和2年度から下方修正した。 (大会終了後は、解体工事等が見込まれるため、1年間と通じて助言指導を実施する。) (4)一人親方に対する安全衛生教育研修は、引き続き重要なものであることから、令和2年度と同様の目標とした。	
令和3年度予算概算 要求の主要事項 との関係	III主要事項 第5 ウィズコロナ時代の労働環境の整備、生産性向上の推進 2 安全で健康に働くことができる職場づくり (3)労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備 ① 第13 次労働災害防止計画重点業種等の労働災害防止対策の推進 IV主要事項(復旧・復興関連) 第1 東日本大震災や熊本地震をはじめとした災害からの復旧・復興への支援 (雇用の確保など) (4)復旧・復興工事等に従事する労働者の安全衛生対策	
令和4年度要求に 向けた事業の 方向性	引き続き、事業運営の効率化に努めつつ、令和4年度も継続して要求する。	

事業名		第三次産業等労働災害防止対策支援事業						事業番号 (令和3年度)	27	
								事業番号 (令和2年度)	31	
事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	サービス産業・ マネジメント班 物理班	
実施主体		(1)株式会社平プロモート (2)ランゲート株式会社 (3)みずほリサーチ&テクノロジーズ、国際航業 (4)労働調査会								
事業／ 制度概要	目的及び必要性 (何のため)	(1)業務上疾病のうち約6割を占める職場における腰痛災害を減少させるため、特に災害の多い社会福祉施設を含む保健衛生業等における腰痛防止対策を実施する。 (2)第三次産業の労働災害は増加傾向にあり、第13次労働災害防止計画においても労働災害防止の重点業種となっていることから、取組が進んでいない第三次産業の経営トップに対する意識啓発、事業場の安全担当者の配置促進を図るとともに、業界団体に対する技術的支援を通じて、業界全体の自主的安全衛生管理活動の活性化を図る必要がある。 (3)近年の外国人労働者の増加に伴い、外国人の労働災害も増加傾向にあることから、労働災害防止のため、外国人労働者が容易に理解出来る母国語の安全衛生教育用視聴覚教材を作成する必要がある。 (4)休業4日以上之死傷者数で60歳以上の労働者が占める割合が増加傾向にあり、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境作りを目指して令和2年度に策定した「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」の内容等について、周知広報を行う必要がある。 本事業は、第三次産業等における労働災害防止を図るための事業であり、労働者の安全及び衛生の確保に資するものであるため、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当し、社会復帰促進等事業で行う必要がある。								
	対象 (誰／何を対象に)	事業主、事業場の安全衛生担当者等								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	(1)改正腰痛対策指針の周知啓発を行うとともに、社会福祉施設等を対象とした腰痛対策のための動画の作成・公表等を行う。 (2)第三次産業において、安全推進者の配置が進まず、労働災害が減少していない現状があり、その原因として、経営層の理解・安全衛生のノウハウが乏しいという実状があることから、経営トップの意識を変えるため、経営トップを対象としたセミナー、安全推進者を養成するための講習会を開催する。 (3)未熟練労働者向けの安全衛生教育マニュアル、視聴覚教材等の作成と外国語翻訳を行う。 (4)高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境作りを目指して令和2年度に策定した「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」の内容等について、周知広報を行う。								
	実施体制	(1)株式会社平プロモート (2)ランゲート株式会社 (3)みずほ情報総研株式会社、国際航業 (4)労働調査会								
29年度予算額 (千円)		90,898	30年度予算額 (千円)	139,900	令和元年度 予算額 (千円)	635,995	令和2年度 予算額 (千円)	1,795,999	令和3年度 予算額 (千円)	1,527,033
29年度決算額 (千円)		81,446	30年度決算額 (千円)	100,130	令和元年度 決算額 (千円)	494,848	令和2年度 決算額 (千円)	1,684,604	令和3年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
29年度 予算執行率 (%)		95.4	30年度 予算執行率 (%)	74.5	令和元年度 予算執行率 (%)	93.7	令和2年度 予算執行率(%)	94.1		
令和元年度評価と それを踏まえた 令和3年度事業の 見直し		令和元年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						

2年度目標	アウトカム指標	(1)腰痛予防対策講習会を受けた者について、今後の労働災害防止対策に取り組む上で有益であった旨の評価を85%以上得る。 (2)経営トップを対象としたセミナーの参加者について、セミナーが有益であった旨の評価を80%以上得る。 (3)VR技術を活用した教材の体験会の参加者について、教材が効果的である旨の評価を80%以上得る。 (4)ガイドライン周知のためのセミナーの参加者について、セミナーが有益であった旨の評価を80%以上得る。	2年度実績	アウトカム指標 【(1)○(2)○ (3)○(4)○】	(1)講習後のアンケートにて有益であった旨の回答を85%以上得た(社会福祉施設及び医療保健業向け96%、陸上貨物運送事業向け99%)。 (2)経営トップを対象としたセミナーの参加者について、セミナーが有益であった旨の評価を90%得た。 (3)VR技術を活用した教材の体験会の参加者について、教材が効果的である旨の評価を88%得た。 (4)ガイドライン周知のためのセミナーの参加者について、セミナーが有益であった旨の評価を97%得た。
	アウトプット指標	(1)腰痛予防対策講習会を550人以上に提供する。 (2)経営トップを対象としたセミナーを7回以上開催する。 (3)外国人労働者向けの安全衛生教育用視聴覚教材について、VR技術を活用した安全衛生教育教材を事故の型別で6種類以上作成する。 (4)ガイドライン周知のためのセミナーを14回以上開催する。		アウトプット指標 【(1)○(2)○ (3)○(4)○】	(1)腰痛予防対策講習会を684人に提供した。 (2)経営トップを対象としたセミナーを7回開催した。 (3)外国人労働者向けの安全衛生教育用視聴覚教材について、VR技術を活用した安全衛生教育教材を事故の型別で6種類作成した。 (4)ガイドライン周知のためのセミナーを14回開催した。
2年度目標を達成(未達成)の理由(原因) ・今後の課題		前年度の実績を踏まえ、事業を効率的、効果的に実施できたものと考えられる。			
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題		引き続き適正に事業を実施する。			
評価		A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続		
令和3年度事業概要		(1)、(3)及び(4)は令和2年度と同様だが、(1)の講習会はオンライン動画に、(4)のセミナーは一律オンラインセミナーに切り替える。(2)は、第三次産業の労働災害が増加傾向にある中、これまで実施してきた「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」をリニューアルし、経営トップを対象とした第三次産業対策全般のセミナーに代わり、第三次産業で転倒災害、腰痛やねんざなどの災害が多いことから、身体機能の維持向上の観点から、特に身体機能の低下から転倒しやすい高齢者を対象とした運動プログラムによる運動習慣定着支援を図るため、新たにシニア向け運動プログラムを策定し、希望する事業場に運動定着支援のためのトレーナーを派遣する。			
令和3年度目標(アウトカム指標)		(1)腰痛予防対策のための動画の閲覧者について、今後の労働災害防止対策に取り組む上で有益であった旨の評価を85%以上得る。 (2)新たに策定するシニア向け運動プログラムによる運動定着支援に向けて、プログラムをサポートするトレーナー派遣を受けた参加者について、今後のプログラム定着支援に有益であった旨の評価を80%以上得る。 (3)VR技術を活用した教材の体験会の参加者について、教材が効果的である旨の評価を80%以上得る。 (4)経営トップ等を対象とした高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン周知のためのオンラインセミナーの参加者について、オンラインセミナーが有益であった旨の評価を80%以上得る。			
令和3年度目標(アウトプット指標)		(1)腰痛予防対策のための動画について、1動画あたりの平均閲覧数を550件以上とする。 (2)新たに策定するシニア向け運動プログラムによる運動定着支援をサポートするトレーナーを30事業場に派遣する。 (3)外国人労働者向けの安全衛生教育用視聴覚教材について、VR技術を活用した安全衛生教育教材を作成し、体験会を7回開催する。 (4)経営トップ等を対象とした高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン周知のためのオンラインセミナーを10回以上開催する。			
令和3年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)		(1)腰痛予防対策講習会等については、受講者にとって労働災害防止につながる有用なものとする観点から上記のとおり目標を設定した。また、腰痛予防対策の推進に当たっては多くの関係者に対策を周知させることが重要であるため、上記のとおりアウトプット指標を設定した。 (2)新たに策定するシニア向け運動プログラムによる運動定着支援については、その内容及び派遣回数が事業場での取組に繋がるため、上記の目標を設定した。 (3)外国人労働者向けの安全衛生教育用視聴覚教材については、理解しやすい教材の作成が安全衛生教育の効果に繋がるため、上記の目標を設定した。 (4)経営トップ等を対象とした高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインについては、そのオンラインセミナーにより全体の受講者数の増加が期待され、内容及び受講回数が事業場での取組に繋がるため、上記の目標を設定した。			
令和3年度予算概算要求の主要事項との関係		Ⅲ主要事項 第4 人材投資の強化や就職氷河期世代、高齢者、女性等の多様な人材の活躍促進 10 外国人に対する支援 (2)外国人労働者の労働条件等の相談・支援体制の強化 第5 ウィズコロナ時代の労働環境の整備、生産性向上の推進 2 ウィズコロナ時代に安全で健康に働くことができる職場づくり (3)労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備 ① 第13 次労働災害防止計画重点業種等の労働災害防止対策の推進 ② 高齢者の特性に配慮した安全衛生対策を行う企業への支援			
令和4年度要求に向けた事業の方向性		引き続き、事業運営の効率化に努めつつ、令和4年度も継続して要求する。			

事業名		林業従事労働者等における安全衛生対策の推進事業						事業番号 (令和3年度)	28	
								事業番号 (令和2年度)	32	
事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	建設安全対策 室 物理班	
実施主体		都道府県労働局、民間団体								
事業／ 制度概要	目的及び必要性 (何のため)	林業における労働災害の多くを占める伐木等作業については、チェーンソー取扱作業指導員による振動障害防止対策に取り組むとともに、平成30年度の労働安全衛生規則改正を踏まえ、伐木等作業にかかる安全対策を徹底するため、安全作業マニュアルを作成した上で、林業事業体(森林組合など)等の伐木作業に従事する事業場の安全担当者を通じて普及させる必要がある。本事業は、伐木作業における労働災害の防止を図る事業であり、労働者の安全及び衛生の確保に資するものであるため、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当し、社会復帰促進等事業で行う必要がある。								
	対象 (誰／何を対象に)	林業及び伐木等作業事業者								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	(1)伐木等作業における安全作業のためのマニュアルを開発し、同マニュアルに基づく、安全対策講習会を実施する。 (2)チェーンソーの正しい取扱いの普及を図る。								
	実施体制	(1)労働衛生コンサルタント会に委託して実施。 (2)厚生労働省本省、都道府県労働局において実施								
29年度予算額 (千円)		5,991	30年度予算額 (千円)	5,751	令和元年度 予算額 (千円)	26,249	令和2年度 予算額 (千円)	25,214	令和3年度 予算額 (千円)	23,809
29年度決算額 (千円)		-	30年度決算額 (千円)	-	令和元年度 決算額 (千円)	19,800	令和2年度 決算額 (千円)	15,413	令和3年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円)	
29年度 予算執行率 (%)		-	30年度 予算執行率 (%)	-	令和元年度 予算執行率 (%)	100.0	令和2年度 予算執行率(%)	79.3	※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
令和元年度評価と それを踏まえた 令和3年度事業の 見直し		令和元年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
2 年 度 目 標	アウトカム 指標	伐木等作業の安全対策講習会の内容が受講者にとって役に立った旨の回答割合を80%以上とする。			2 年 度 実績	アウトカム 指標 【○】	役に立ったとの回答 96.1%			
	アウトプット 指標	安全対策講習会の受講者数を210人以上とする。				アウトプット 指標 【○】	受講者数 219人			
2年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題		前年度の実績を踏まえ、事業を効率的、効果的に実施できたものと考えられる。								
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題		引き続き適正に事業を実施する。								
評価		A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					
令和3年度 事業概要		令和2年度と同様。								
令和3年度目標 (アウトカム指標)		伐木等作業の安全対策講習会の内容が受講者にとって役に立った旨の回答割合を80%以上とする。								
令和3年度目標 (アウトプット指標)		安全対策講習会の受講者数を350人以上とする。								
令和3年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)		事業において実施する伐木等作業における安全作業についての講習会が、事業目的の達成に寄与する内容となったかを測る観点から、令和2年度と同様の目標設定とした。								
令和3年度予算概算 要求の主要事項 との関係		Ⅲ主要事項 第5 ウィズコロナ時代の労働環境の整備、生産性向上の推進 2 安全で健康に働くことができる職場づくり (3)労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備 ① 第13 次労働災害防止計画重点業種等の労働災害防止対策の推進								
令和4年度要求に 向けた事業の 方向性		引き続き、事業運営の効率化に努めつつ、令和4年度も継続して要求する。								

事業名		機械等の災害防止対策費						事業番号 (令和3年度)	29	
								事業番号 (令和2年度)	33	
事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	機械班	
実施主体		厚生労働本省、都道府県労働局、労働基準監督署、建設業労働災害防止協会、(公社)産業安全技術協会、(一社)日本ボイラ協会								
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	①、②危険性・有害性のある機械等について、危険性・有害性等の調査(リスクアセスメント)の促進及び労働災害の防止を図ることを目的として、機械等設置届の受理及び実施調査を行うとともに、機械等の検査検定等を行う登録機関の監査指導を行う。 ③輸入機械等を中心として市場に流通している型式検定対象機械等(防爆構造電気機械器具)に買取試験を実施し、機械等の安全性を担保する。 ④最新の構造規格に不適合となる既存の機械について、その更新を促し労働災害の防止を図ることを目的として、最新構造規格に適合するために要する費用の一部を補助する。 ⑤新たな技術等を活用した保安力の維持・向上を図るため、ボイラー等に義務付けられている性能検査へのCBM及び自主検査の導入に向けた検討を行う。 本事業は、機械等による労働災害防止を図るための事業であり、事業者による労働者の安全衛生確保義務の担保に資することから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。								
	対象 (誰／何を対象に)	事業者								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	①機械設置届等に係る審査及び実地調査 ②登録検査業者等に対する指導 ③型式検定対象機器等の買取試験事業 ④既存不適合機械等更新支援補助金事業 ⑤新技術の導入等を踏まえたボイラー等に係る検査の在り方検討事業								
	実施体制	①② 厚生労働省本省、都道府県労働局、労働基準監督署 ③(公社)産業安全技術協会に委託して実施。当該結果に基づき、厚生労働省において行政上の対応等を検討。 ④建設業労働災害防止協会 ⑤(一社)日本ボイラ協会に委託して実施。当該結果に基づき、厚生労働省において行政上の対応等を検討。								
29年度予算額 (千円)		101,164	30年度予算額 (千円)	101,159	令和元年度 予算額 (千円)	505,930	令和2年度 予算額 (千円)	818,752	令和3年度 予算額 (千円)	1,017,309
29年度決算額 (千円)		67,316	30年度決算額 (千円)	72,798	令和元年度 決算額 (千円)	478,299	令和2年度 決算額 (千円)	738,222	令和3年度 雇用勘定予算額 0(千円)	
29年度 予算執行率 (%)		82.6	30年度 予算執行率 (%)	89.3	令和元年度 予算執行率 (%)	98.4	令和2年度 予算執行率(%)	92.4	一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
令和元年度評価と それを踏まえた 令和3年度事業の 見直し		令和元年度評価	B	予算額又は手法等を見直し						
2 年度 目標	アウトカム 指標	①補助金により買換えを補助した機械のうち、より安全性の高いもの(移動式クレーンの過負荷防止装置については付加安全措施が1以上、フルハーネス型墜落制止用器具については付加安全措施が3以上)に買い替えられたものの割合を60%以上とする。 ②買取試験を実施した防爆構造電気機械器具のうち規格を満たさない型式があれば、行政が製造者等に対して改善指導等を行うことにより、買取試験を実施した全ての型式に規格を満たさせる。			2 年度 実績	アウトカム 指標 【①〇②〇】		①補助金により買換えを補助した機械のうち、移動式クレーンの過負荷防止装置については100%、フルハーネス型墜落制止用器具については63.8%が、より安全性の高いものに買い換えられた。 ②買取試験を実施した防爆構造機械器具において、全て規格を満たしていた。		
	アウトプット 指標	①補助金執行率を80%以上とする。 ②防爆構造電気機械器具の安全性担保のための選定基準に該当する型式のうち80%以上を対象として、買取試験を実施する。				アウトプット 指標 【①〇②〇】		①補助金執行率は98.1%であった。 ②防爆構造電気機械器具の安全性担保のための選定基準に該当する20型式のうち全ての型式(20型式、100%)を対象として、買取試験を実施した。		

2年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題	・補助金事業については、令和元年度事業の結果を踏まえ改善を行い、早期に補助金執行団体を決定し、前年度に比べ、周知期間が長く確保できたこと、対象経費の下限を撤廃し少額の補助を可能としたこと、ハーネス型墜落制止用器具の市場の流通も円滑になったことで、在庫不足による影響が緩和されたこと、第三者による証明や購入物品の写真の省略により、事務手続きを簡素化し、申請者の負担の軽減を図ったこと等により目標を達成した。 ・その他の事業については、前年度までの実績を踏まえ、適切な進捗管理を行い、事業を効率的、効果的に実施し目標を達成した。	
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題	引き続き適正に事業を実施する。	
評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続
令和3年度事業概要	輸入機械等を中心として市場に流通している型式検定対象機械等(防爆構造電気機械器具)に買取試験を実施し、機械等の安全性を担保する。改正後の構造規格に不適合となる既存の機械等に対し、最新の構造規格に適合する機械への買替えに要する費用の一部を補助するとともに、成長戦略をふまえたボイラー等の開放による性能検査の間隔を12年を超えることができるようにする上でのCBMや自主検査の導入について、必要となる新技術その他の要件を検討し、新技術を活用した遠隔等による検査の手法について検討を行う。	
令和3年度目標 (アウトカム指標)	①補助金により買換えを補助した機械のうち、より安全性の高いもの(移動式クレーンの過負荷防止装置については付加安全措置が1以上、フルハーネス型墜落制止用器具については付加安全措置が3以上)に買い替えられたものの割合を60%以上とする。 ②買取試験を実施した防爆構造電気機械器具のうち規格を満たさない型式があれば、行政が製造者等に対して改善指導等を行うことにより、買取試験を実施した全ての型式に規格を満たさせる。	
令和3年度目標 (アウトプット指標)	①補助金執行率を80%以上とする。 ②防爆構造電気機械器具の安全性担保のための選定基準に該当する型式のうち80%以上を対象として、買取試験を実施する。	
令和3年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	補助金を効率的に配布し機械等の買換えを促進するため、上記アウトプット目標①を設定した。また、より安全性の高い機械等に買い替えられることにより安全性が担保されるため、上記アウトカム指標①を設定した。 (アウトカム指標①で示した付加安全装置は、構造規格に定めた安全性より高いものである。) また、構造規格に適合しない製品が流通することを未然に防止するため、既に流通している機械等の安全性の確保に係る実態を把握し、構造規格に適合しないものがあれば、製造者への行政指導を行うこと等により、買取試験を実施した全ての型式に規格を満たさせることが必要であるため、上記アウトカム目標②を設定した。 防爆構造電気機械器具の買取試験を実施する型式が多いほど安全性が担保されるため、上記アウトプット目標②を設定した。	
令和3年度予算概算要求の主要事項との関係	III主要事項 第5 ウィズコロナ時代の労働環境の整備、生産性向上の推進 2 安全で健康に働くことができる職場づくり (3)労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備 ① 第13 次労働災害防止計画重点業種等の労働災害防止対策の推進	
令和4年度要求に向けた事業の方向性	令和4年度においては、機械等による災害防止のため、継続して要求を行う。	

事業名		自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等						事業番号 (令和3年度)	30	
								事業番号 (令和2年度)	35	
事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	法規第二係	
実施主体		民間団体								
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	トラック運転者は他業種の労働者と比較して長時間労働の実態にあり、労働基準関係法令違反が高水準で推移し、また、脳・心臓疾患の労災支給決定件数が最も多い職種となっているが、これらの背景として、荷主都合による手待ち時間の発生など取引上の慣行があり、対策が必要である。本事業において、トラック運転者の長時間労働の現状及びその解決手法等について荷主等への周知広報等を実施することで取引上の慣行の改善を促進し、トラック運転者の長時間労働が改善されることによる過重労働の解消や健康障害の防止につながることから、「社会復帰促進等事業」で行う必要がある。								
	対象 (誰／何を対象に)	自動車運転者を使用する事業場およびその荷主となる事業場								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	下記により、トラック運転者の安全衛生および労働条件の確保を推進する。 ①トラック運送業に関する荷主向け周知用動画の作成および令和元年度に開設したポータルサイトの運用・拡充 ②自動車運転者の労働時間等に係る実態調査を実施するため、実態調査検討会の開催及び調査の実施								
	実施体制	民間団体に委託して実施(株式会社富士通総研、有限責任監査法人トーマツ、株式会社日立物流)								
29年度予算額 (千円)		55,960	30年度予算額 (千円)	96,701	令和元年度 予算額 (千円)	71,172	令和2年度 予算額 (千円)	153,997	令和3年度 予算額 (千円)	160,739
29年度決算額 (千円)		47,520	30年度決算額 (千円)	99,641	令和元年度 決算額 (千円)	61,830	令和2年度 決算額 (千円)	118,483	令和3年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円)	
29年度 予算執行率 (%)		96.4	30年度 予算執行率 (%)	109.9	令和元年度 予算執行率 (%)	96.0	令和2年度 予算執行率(%)	77.4	※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
令和元年度評価と それを踏まえた 令和3年度事業の 見直し		令和元年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
2 年 度 目 標	アウトカム 指標	①発・着それぞれの荷主に向けたトラック運転者の労働時間改善のための取組例についての周知用動画及びポータルサイトの追加コンテンツを作成する。 ②自動車運転者の労働時間等の実態を把握するため、実態調査検討会での意見を反映した調査票を作成する。			2 年 度 実 績	アウトカム 指標 【○】	①発・着それぞれの荷主に向けたトラック運転者の労働時間改善のための取組例について、荷主向け周知用動画及びポータルサイトの追加コンテンツを作成した。 ②自動車運転者の労働時間等の実態を把握するため、実態調査検討会での意見を反映した調査票を作成した。			
	アウトプット 指標	①トラック運送業に関する荷主向け動画及びポータルサイトの追加コンテンツによる周知 発・着それぞれの荷主に向け、動画を用いてトラック運転者の労働時間改善のための具体的な手法について周知する。また、トラック運送業に係る各省庁の取組内容を掲載し、労働時間改善のためのノウハウ等について、追加コンテンツを用い、ポータルサイトにおいて周知する。 ②400事業場、4,000人以上に対し、調査を実施する。				アウトプット 指標 【○】	①発・着それぞれの荷主に向け、トラック運転者の労働時間改善のための具体的な手法についてドラマ仕立て(アニメーション)で再現した動画を用いて周知した。また、トラック運送業に係る各省庁の取組内容(各種協議会等で作成されたガイドライン等)等、労働時間改善のためのノウハウ等についての追加コンテンツをポータルサイトに掲載し、周知した。 ②1,293事業場、9,590人に対し、調査を実施した。			
2年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題		コンサルタントによる情報発信を積極的に行い、荷主及び運送事業者に向けた丁寧な周知を行ったため。								
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題		今後は令和元年度に作成したポータルサイト等を用い、具体的な改善手法等について、より広く周知を行う。								
評価		A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					
令和3年度 事業概要		①トラック運転者の労働時間短縮に向けた荷主間の協力による取組についての周知用コンテンツ作成及び令和元年度に開設したポータルサイトの運用・拡充 ②トラック運転者の労働時間等に係る実態調査を実施する。								
令和3年度目標 (アウトカム指標)		①トラック運転者の労働時間短縮に向けた荷主間の協力による取組についての周知用コンテンツを作成する。 ②トラック運転者の労働時間等の実態を把握するため作業部会での意見を反映した調査票を作成する。								

令和3年度目標 (アウトプット指標)	①トラック運転者の労働時間短縮に向けた荷主間の協力による取組についての追加コンテンツを5つ以上作成する。 ②1,000事業場、8,000人程度に対し、調査を実施する。
令和3年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	①のアウトカム指標については、ガイドライン等による具体的な改善例、改善手法について荷主に向けた周知を目的としていることから、トラック運転者の労働時間短縮に向けた荷主間の協力による取組についての追加コンテンツの作成とした。アウトプット目標については、本事業の履行期間である令和4年3月31日までに追加コンテンツを作成し、閲覧・活用促進のため、リーフレット等の広告を用いた広報を実施する。 ②のアウトカム指標については、効果的に実態を把握するため、作業部会における意見を反映した調査票を作成することとした。アウトプット指標については、実態を十分に把握できるよう調査実施件数とした。
令和3年度予算概算 要求の主要事項 との関係	Ⅲ主要事項 第5 ウィズコロナ時代の労働環境の整備、生産性向上の推進 2 安全で健康に働くことができる職場づくり (2)長時間労働の是正 ②自動車運送業、建設業、情報サービス業における勤務環境の改善
令和4年度要求に 向けた事業の 方向性	引き続き要求する。

(雇用環境・均等局在宅労働課)										
事業名		家内労働安全衛生管理費						事業番号 (令和3年度)	31	
								事業番号 (令和2年度)	36	
事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	家内労働・最低賃係	
実施主体		都道府県労働局、民間団体								
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	家内労働者の安全の確保及び健康の保持並びに危険有害業務に従事する家内労働者の職業性疾病の早期発見及び予防のため。 本事業は、作業工程が極めて多様である家内労働者の特性に則して家内労働者及び委託者への指導等を実施することにより、家内労働法に基づく安全衛生措置が講じられ、もって危険有害業務に従事する家内労働者の職業性疾病の予防または早期発見を図るものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当するため、社会復帰促進等事業で行う必要性がある。								
	対象 (誰／何を対象に)	家内労働者及び委託者								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	・家内労働者又は委託者を対象に、都道府県労働局で委嘱された家内労働安全衛生指導員が家内労働者の安全の確保及び健康の保持に関する事項について必要な指導を行う。 ・事業主団体や委託者に対する訪問調査及び家内労働者からのヒアリングにより、家内労働者の危険有害業務に関する実態を把握し、安全衛生の取組のモデル事例を取りまとめ、セミナーの開催等により周知・啓発を行う。								
	実施体制	都道府県労働局、(株)中外								
29年度予算額 (千円)		30,087	30年度予算額 (千円)	30,310	令和元年度 予算額 (千円)	29,991	令和2年度 予算額 (千円)	30,026	令和3年度 予算額 (千円)	29,965
29年度決算額 (千円)		16,092	30年度決算額 (千円)	16,178	令和元年度 決算額 (千円)	16,478	令和2年度 決算額 (千円)	16368	令和3年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
29年度 予算執行率 (%)		99.1	30年度 予算執行率 (%)	99.5	令和元年度 予算執行率 (%)	99.5	令和2年度 予算執行率(%)	98.6		
令和元年度評価と それを踏まえた 令和3年度事業の 見直し		令和元年度評価	B	予算額又は手法等を見直し						
2 年 度 目 標	アウトカム 指標	①家内労働安全衛生指導員による個別指導において、要改善事項があった者(委託者・家内労働者)について、指導の結果、改善の意向ありと回答した者の割合を90%以上とする。 ②危険有害業務に従事する家内労働者及び委託者への訪問対象者のうち、本訪問を受けて「役に立った」とする者の割合を85%以上とする。			2 年 度 実 績	アウトカム 指標 【○】	①家内労働安全衛生指導員による個別指導において、要改善事項があった者(委託者・家内労働者)について、指導の結果、改善の意向ありと回答した者の割合:98.6% ②危険有害業務に従事する家内労働者及び委託者への訪問対象者のうち、本訪問を受けて「役に立った」とする者の割合:95.3%			
	アウトプット 指標	①家内労働安全衛生指導員による訪問指導を行う家内労働者数及び委託者数を800人以上とする。 ②「家内労働あんぜんサイト」のアクセス件数を25,000件以上とする。				アウトプット 指標 【①×、②○】	①家内労働安全衛生指導員による訪問指導を行う家内労働者数及び委託者:715名 ②「家内労働あんぜんサイト」のアクセス件数:81,726件			
2年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題		(アウトカム指標) 【目標達成の理由】 ①家内労働安全衛生指導員による個別指導において、要改善事項の改善の必要性が理解されたため。 ②危険有害業務に従事する家内労働者、委託者の割合が高い業種・地域を選定するなど訪問必要性の高い対象を選定し、また、訪問にあたっては好事例の提供も含めた具体的アドバイスをを行うなど、適切な内容・手法で事業を実施したため。 (アウトプット指標) 【目標未達成の理由】 ①家内労働者数の減少傾向に伴い、家内労働者安全衛生指導員の配置人数が減っていることに加え、新型コロナウイルスの感染拡大に基づく緊急事態宣言の発令等により対面での訪問指導が困難であったため。 【目標達成の理由】 ②スマートフォンやタブレットでも閲覧しやすいデザインに改修を行ったため。								
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題		・アウトプット指標①について、家内労働者安全衛生指導員の適正な人数配置及び活動の確保に努める。 ・その他指標については、指導の内容や周知啓発資料、「家内労働あんぜんサイト」の内容等が引き続き適切なものとなるよう留意しつつ、目標の達成を維持。								
評価		B			予算額又は手法等を見直し					
令和3年度 事業概要		令和2年度と同様。								
令和3年度目標 (アウトカム指標)		①家内労働安全衛生指導員による個別指導において、要改善事項があった者(委託者・家内労働者)について、指導の結果、改善の意向ありと回答した者の割合を90%以上とする。 ②危険有害業務に従事する家内労働者及び委託者への訪問対象者のうち、本訪問を受けて「役に立った」とする者の割合を85%以上とする。								

令和3年度目標 (アウトプット指標)	①家内労働安全衛生指導員による訪問指導を行う家内労働者数及び委託者数を800人以上とする。 ②「家内労働あんぜんサイト」のアクセス件数を50,000件以上とする。
令和3年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	<アウトカム指標> ①家内労働安全衛生指導員による個別指導について一定以上の効果を有することが確認できる目標として、指導に対する改善の意向を確認することとし、その割合を目標とした。水準については、前年度の実績を踏まえ、90%以上とした。 ②危険有害業務に従事する家内労働者及び委託者が、安全衛生に関する理解を深めることが重要であることから、訪問を受けた者の満足度を目標とした。水準については、前年度の実績を踏まえ、85%以上とした。 <アウトプット指標> ①家内労働安全衛生指導員が家内労働者又は委託者に対して家内労働者の安全の確保及び健康の保持に関する事項について必要な指導を行っていることから、訪問指導を行った家内労働者及び委託者数を目標とした。水準については、都道府県労働局の家内労働安全衛生指導員の配置状況を勘案し、800人と設定した。 ②「家内労働安全衛生確保事業」における「家内労働あんぜんサイト」の運営により家内労働に関する情報提供を行っていることから、アクセス件数を目標とした。水準については、前年度実績等を勘案し年間65,000件以上と設定した。
令和3年度予算概算 要求の主要事項 との関係	—
令和4年度要求に 向けた事業の 方向性	前年度の活動実績及び執行額等を踏まえ、指導員訪問における活動経費を一部削減した上で実施する。

事業名		女性就業支援・母性健康管理等対策費					事業番号 (令和3年度)	32		
							事業番号 (令和2年度)	37		
事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)					担当係	雇用機会均等課政策係、雇用機会均等課母性健康管理係、総務課雇用環境・均等システム係、総務課労働紛争処理業務室		
実施主体										厚生労働省本省、都道府県労働局、(一財)女性労働協会
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	1 女性労働者健康管理等対策費 女性労働者の特性に見合った健康管理対策、特に母性の健康管理指導等を実施し、もって労働災害等の防止を図る。女性労働者及び事業主等に対し情報提供・周知啓発を実施する本事業は、女性労働者の特性に見合った健康管理対策、特に妊産婦の健康管理指導等を実施することにより、法に基づく事業主の義務である母性健康管理措置が事業所内で適切に行われ、もって労働災害防止等を図るものであるから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号で行う必要がある。 2 女性就業支援全国展開事業 女性就業支援センター等において、働く女性が就業意欲を失うことなく、健康を保持増進し、その能力を伸長・発揮できる環境を全国的に整備するため、全国の女性関連施設等で行っている女性の健康保持増進のための支援施策が効果的、効率的に実施され、充実が図られることを目的とする。国全体で女性労働者等の健康保持増進のための支援策を充実させ、また支援策に関するノウハウ・情報を提供することは、労働者の安全及び衛生の確保に資することから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当するため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。 3 雇用均等行政情報化推進経費 雇用環境・均等部(室)や総合労働相談コーナーにおける、母性健康管理措置を含む年間120万件を超える労使からの労働相談、労使への紛争解決援助等の記録の情報化を推進することにより、類似の相談事案の経緯等の把握や、紛争解決援助の手続きの効率化を図り、迅速かつ適切な相談対応、紛争解決援助等を行うことを目的とするものであり、職場環境改善等、労働者の安全衛生向上に資することから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当するため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。								
	対象 (誰／何を対象に)	1 女性労働者及び事業主等 2 女性関連施設(地方自治体、男女共同参画センター等)、事業主団体(業界団体、商工会議所・商工会、経営者団体等)、労働組合、女性団体 3 雇用環境・均等部(室)及び労働基準監督署等に設置された総合労働相談コーナーの職員(非常勤職員も含む)								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	1 委託事業については、受託者を公募し、一般競争入札(総合評価落札方式)により決定し、母性健康管理専用サイトの運営、広報等により、母性健康管理に関する周知啓発を実施。 2 受託者を公募(一般競争入札(総合評価落札方式))により決定し、以下の業務を委託する。 ・働く女性の健康保持増進のための支援施策の実施に関する相談対応及び講師派遣の実施 ・全国の女性関連施設等において活用することを目的とした、働く女性の健康保持増進等に関する研修資料の作成及び提供 ・働く女性の健康保持増進のための支援施策に関する情報等を提供するホームページの作成・更新等の実施 3 労使からの母性健康管理措置を含む労働相談、労使への紛争解決援助等の記録や事業場の基本情報等を入力し、管理するための雇用環境・均等システムの運用及び法律・制度の改正等に係わる改修等の実施								
	実施体制	1 委託事業については、民間団体に委託して実施。 2 受託者を公募(一般競争入札(総合評価落札方式))により決定の上、事業実施。(令和3年度:(一財)女性労働協会) 3 厚生労働省本省による直接実施。								
29年度予算額 (千円)		189,695	30年度予算額 (千円)	144,490	令和元年度 予算額 (千円)	141,107	令和2年度 予算額 (千円)	655,783	令和3年度 予算額 (千円)	965,222
29年度決算額 (千円)		64,527	30年度決算額 (千円)	60,305	令和元年度 決算額 (千円)	65,033	令和2年度 決算額 (千円)	58,637	令和3年度 雇用勘定予算額 1,203,022(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
29年度 予算執行率 (%)		92.3	30年度 予算執行率 (%)	86.7	令和元年度 予算執行率 (%)	91.3	令和2年度 予算執行率(%)	80.2		
令和元年度評価と それを踏まえた 令和3年度事業の 見直し		令和元年度 評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						

2 年 度 目 標	アウトカム 指標	1 メールによる相談者でアンケートに回答した者のうち、相談者に対する回答が役に立ったとした者の割合95%以上 2(1)働く女性の健康保持増進のための支援施策に関する相談を利用したことで、セミナー・研修会の企画運営方法や働く女性の身体やこころの健康問題に関する知識・ノウハウの取得など、理解が得られたとする者の割合95%以上 (2)働く女性の健康保持増進に関する講師派遣を利用した者のうち、「受講したことが実際にセミナー・研修会等の企画運営に役に立った」とする者の割合95%以上 3 業務システム最適化実施前に比べて年間216.6人日以上の業務処理時間の削減を図る。	2 年 度 実 績	アウトカム 指標 【1・2(1)×、2(2)○、3○】	1 94.4%(令和2年度におけるメールによる相談者でアンケートに回答があった72件のうち、役に立ったとした件数68件) 2 (1)94.9%(相談を利用した団体576者のうち、「理解が得られた」「概ね理解が得られた」と回答した団体が547者) (2)100%(講師派遣を受けた団体21者のうち、事業の企画運営に「非常に役に立った」と回答した団体が21者) 3 最適化計画どおり、年間216.6人日分の業務処理時間の削減ができています。
	アウトプット 指標	1 母性健康管理サイトのアクセス数を250万件とする。 2(1)働く女性の健康保持増進に関する相談件数600件以上 (2)働く女性の健康保持増進に関するセミナーの開催回数47回 3 システム稼働率99.9%以上		アウトプット 指標 【1・3○、2(1)(2)×、3○】	1 5,780,649件 2 (1)576件、(2)21件 3 システム稼働率100%
2年度目標を達成(未達成)の理由(原因)・今後の課題		【アウトカム指標】 1 目標値は達成しなかったものの非常に近い値となっているところではあるが、アンケートで「役に立たなかった」と回答された案件には、相談者の期待に応えきれない相談もあるが、的確に回答しきれなかったものもあったため。 2 目標値は達成しなかったものの非常に近い値となっているところではあるが、アンケートでは「役に立たなかった」「どちらともいえない」と回答された案件には、相談者の求める情報が提示できなかったものもあったため。 3 雇用均等業務の業務システム最適化計画に基づいた整備・運用を行った結果、目標を達成したため。 【アウトプット指標】 1 様々な広告手法を用いて母性健康管理専用サイトの周知を図り、認知度を高めたため。 2 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、セミナー予約のキャンセルが多数発生し、実施回数が低下した(新型コロナウイルス感染症拡大防止を理由とするセミナーキャンセル回数:27回)。また、セミナーの開催が自粛されたことに伴い、セミナーに関する相談件数が減少した。 3 雇用均等業務の業務システム最適化計画に基づいた整備・運用を行った結果、目標を達成したため。			
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題		1 メールによる相談について、的確な回答ができるよう改善を図ることが課題である。 2 女性の就労支援の全国的な底上げという目的を達成するため、未利用者・地域へのより一層の周知を行うとともに、オンラインセミナー等、新たな利用手段の提供が課題となる。また、コロナ禍における働き方等、利用者のニーズに応じた情報提供を行っていくことが課題である。 3 ハードウェア及びソフトウェアともに大きな障害を発生させることなく運用できた結果、目標を達成した。			
評価		D	未達成要因を分析の上、事業廃止又は厳格な見直しが必要		
令和3年度 事業概要		1～2について、令和2年度と同様。 3 令和2年度と同様であるが、新システム構築・運用にあたり、総合労働相談コーナーにおける新システムの端末の配付、新システムの運用・保守体制の構築等を行い、雇用環境・均等部(室)及び総合労働相談コーナーにおける各種業務の効率化及び高度化を図る。			
令和3年度目標 (アウトカム指標)		1 メールによる相談者でアンケートに回答した者のうち、相談者に対する回答が役に立ったとした者の割合95%以上 2(1)働く女性の健康保持増進のための支援施策に関する相談を利用したことで、セミナー・研修会の企画運営方法や働く女性の身体やこころの健康問題に関する知識・ノウハウの取得など、理解が得られたとする者の割合95%以上 (2)働く女性の健康保持増進に関する講師派遣を利用した者のうち、「受講したことが実際にセミナー・研修会等の企画運営に役に立った」とする者の割合95%以上 3 母性健康管理措置を含む男女雇用機会均等法に基づく調停開始から終了3か月以内の件数の割合80%以上			
令和3年度目標 (アウトプット指標)		1 母性健康管理サイトのアクセス数を300万件とする。 2(1)働く女性の健康保持増進に関する相談件数600件以上 (2)働く女性の健康保持増進に関するセミナーの開催回数47回 3 システムへの男女雇用機会均等法等調停の登録件数137件以上			

令和3年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方（アウトカム指標設定が困難な場合はその理由）	【アウトカム指標】 1 適切な母性健康管理対策の実施という目的から、利用者のニーズに応じた情報等の提供が必要であるため、メールによる相談について高い満足度を得られるよう目標値を設定した。 2 女性の就労支援の全国的な底上げという目的を達成するため、コロナ禍における働き方等、利用者のニーズに応じた情報提供を行っていくことが今後の課題であることから、十分な理解・満足を得られた割合として、それぞれ目標値95%を設定。 3 迅速かつ適切な相談対応、紛争解決援助等という目的から、迅速な紛争解決等が必要であるため、調停の開始から終了までの期間3か月以内の件数の割合とした。割合については令和2年度実績80%以上とした。 【アウトプット指標】 1 適切な母性健康管理対策の実施という目的から、女性労働者や事業主等に対し、母性健康管理に関する情報提供・周知啓発をより一層行うことが必要であるため、昨年度までの実績、特に令和元年度までの実績を踏まえ、アクセス件数についても、引き続き維持を図ることとした。 2 女性の就労支援の全国的な底上げという目的を達成するため、未利用者・地域へのより一層の周知及び利用機会の提供が今後の課題であることから、相談件数・セミナー開催回数を目標値として設定した。相談件数については前年度実績(576件)を踏まえ600件、セミナー回数については各都道府県において1回程度の開催を目安として47回とした。 3 迅速かつ適切な相談対応、紛争解決援助等という目的から、利活用できる情報の蓄積が必要であるため、調停の登録件数とした。登録件数については令和2年度登録実績137件以上とした。
令和3年度予算概算要求の主要事項との関係	Ⅲ 主要事項 第4 人材育成の強化や就職氷河期世代、高齢者、女性等の多様な人材の活躍促進 8 女性活躍・男性の育児休業取得の促進 (1)女性活躍推進法の対象拡大に向けた中小企業への支援等 (6)母性健康管理措置による有給休暇制度導入等への取組支援
令和4年度要求に向けた事業の方向性	1 働く女性の健康保持増進等に関するサイトに母性健康管理に関するサイトを統合し、より一元的な情報提供・周知啓発を実施することを検討。 2 サイトの統合等の効率化により、減額する方向で検討。

事業名		多言語相談支援事業						事業番号 (令和3年度)	33	
								事業番号 (令和2年度)	38(新規)	
事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	雇用環境・均等局総務課総務係、総務課労働紛争処理業務室	
実施主体		厚生労働省本省								
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	在留資格「特定技能」の創設等により、今後我が国で就労する外国人労働者数が増加していくことが見込まれることから、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)及び労働基準監督署等に設置された総合労働相談コーナー(以下「雇用環境・均等部(室)等」という。)に寄せられる各種相談について、多言語による対応ができる体制を構築していく必要がある。								
	対象 (誰／何を対象に)	外国人労働者、事業主等								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	雇用環境・均等部(室)等において、14ヶ国語の電話通訳に対応した「多言語コンタクトセンター」の活用等により、職場におけるハラスメントや解雇等のトラブルに関する相談対応、紛争解決援助等の多言語化を図る。								
	実施体制	都道府県労働局								
29年度予算額 (千円)		－	30年度予算額 (千円)	－	令和元年度 予算額 (千円)	－	令和2年度 予算額 (千円)	12,898	令和3年度 予算額 (千円)	6,750
29年度決算額 (千円)		－	30年度決算額 (千円)	－	令和元年度 決算額 (千円)	－	令和2年度 決算額 (千円)	1,188	令和3年度 雇用勘定予算額 6,750(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
29年度 予算執行率 (%)		－	30年度 予算執行率 (%)	－	令和元年度 予算執行率 (%)	－	令和2年度 予算執行率(%)	16.2		
令和元年度評価とそれを踏まえた令和3年度事業の見直し		令和元年度評価								
2年度目標	アウトカム指標	雇用環境・均等部(室)等への外国人からの相談のうち、多言語コンタクトセンター及び多言語音声翻訳アプリケーションを利用した相談件数の割合4%以上			2年度実績	アウトカム指標【×】	0.75%(108件/14,419件)			
	アウトプット指標	雇用環境・均等部(室)等への外国人からの相談件数2200件				アウトプット指標【○】	14,419件			
2年度目標を達成(未達成)の理由(原因)・今後の課題		利用率が目標を下回った要因として、外国人労働者からの相談のうち、外国人相談者自らが日本語で意思疎通可能だった場合や知人などの通訳を同伴して対応できた場合が多く、多言語コンタクトセンター又は多言語音声翻訳アプリケーションの利用に至らなかったため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題		外国人相談者自らが日本語で意思疎通可能な場合や通訳を同伴した場合はすべてとは限らないため、各種相談について多言語による対応ができる体制を整備する必要がある。								
評価		C			未達成要因を分析の上、事業の見直しが必要					
令和3年度事業概要		令和2年度と同様								
令和3年度目標(アウトカム指標)		雇用環境・均等部(室)等への外国人からの相談のうち、多言語コンタクトセンター又は多言語音声翻訳アプリケーションを利用した相談件数の割合2%以上								
令和3年度目標(アウトプット指標)		雇用環境・均等部(室)等への外国人からの相談件数前年度以上								
令和3年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)		本事業は令和2年度が事業開始初年度であり、令和2年度目標は令和元年度に外国人労働者が多いと思われる2労働局の試行実施結果に基づき設定した。令和2年度の年間実績を全労働局でみた場合に利用率が試行実施局より低かったことから、令和3年度は令和2年度実績を踏まえつつ雇用環境・均等部(室)の活用促進によって達成可能となる利用実績(0.75%)の2倍以上の数値として設定した。アウトプット指標については、前年度実績を踏まえて設定した。								
令和3年度予算概算要求の主要事項との関係		－								
令和4年度要求に向けた事業の方向性		実績も踏まえて多言語音声翻訳アプリケーションの廃止を選択肢の一つとして、内容及び必要額を精査の上で要求する。								

事業名		外国人技能実習機構に対する交付金						事業番号 (令和3年度)	34	
								事業番号 (令和2年度)	39	
事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	指導係	
実施主体		外国人技能実習機構								
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	技能実習生は技能の修得を目的としていることから本邦の作業方法等に不慣れであることに加え、言語や習慣が異なること等により、その安全衛生の確保には日本人と異なる観点からの助言・指導等が必要である。 そのため、技能実習の計画認定等を実施している外国人技能実習機構により、技能実習生受入れ企業に対する安全衛生、健康確保に関する助言・指導等を中心とした事故・疾病防止対策を講じ、技能実習生の安全衛生の確保を図ることにより技能実習制度の適正かつ円滑な推進に資することを目的とする。 なお、本事業は、技能実習生の労働災害防止の推進に資することから労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に基づく事業であり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。								
	対象 (誰／何を対象に)	技能実習生(約38万人)及び技能実習生受入企業・団体(約73,000企業、約3,200団体)								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	①監理団体及び実習実施者に対し、安全衛生環境の整備等について外国人技能実習機構職員が実地検査を行う。 ②安全衛生マニュアルの活用等による啓発等を行う。 ③実習実施者に対し安全衛生対策を効果的に周知啓発するため安全衛生セミナーを開催する。								
	実施体制	認可法人外国人技能実習機構において事業を実施								
29年度予算額 (千円)		737,070	30年度予算額 (千円)	766,040	令和元年度 予算額 (千円)	1,307,210	令和2年度 予算額 (千円)	1,306,522	令和3年度 予算額 (千円)	1,302,412
29年度決算額 (千円)		526,097	30年度決算額 (千円)	766,040	令和元年度 決算額 (千円)	1,307,210	令和2年度 決算額 (千円)	1,306,522	令和3年度 雇用勘定予算額 3,436,893(千円) 一般勘定予算額 1,481,814(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
29年度 予算執行率 (%)		71.4	30年度 予算執行率 (%)	100.0	令和元年度 予算執行率 (%)	100.0	令和2年度 予算執行率(%)	100.0		
令和元年度評価と それを踏まえた 令和3年度事業の 見直し		令和元年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
2 年 度 目 標	アウトカム 指標	実地検査のうち、安全衛生に係る改善指導を行った実習実施者のうち改善した実施者の割合95%以上			2 年 度 実 績	アウトカム 指標 【×】	実地検査のうち、安全衛生に係る改善指導を行った実習実施者のうち改善した実施者の割合:93.4%			
	アウトプット 指標	①死亡又は疾病・怪我を理由とする報告のうち、業務に起因することが疑われるものに係る実習実施者に対する実地検査割合(100%) ②技能実習生の労働災害件数が多い職種の 実習実施者に対する実地検査等件数(2,000 件)				アウトプット 指標 【○】	①死亡又は疾病・怪我を理由とする報告のうち、業務に起因することが疑われるものに係る実習実施者に対する実地検査割合:100% ②技能実習生の労働災害件数が多い職種の 実習実施者に対する実地検査等件数:4,581件			
2年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題		令和2年度において期日までに改善がなされなかったものは56件あり、内訳は、健康診断の実施及び安全衛生教育の実施に係るもので、これらは指導後改善までに一定期間を要するものであった。改善が遅れた理由をみると、期日までの健康診断の実施が困難となったケースが37件、また、対面での安全衛生教育の実施が制限された結果、期日までの実施が困難となったケースが19件で、これらは全て新型コロナウイルスの影響を受けたものであった。このため、アウトカム指標の目標が未達となった。 アウトプット指標①について、死亡又は疾病・怪我を理由とする報告のうち、業務に起因することが疑われるものについて優先して実地検査を行ったため、目標を達成した。 アウトプット指標②について、技能実習生の労働災害件数が多い職種を中心に積極的に実地検査を行ったため、目標を達成した。								
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題		引き続き目標を達成できるよう実地検査等を行う。								
評価		D			未達成要因を分析の上、事業廃止又は厳格な見直しが必要					
令和3年度 事業概要		令和2年度と同様								
令和3年度目標 (アウトカム指標)		実地検査のうち、安全衛生に係る改善指導を行った実習実施者のうち改善した実施者の割合95%以上								
令和3年度目標 (アウトプット指標)		①死亡又は疾病・怪我を理由とする報告のうち、業務に起因することが疑われるものに係る実習実施者に対する実地検査割合(100%) ②技能実習生の労働災害件数が多い職種の 実習実施者に対する実地検査等件数(2,000件)								

令和3年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方（アウトカム指標設定が困難な場合はその理由）	【アウトカム指標】改善の徹底を図ることにより技能実習生の安全衛生の確保に資するため目標に設定した。 【アウトプット指標①】原則として、技能実習困難時届出に基づき安全衛生・健康確保の必要性が認められる実習実施者の全てに実地検査を行うため100%を目標とした。 【アウトプット指標②】労働災害件数が多い職種の実習実施者に対する実地検査を契機として、実習実施者に事故・疾病防止対策を講じさせることにより、技能実習生の安全衛生の確保・改善が期待できるため目標に設定した。
令和3年度予算概算要求の主要事項との関係	第2 高齢者、就職氷河期世代、女性等の多様な人材の活躍促進、人材投資の強化 5 外国人材受入の環境整備 (7) 外国人技能実習に関する実地検査や相談援助等の体制強化
令和4年度要求に向けた事業の方向性	執行実績等を踏まえ、要求を行い、引き続き適切に実施する。

事業名		労働災害防止対策費補助金経費						事業番号 (令和3年度)	35	
								事業番号 (令和2年度)	41	
事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	機構・団体管理室 団体監理係	
実施主体		労働災害防止団体(5団体)及び船員災害防止協会								
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	労働災害を防止するためには、事業主による自主的な労働災害防止活動が不可欠である。本事業は、事業主の自主的な取り組み支援のため、労働災害防止団体等に対し補助金を交付し、作業現場等の実態に即したきめ細かい労働災害防止活動の進展を図ることにより労働者の安全及び衛生の確保に資するものであり、労働災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。								
	対象 (誰／何を対象に)	事業主、事業主の団体、労働者								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	事業主による自主的な安全衛生活動を促進し、労働災害の防止に繋げるため、労働災害防止団体が行う次の事業に対し、補助を行う。 ①技術的な事項に関する指導及び援助事業 ②情報の収集及び提供事業 ③調査及び研究事業								
	実施体制	中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、船員災害防止協会								
29年度予算額 (千円)		1,454,565	30年度予算額 (千円)	1,747,881	令和元年度 予算額 (千円)	1,926,755	令和2年度 予算額 (千円)	1,932,042	令和3年度 予算額 (千円)	1,805,372
29年度決算額 (千円)		1,454,565	30年度決算額 (千円)	1,747,881	令和元年度 決算額 (千円)	1,926,755	令和2年度 決算額 (千円)	1,932,042	令和3年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
29年度 予算執行率 (%)		100.0	30年度 予算執行率 (%)	100.0	令和元年度 予算執行率 (%)	100.0	令和2年度 予算執行率(%)	100.0		
令和元年度評価と それを踏まえた 令和3年度事業の 見直し		令和元年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
2 年度 目標	アウトカム 指標	①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する個別指導について、安全衛生水準の向上に効果があったとした事業場等の割合を85%以上とする。 ②労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する集団指導について、安全衛生水準の向上に効果があったとした事業場等の割合を85%以上とする。			2 年度 実績	アウトカム 指標 【○】	①安全衛生水準の向上に効果があったとした事業場等の割合は、99.5%であった。 ※効果があったとした事業場等1,046／回答事業場等1,051 ②安全衛生水準の向上に効果があったとした事業場等の割合は、97.3%であった。 ※効果があったとした事業場等10,600／回答事業場等10,893			
	アウトプット 指標	①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する個別指導を1,490件以上とする。 ②労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する集団指導を590件以上とする。				アウトプット 指標 【×】	①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する個別指導の件数は、1,403件であった。 ②労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する集団指導の件数は、730件であった。			
2年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題		【アウトカム指標】 ①、②中小規模事業場等を中心に、実情に即した指導や研修を行うことができたため。 【アウトプット指標】 ①新型コロナウイルス感染症の影響によるものと考えられる。多数の事業場を集めるため、一部の事業場でキャンセル等が発生しても実施できる集団指導と異なり、個別指導は各事業場それぞれに対して実施するため、事業場の判断でキャンセル等があると個別指導を実施できないことから実施件数が落ち込んだと考えられる。 ②安全管理士、衛生管理士等が事業の趣旨に沿って適切に活動したため。引き続き、団体や事業場に対する事業紹介や事業への勧誘活動を強化することにより、事業利用事業場の拡大を図る。また、年度途中においても、安全衛生上の問題が生じた事案については、臨機応変に研修会等を新設し、参加者の確保に努める。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題		①新型コロナウイルス感染症があることから、新型コロナウイルス感染症感染防止対策を十分に講じた上で、引き続き目標達成に努めたい。 ②各事項の目標の達成のため、引き続き、労働災害防止団体法第12条に基づき設置された安全管理士及び衛生管理士が行う労働災害防止に関する技術的な指導、援助を行う。								

評価	B	予算額又は手法等を見直し
令和3年度 事業概要	令和2年度と同様	
令和3年度目標 (アウトカム指標)	①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する個別指導について、安全衛生水準の向上に効果があったとした事業場等の割合を85%以上とする。 ②労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する集団指導について、安全衛生水準の向上に効果があったとした事業場等の割合を85%以上とする。	
令和3年度目標 (アウトプット指標)	①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する個別指導を1,540件以上とする。 ②労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する集団指導を500件以上とする。	
令和3年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	アウトカム指標については、労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する現場指導等が、事業場等の安全衛生水準に一定程度以上の効果を有することを確認できる目標設定とした。 また、アウトプット指標については、中小規模事業場の労働災害防止を目的とした集団指導・個別指導に関し、指導実績を踏まえ目標設定しているところであるが、従前より予算の範囲内で効果的な事業の実施を図っており、令和3年度においても引き続き、きめ細やかな指導が実施可能な個別指導にウェートを置いたものである。	
令和3年度予算概算 要求の主要事項 との関係	Ⅲ 主要事項 第5 ウィズコロナ時代の労働環境の整備、生産性向上の推進 2 ウィズコロナ時代に安全で健康に働くことができる職場づくり (3)労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備 ① 第13 次労働災害防止計画重点業種等の労働災害防止対策の推進	
令和4年度要求に 向けた事業の 方向性	事業を着実に実施し、労働災害防止活動を促進することにより労働災害の防止に繋げる。	

事業名		産業医学振興経費						事業番号 (令和3年度)	36	
								事業番号 (令和2年度)	42	
事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	機構・団体管理室 団体監理係	
実施主体		(公財)産業医学振興財団、学校法人産業医科大学								
事業／ 制度概要	目的及び必要性 (何のため)	産業医科大学に対する助成、修学資金の貸与を行うとともに、産業医の資質の向上、産業医学に関する研究の促進等を図り、もって産業医学の振興と職場での労働者の健康確保の充実を図ることは、労働者の安全及び衛生の確保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号の趣旨に適う事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。								
	対象 (誰／何を対象に)	産業医科大学及び同大学在学生、産業医、産業保健スタッフ、事業者等								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	①産業医科大学の運営等に対する助成 ②産業医科大学の学生に対する修学資金貸与制度の運営 ③産業医の資質の向上を図る研修等の実施 ④産業医学に関する研究の促進 ⑤産業医学情報の提供								
	実施体制	(公財)産業医学振興財団、学校法人産業医科大学								
29年度予算額 (千円)		5,587,108	30年度予算額 (千円)	5,599,114	令和元年度 予算額 (千円)	5,674,349	令和2年度 予算額 (千円)	6,296,456	令和3年度 予算額 (千円)	6,751,305
29年度決算額 (千円)		5,587,108	30年度決算額 (千円)	5,525,447	令和元年度 決算額 (千円)	5,663,958	令和2年度 決算額 (千円)	5,765,267	令和3年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
29年度 予算執行率 (%)		100.0	30年度 予算執行率 (%)	98.7	令和元年度 予算執行率 (%)	99.8	令和2年度 予算執行率(%)	91.5		
令和元年度評価と それを踏まえた 令和3年度事業の 見直し		令和元年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
2 年度 目標	アウトカム 指標	＜公益財団法人産業医学振興財団＞ ①産業医研修事業において、当該研修が有用であった旨の回答を85%以上にする。 ＜学校法人産業医科大学＞ ①実践能力の高い産業医を養成する体制を整備し、産業医科大学卒業生で産業医として新たに就業する者を70名以上とする。 ②認定産業医の資格を取得しようとしている他の医科大学、医学部卒業者に対して行う産業医学基礎研修会集中講座において、当該講座が有用であった旨の回答の割合を90%以上にする。			2 年度 実績	アウトカム 指標 【○】	＜公益財団法人産業医学振興財団＞ ①研修が有用であった旨の回答は約96.5%であった。 ※有用と回答した者11,831名／回答者12,256名 ＜学校法人産業医科大学＞ ①産業医科大学卒業生で産業医として新たに就業する者は78名であった。 ②講座が有用であった旨の回答の割合は約92.5%であった。 ※有用と回答した者422名／回答者456名			
	アウトプット 指標	＜公益財団法人産業医学振興財団＞ ①産業医研修事業の受講者を13,500人以上とし、これに加え産業医学分野の最新情報をメールマガジンにより提供することを周知・広報し、メールマガジン登録者数を10,000人以上とする。 ＜学校法人産業医科大学＞ ①医師国家試験の合格率について、合格率95%以上とする。 ②産業医の資格取得希望者のための研修のうち、本学での修了者の割合を全体の40%以上とする。 ③企業人事・労務担当者向けメンタルヘルス対策支援講座、一般者向け公開講座や産業医活動に関心を持つ方に対してオープンキャンパスやWeb動画配信による情報提供を行い、視聴参加人数を780人以上とする。				アウトプット 指標 【○】	＜公益財団法人産業医学振興財団＞ ①産業医研修事業の受講者は20,915名、メールマガジン登録者数は13,928名であった。 ＜学校法人産業医科大学＞ ①医師国家試験の合格率は96.6%であった。 ②産業医の資格取得希望者のための研修の修了者は全体に比して40.3%であった。 ③企業人事・労務担当者向けメンタルヘルス対策支援講座、一般者向け公開講座や産業医活動に関心を持つ方に対してのオープンキャンパスやWEB動画配信の視聴参加者は27,062名であった。			

2年度目標を達成（未達成）の理由（原因）・今後の課題	＜公益財団法人産業医学振興財団＞ [アウトカム指標] 最新の産業医学情報の提供を行う等、受講者が満足を得られる研修内容とするよう努めた。 [アウトプット指標] 効果的・効率的な研修を実施するために医師会と密接な連携を図り、また、最新の産業医学情報の提供を行う等、産業医として必要な知識等のアップデートに資するとともに受講者の関心に応え、その参加意欲が高まるような研修内容とした。 ＜学校法人産業医科大学＞ [アウトカム指標] ①: 産業医数増加のためのきめ細やかな支援や対策を推進し、基本方針に基づき、産業医への就職を強く要請した。 ②: 新型コロナウイルス感染症対策に万全を期し、研修受講者のニーズを踏まえたカリキュラムを編成した。 [アウトプット指標] ①: 他大学の情報を収集するとともに、模擬試験結果を検証し成績下位者へ徹底した学習指導等を実施した。 ②: 新型コロナウイルス感染症対策に万全を期し、広く研修受講者の受入を行い、ニーズを踏まえたカリキュラムを編成した。 ③: 首都圏でのメンタルヘルス対策支援講座及びオープンキャンパスをWeb開催した。また、youtubeの大学オフィシャルチャンネルを開設し、積極的に動画配信による情報提供を実施した。	
理由（原因）を踏まえた改善すべき事項・今後の課題	各事項の目標の達成のため、引き続き、以下の対応を実施予定。 ＜公益財団法人産業医学振興財団＞ [アウトカム指標] 引き続き、最新の産業医学情報の提供を行う等、受講者が満足を得られる研修内容とする。 [アウトプット指標] 医師会と密接な連携を図り最新の産業医学情報の提供を行う等、産業医として必要な知識等のアップデートに資するとともに受講者の関心に応え、その参加意欲が高まるような研修内容とする。 ＜学校法人産業医科大学＞ [アウトカム指標] ①: 産業医数増加のための対策を推進し、基本方針に基づき、産業医への就職を強く要請していく。 ②: 研修受講者のニーズを踏まえたカリキュラムを編成していく。 [アウトプット指標] ①: 他大学の情報を収集するとともに、模擬試験結果を検証し成績下位者へ徹底した学習指導等を実施していく。 ②③: 広く研修受講者の受入を行い、ニーズを踏まえたカリキュラムを編成していく。 ③: Web動画配信、公開講座及びオープンキャンパスを実施していく。	
評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続
令和3年度事業概要	令和2年度と同様	
令和3年度目標（アウトカム指標）	＜公益財団法人産業医学振興財団＞ ①産業医研修事業において、当該研修が有用であった旨の回答を85%以上にする。 ＜学校法人産業医科大学＞ ①実践能力の高い産業医を養成する体制を整備し、産業医科大学卒業生で産業医として新たに就業する者を70名以上とする。 ②認定産業医の資格を取得しようとしている他の医科大学、医学部卒業者に対して行う産業医学基礎研修会集中講座において、当該講座が有用であった旨の回答の割合を90%以上にする。	
令和3年度目標（アウトプット指標）	＜公益財団法人産業医学振興財団＞ ①産業医研修事業の受講者を20,000人以上とし、これに加え産業医学分野の最新情報をメールマガジンにより提供することを周知・広報し、メールマガジン登録者数を12,000人以上とする。 ＜学校法人産業医科大学＞ ①医師国家試験の合格率について、合格率95%以上とする。 ②産業医の資格取得希望者のための研修のうち、本学での修了者の割合を全体の40%以上とする。 ③企業人事・労務担当者向けメンタルヘルス対策支援講座、一般者向け公開講座や産業医活動に関心を持つ方に対してオープンキャンパスやWeb動画配信による情報提供を行い、視聴参加人数を20,000人以上とする。	
令和3年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方（アウトカム指標設定が困難な場合はその理由）	実践能力の高い産業医の養成・確保は、職場における労働衛生水準の向上や労働者の健康維持増進に必要不可欠であり、産業医養成に係る研修等の実施に当たり、一定程度以上の効果を有することが確認できる目標設定とした。 なお、「産業医科大学卒業で産業医として新たに就業する者を70名以上とする」については、専属産業医のほか開業産業医を含む数値である。 （アウトプット指標の受講者（参加者）は、新型コロナウイルス感染症防止のため、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室が示すイベント等開催の目安（収容率50%）を踏まえ、受講者（参加者）数を算出）	
令和3年度予算概算要求の主要事項との関係	-	
令和4年度要求に向けた事業の方向性	従来の事業について着実に実施し、産業医の資質の向上、産業医学に関する研究の促進等を図ることにより、産業医学の振興及び職場における労働者の健康確保の充実に資する。	

事業名		未払賃金立替払事務実施費						事業番号 (令和3年度)		37
								事業番号 (令和2年度)		44
事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	労働条件確保 対策事業係	
実施主体		(独)労働者健康安全機構								
事業／ 制度概要	目的及び必要性 (何のため)	未払賃金の立替払制度は、企業の倒産により、賃金が支払われないまま退職を余儀なくされた労働者に対し、未払賃金額の一定範囲について国が事業主に代わって立て替える制度である。 賃金の支払は本来、事業主の基本的な責務であることから、未払賃金の立替払事業の費用の負担を一般国民(一般会計)に求めることは適当ではなく、事業主の連帯による公的な保険方式によることがふさわしいことから、未払賃金の立替払事業は、社会復帰促進等事業として行われる必要がある。								
	対象 (誰／何を対象に)	企業倒産に伴い賃金が支払われないまま退職を余儀なくされた労働者								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	(独)労働者健康安全機構が、立替払の請求の受理及び審査、立替払の決定及び立替払賃金の送金、事業主に対する求償等に関する業務を行う。								
	実施体制	独立行政法人労働者健康安全機構が実施。								
29年度予算額 (千円)		8,111,308	30年度予算額 (千円)	7,125,887	令和元年度 予算額 (千円)	7,019,023	令和2年度 予算額 (千円)	10,630,055	令和3年度 予算額 (千円)	22,188,497
29年度決算額 (千円)		6,943,280	30年度決算額 (千円)	6,976,243	令和元年度 決算額 (千円)	7,308,198	令和2年度 決算額 (千円)	6855062	令和3年度 雇用勘定予算額 0 (千円) 一般勘定予算額 0 (千円)	
29年度 予算執行率 (%)		85.6	30年度 予算執行率 (%)	97.9	令和元年度 予算執行率 (%)	104.1	令和2年度 予算執行率(%)	64.5	※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
令和元年度評価と それを踏まえた 令和3年度事業の 見直し		令和元年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						

2 年 度 目 標	アウトカム 指標	立替払の迅速化及び立替払債権の回収を図とする独立行政法人労働者健康安全機構の中期目標による(対象期間:平成31年4月～令和6年3月)。なお、令和2年度における目標は以下のとおり。 ・不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について「平均20日以内」とする。	2 年 度 実 績	アウトカム 指標 【○】	不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間については、「平均14.4日」となった。
	アウトプット 指標	①請求書(不備事案を除く)の迅速な支払確保のため、原則週1回の立替払の堅持、破産管財人等による証明が的確に行われるようにするための弁護士会等への働きかけ、各地方裁判所への協力要請、大型請求事案に対する破産管財人等との打合せや事前調整を行い、効率的な審査を実施する。また、請求者向けリーフレットの改訂等情報提供の強化を図る。 ②賃金債権の回収を図るため、未払賃金立替払システムを活用し、常に弁済履行状況等の把握・確認を行うとともに、事業主等への確実な求償等周知、清算型における確実な債権保全、再建型における確実な弁済の履行督励等を行う。		アウトプット 指標 【○】	①立替払の迅速化を図るため、以下の措置を講じた。 ・原則週1回(年間計50回)の立替払金の支払を確保した。 ・日弁連倒産法制等検討委員会と引き続き定期協議を行った。 ・破産管財人等の証明が適正に行われるために都道府県弁護士会等の主催による未払賃金立替払制度に関する研修会を実施してきたが、新型コロナの影響により集合開催が困難になったため、全国倒産処理弁護士ネットワークが開催するオンライン研修会を1回実施し、出席者計218名に対し、機構から証明に当たっての留意事項を説明するとともに具体的事例の紹介を行った。 ・新型コロナの影響下ではあるが、地方裁判所2ヶ所へ赴き、裁判官や書記官計9名に対し、同制度の運営状況及び最近の問題点について説明を行うとともに、同制度の円滑な運営への協力依頼を行った。 ・不正受給の防止及び審査の迅速化を推進するために、破産管財業務に精通し、かつ、立替払制度にも造詣と理解が深い弁護士と連携を図り、破産管財人等が未払賃金の証明等の業務に当たるに際し留意すべき事項や研修の内容について広く助言を得た。 ・大型請求事案については、事前調整を行うよう研修会等で周知し、未払賃金立替払請求手続に関する適正な処理を図るための事前調整を行った。これにより、請求書類が的確に作成され、手続の迅速化や審査業務の効率化が図れた。 ・請求者向けパンフレットとは別に「請求書記載例」をHPに掲載し、弁護士向けのオンライン研修会にて周知した。 ・定期的な勉強会(年間10回)により、職員の情報共有と審査能力の向上を図っている。 ②立替払において代位取得した賃金債権について、時効停止等により最大限確実な回収を図るため、未払賃金立替払システムで管理表を作成・活用し履行状況の把握・確認を行い、以下の措置を講じた。 ・清算型については、債権届出を要する全319事業所について、裁判所に対し迅速かつ確実に届出を行った。 ・再建型については、弁済計画を確認し、確実な債権回収に努めるとともに、弁済計画書が提出されない場合又は当該弁済計画が履行されない事業所へ81回の弁済督促等を行った。 ・事実上の倒産事案については、全事業所へ2,285回の求償通知を送付するとともに、債権が残っていることが判明した当該事業場及び第三債務者に照会し、回収可能な売却債権等の差押命令申立を行なった件数は15件あった。

2年度目標を達成（未達成） の理由（原因） ・今後の課題	新型コロナウイルス感染拡大防止のための第1回緊急事態宣言下で7月まで立替払いの支払件数が急増していたが（7月末で前年比157.3%）、支払までの目標「平均20日以内」を達成した。 目標理由は、原則週1回の立替払を堅持、大型請求事案に対する破産管財人等との事前調整、審査担当者の能力向上のための勉強会等計画していたことを適切に実施したこと、また、コロナ禍において従来通りの集合研修が困難であったため、破産管財人等を対象とした研修会をオンラインに変更して実施し、全国から218人の参加者を得ることが出来たこと、外国人労働者向けパンフレットの対応言語を増やしたこと（2か国語→13か国語）、より分かりやすいパンフレットやホームページの改訂等により周知を図ったこと等である。 さらに、事実上の倒産事案では事業主への求償通知や債権等の差押命令申立を行い、清算型事案では確実な債権届出を行い、再建型では弁済督励等を行った。	
理由（原因）を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題	引き続き事業の適正な運営に努める。	
評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続
令和3年度事業概要	令和2年度と同様	
令和3年度目標（アウトカム指標）	立替払の迅速化及び立替払債権の回収を図るとする独立行政法人労働者健康安全機構の中期目標（対象期間：平成31年4月～令和6年3月）による、令和3年度における目標は以下のとおり。 ・不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について「平均20日以内」とする。	
令和3年度目標（アウトプット指標）	①請求書（不備事案を除く）の迅速な支払確保のため、原則週1回の立替払の堅持、破産管財人等による証明が的確に行われるようにするための弁護士会等への働きかけ、各地方裁判所への協力要請、大型請求事案に対する破産管財人等との打合せや事前調整を行い、効率的な審査を実施する。また、請求者向けリーフレットの改訂等情報提供の強化を図る。 ②賃金債権の回収を図るため、未払賃金立替払システムを活用し、常に弁済履行状況等の把握・確認を行うとともに、事業主等への確実な求償等周知、清算型における確実な債権保全、再建型における確実な弁済の履行督励等を行う。	
令和3年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方（アウトカム指標設定が困難な場合はその理由）	内閣府によれば、令和3年3月の景気ウォッチャー調査において、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しさは残るものの、持ち直している。先行きについては、感染症の動向を懸念しつつも、持ち直しが続く」とみている。」とされている。令和2年度の立替払額は減少したものの、立替払件数は平成28年度以降増加傾向にあり、今後の経済情勢は新型コロナウイルス感染症の影響により企業倒産の増加の懸念があることから、これに伴い未払賃金立替払請求件数の増加が考えられる。しかしながら、労働者救済のため迅速な審査対応が必要であることから、これまでの実績を考慮し「平均20日以内」とする。また、立替払の迅速化・債権管理の適正化のため、週1回の支払、破産管財人等への研修会等による支援その他前年度の取り組みを継続する。	
令和3年度予算概算要求の主要事項との関係	—	
令和4年度要求に向けた事業の方向性	未払賃金の立替払業務の着実な実施のため、必要な予算の確保に努めるとともに、引き続き立替払の迅速化及び立替払金の求償に主体的に取り組む。	

事業名		過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し						事業番号 (令和3年度)	38	
								事業番号 (令和2年度)	45	
事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	新たな働き方推進係、働き方・休み方改善係、女性活躍推進係	
実施主体		都道府県労働局及び委託先								
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	経済界・労働界・地方公共団体の代表者からなる「官民トップ会議」にて策定された「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」等を踏まえ、労働時間等の設定改善を進め、仕事と生活の調和の実現を図っていくことを目的としている。 本事業により労働時間等の設定の改善が促進されれば、長時間労働が解消することによる過重労働の解消や健康障害の防止につながることから「社会復帰促進等事業」で行う必要がある。 また、不妊治療に対する理解と柔軟な働き方を可能とする制度に取り組む企業を支援することで不妊治療と仕事が両立できる職場環境の整備が行われることで、仕事と生活の調和のとれた働き方の普及にもつながり、労働者の健康保持にも寄与するものであることから、当該事業で行う必要がある。								
	対象 (誰／何を対象に)	下記①、②、③は中小企業事業主、下記④、⑤は事業主および労働者								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	①「働き方改革」に向けた周知・啓発事業 各地域の商工団体に配属されている経営指導員等が、日常の経営指導に加え、労務管理や労働関係助成金の活用等に関する支援と合わせて実施することが企業にとって有益であるため、経営指導員等に対して、労務管理のあり方や助成金活用に関するセミナーを実施する。 ② 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業 働き方改革実行計画で示された、非正規雇用労働者の処遇改善や、過重労働防止に資する時間外労働の上限規制への対応に向けた弾力的な労働時間制度等の労務管理に関する技術的な相談支援を行うため、民間事業者への委託により、47都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置し、関係機関と連携を図りつつ、労務管理・企業経営等の専門家による個別相談支援や電話相談等を実施する。 ③ 働き方改革推進支援助成金 中小企業・小規模事業者が時間外労働の上限規制等に円滑に対応するため、生産性を高めながら働く時間の縮減に取り組む場合において、中小企業や傘下企業を支援する事業主団体に対する助成を行う。 ④ 働き方・休み方改善に向けた事業 事業主等が自ら働き方・休み方の現状を客観的に評価できる「働き方・休み方改善指標」や企業の好事例等を提供する「働き方・休み方改善ポータルサイト」の運営を行うほか、時季を捉えた年次有給休暇の取得促進、特別休暇等の普及促進、仕事と生活の調和がとれた働き方普及のためのシンポジウムの開催等を行う。 ⑤不妊治療のための休暇制度等環境整備事業 不妊治療と仕事の両立の重要性について社会全体の理解を深めるため、仕事と不妊治療との両立を支援するための休暇制度等の環境整備に向けた事業主向けセミナーの実施・マニュアルの作成等の周知啓発等を行う。								
	実施体制	都道府県労働局及び委託先において実施する。								
29年度予算額 (千円)		2,100,667	30年度予算額 (千円)	5,307,141	令和元年度 予算額 (千円)	11,346,948	令和2年度 予算額 (千円)	13,173,322	令和3年度 予算額 (千円)	11,087,618
29年度決算額 (千円)		460,493	30年度決算額 (千円)	1,168,597	令和元年度 決算額 (千円)	10,287,410	令和2年度 決算額 (千円)	11,452,710	令和3年度 雇用勘定予算額 4,605,530 (千円) 一般勘定予算額 0 (千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
29年度 予算執行率 (%)		56.8	30年度 予算執行率 (%)	41.9	令和元年度 予算執行率 (%)	90.7	令和2年度 予算執行率(%)	86.9		
令和元年度評価と それを踏まえた 令和3年度事業の 見直し		令和元年度評価	B	予算額又は手法等を見直し						

2 年 度 目 標	アウトカム 指標	1 働き方改革推進支援助成金(4コース)の支給対象事業主又は支給事業主団体に対してアンケート調査を実施し、各コースとも85%以上の事業主又は事業主団体から当該助成金制度を利用することによって、労働時間等の設定の改善等に役立った旨の評価が得られるようにする。 2 働き方改革推進支援センターにおいて、相談を受けた事業主等に対し「満足度調査」を実施し、相談対応について「有益であった」「概ね有益であった」と回答した者の割合を85%以上とする。 3 「働き方改革」に向けた周知・啓発事業の経営指導員等に対するセミナーにおいて、受講者に対してアンケートを実施し、講義内容について、「有益であった」「概ね有益であった」と回答した者の割合を80%以上とする。 4 働き方・休み方改善に向けた事業 働き方・休み方改善ポータルサイト内の利用者アンケートにおいて、85%以上から「使いやすい(普通を含む)」の回答を得る。	2 年 度 実 績	アウトカム 指標 【1～4:○】	1 労働時間等の設定の改善に役立ったと回答した割合 ①労働時間短縮・年休促進コース:99.2% ②勤務間インターバル導入コース:99.5% ③職場意識改善コース:99.1% ④団体推進コース:99.3% 2 「有益であった」「概ね有益であった」と回答した者の割合は、98.8% 3 「有益であった」「概ね有益であった」と回答した者の割合は、80.1% 4 「使いやすい(普通を含む)」と回答した者の割合は、94.7%
	アウトプット 指標	1 働き方改革推進支援助成金(労働時間短縮・年休促進支援コース)の支給決定件数について、令和2年度予算における想定件数の7割(1,106件)以上とする。 2 働き方改革推進支援助成金(勤務間インターバル導入コース)の支給決定件数について、令和2年度予算における想定件数の7割(2,972件)以上とする。 3 働き方改革推進支援助成金(職場意識改善特例コース)の支給決定件数について、令和2年度予算における想定件数の7割(1,352件)以上とする。 4 働き方改革推進支援助成金(団体推進コース)の支給決定件数について、令和2年度予算における想定件数の7割(686件)以上とする。 5 働き方改革推進支援センターによるアウトリーチ型支援による相談件数を、37,000件以上とする。 6 「働き方改革」に向けた周知・啓発事業で開設した「働き方改革特設サイト」のPV数について、年間で340万PVを達成する。 7 働き方・休み方改善に向けた事業 働き方・休み方改善ポータルサイトのアクセス件数を500,000件以上、企業診断及び社員診断の診断結果件数を22,000件以上とする。		アウトプット 指標 【1、3、5:○ 2、4、6、7:×】	1 労働時間短縮・年休支援促進コース支給決定件数:1408件 2 勤務間インターバル導入コース支給決定件数:2449件 3 職場意識改善特例コース支給決定件数:8710件 4 団体推進コース支給決定件数:195件 5 アウトリーチ型支援による相談件数:40,897件 6 働き方改革特設サイトのPV数:332万件 7 働き方・休み方改善ポータルサイトのアクセス件数:1,300,370件 企業診断及び社員診断の診断結果件数:10,588件
2年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題	【アウトカム指標】 1 中小企業事業主に労働時間等の設定の改善に向けた支援となるようコースの見直し等を行ったことが要因と考えられる。 2 働き方改革推進支援センターの専門家が、企業の問題意識を踏まえて適切に助言支援を行ったことが要因と考えられる。 3 中小企業における時間外労働の上限規制が2020年4月から適用される等働き方改革の世間の関心が高かったことが要因と考えられる。 4 働き方・休み方改善ポータルサイトについて、常に使いやすいように見直しを行うとともに、掲載情報の拡充等を行っていることから目標を達成できた。 【アウトプット指標】 1 本コースは令和2年度に新設したコースで、柔軟な成果目標の設定が可能であり、4つの成果目標から1つ以上を選べる事業主にとって利用しやすいコースとなっていたことが要因と考えられる。 2 本コースの支給件数は2,443件で、目標の約8割の状況であるが、職場意識改善特例コースに申請が集中し、働き方改革支援助成金全体の予算が枯渇するおそれがあったことから、交付申請期限より前に募集を打ち切ったことが要因と考えられる。 3 新型コロナウイルス感染症対策として、特別休暇の制度導入に取り組む事業主が多かったことが要因と考えられる。 4 事業主団体への周知不足等が要因と考えられる。 5 令和3年4月から中小企業・小規模事業者等への同一労働同一賃金が適用されたことなどを受け、相談支援の需要が高かったことが要因と考えられる。 6 平成30年4月に働き方改革関連法が施行されてから3年が経過する中で、働き方改革関連法の改正内容の周知が一定程度進んだこと及び特設サイトのコンテンツの見新しさが無くなったことなどが要因と考えられる。 7 アクセス件数については利用者のニーズ等を踏まえたポータルサイトのコンテンツの拡充やWeb広告を行う等の周知により、目標を達成できた。また、コロナ渦による働き方・休み方改革への関心の高まりも加わり、件数の増加に繋がったと考えられる。 診断結果件数については働き方・休み方改善ポータルサイトの企業診断及び社員診断を行った者は39,668人であったが、診断結果まで出された件数は10,588件で、目標を達成できなかった。サイトの総アクセス数は増加しているものの、診断画面へアクセスする者が少なくなったことが原因と考えられる。				
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題	2について新型コロナウイルス感染症の流行により「職場意識改善特例コース」に申請が集まったことにより、予算の都合上交付申請期限前に募集を打ち切る必要があったため、今年度は適切な予算執行に努める。 4については今年度は事業主団体やよろず支援拠点にも周知用リーフレットの送付を行ったが、引き続き、「働き方改革支援センター」等で、同コースの活用に向けた一層の周知を行う。 6について働き方改革関連法全体として概ね施行が完了したことから、今後は特設サイトを通じて、他の中小企業が働き方改革に取り組む上で参考となるような先進的な取組事例について積極的に周知を行う。 7 働き方・休み方改善ポータルサイトについて、ポータルサイトにアクセスした者が診断画面へアクセスする数を増やすための改修や、診断途中からの離脱を防ぐためのコンテンツの拡充を行う他、引き続き、企業の改善策の提供や好事例の紹介等掲載情報の拡充を行い、使いやすいサイトの運営に努める。				
評価	B		予算額又は手法等を見直し		

令和3年度 事業概要	令和2年度の事業に加え、以下の事業を実施する。 ① 働き方改革推進支援助成金 前年度の「職場意識改善特例コース」を廃止し、新たに労務・労働時間の適正管理の推進に向けた環境整備に取り組む事業主向けに「労働時間適正管理推進コース」を設立した。 ② 不妊治療のための休暇制度等環境整備事業 仕事と不妊治療との両立を支援するための休暇制度等の環境整備に向けた事業主向けセミナーの実施・マニュアルの作成等の周知啓発等を行う。
令和3年度目標 (アウトカム指標)	1 働き方改革推進支援助成金(4コース)の支給対象事業主又は支給事業主団体に対してアンケート調査を実施し、各コースとも85%以上の事業主又は事業主団体から当該助成金制度を利用することによって、労働時間等の設定の改善等に役立った旨の評価が得られるようにする。 2 働き方改革推進支援センターにおいて、相談を受けた事業主等に対し「満足度調査」を実施し、働き方改革を実施するに当たっての相談対応について、「有益であった」「概ね有益であった」と回答した者の割合を90%以上とする。 3 「働き方改革」に向けた周知・啓発事業の経営指導員等に対するセミナーにおいて、受講者に対してアンケートを実施し、講義内容について、「有益であった」「概ね有益であった」と回答した者の割合を80%以上とする。 4 働き方・休み方改善ポータルサイト内の利用者アンケートにおいて、85%以上から「使いやすい(普通を含む)」の回答を得る。
令和3年度目標 (アウトプット指標)	1 働き方改革推進支援助成金(労働時間短縮・年休促進支援コース)の支給決定件数について、令和3年度予算における想定件数の7割(1,101件)以上とする。 2 働き方改革推進支援助成金(勤務間インターバル導入コース)の支給決定件数について、令和3年度予算における想定件数の7割(1,745件)以上とする。 3 働き方改革推進支援助成金(労働時間適正管理推進コース)の支給決定件数について、令和3年度予算における想定件数の7割(2,120件)以上とする。 4 働き方改革推進支援助成金(団体推進コース)の支給決定件数について、令和3年度予算における想定件数の7割(375件)以上とする。 5 働き方改革推進支援センターにおけるアウトリーチ型支援による相談件数を、27,000件以上とする。 6 働き方改革関連法の法改正内容や働き方改革推進支援センターを始めとした各種支援策を掲載している「働き方改革特設サイト」のPV数280万PV以上(令和3年4月～令和4年3月) 7 働き方・休み方改善ポータルサイトのアクセス件数を800,000件以上、企業診断及び社員診断の診断結果件数を11,000件以上とする。
令和3年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	【アウトカム指標】 1 働き方改革推進支援助成金について、当該助成金を利用者にとって役立つ内容となっているか把握することが重要であるため設定した。 2 働き方改革推進支援センターについて、相談内容に対する専門家の支援が効果的かどうか把握することが重要であるため、設定した。 3 「働き方改革」に向けた周知・啓発事業について、講義内容が効果的かどうか把握することが重要であるため、設定した。 4 働き方・休み方改善に向けた事業については、企業及び社員の働き方の気づき・理解が重要であることから、ポータルサイトの使いやすさについて引き続き高水準を維持する目標とした 【アウトプット指標】 1～4 働き方改革推進支援助成金について、予算上の想定件数の7割程度を目標件数として設定した。 5 働き方改革推進支援センターについて、本事業は企業訪問による個別支援を重視していることから、目標として設定し、目標数値については、令和3年4月から中小企業・小規模事業者等への同一労働同一賃金の適用が始まり、働き方改革関連法全体として概ね施行が完了したことにより、本事業の今年度予算についても3割減らしたことなどを踏まえて設定した。 6 本事業は、働き方改革関連法における法改正内容や各種支援策、先進的な事例等について、全国津々浦々の中小企業・小規模事業者に浸透させることを目的としていることから、各種広報にて誘導する「働き方改革特設サイト」のPV数を目標として設定し、目標数値については、令和3年4月から中小企業・小規模事業者等異業者等への同一労働同一賃金の適用が始まり、働き方改革関連法全体として概ね施行が完了したこと及び令和2年度実績(令和2年4月～令和3年3月で332万PV)を踏まえて設定した。 7 アクセス件数は過去の実績(過去3年平均)を踏まえた目標とし、診断結果件数は前年度実績を目標とする。
令和3年度予算概算 要求の主要事項 との関係	Ⅲ主要事項 第5 ウィズコロナ時代の労働環境の整備、生産性向上の推進 2 ウィズコロナ時代に安全で健康に働くことができる職場づくり (2)長時間労働の是正 ①生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む事業者等の支援 ③勤務間インターバル制度の導入促進 ⑤長時間労働につながる取引環境の見直し ⑥年次有給休暇の取得促進等による休み方改革の推進 ⑦ 不妊治療を受けやすい休暇制度等の職場環境の整備の推進 3 最低賃金、賃金引上げに向けた生産性向上等の推進、同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保
令和4年度要求に 向けた事業の 方向性	本事業が、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、勤務間インターバル制度の普及促進、働き方改革に対する中小企業事業主の取組支援という重要施策を担っているものであることから、令和2年度の実績を踏まえつつ、事業内容の効率化を検討しながら、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の遵法水準等を高めるため、また、不妊治療に対する社会の理解を深め、事業主の取り組みを促進するため引き続き、必要な要求を行うこととしたい。

事業名		テレワーク普及促進等対策						事業番号 (令和3年度)	39	
								事業番号 (令和2年度)	46	
事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	テレワーク係	
実施主体		(一社)日本テレワーク協会、民間団体								
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	本事業は適正な労務管理下において多様で柔軟な働き方の一つであるテレワークを普及することにより、子育てや介護等と仕事の両立が促されるなどワーク・ライフ・バランスの向上に資するとともに、長時間労働や情報機器作業による健康障害の防止を図るなど、労働者の安全衛生確保に資するものであることから、社会復帰促進等事業で行う必要性がある。								
	対象 (誰／何を対象に)	労働者、事業主								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	①テレワーク相談センター及び訪問コンサルタント テレワーク導入・実施時の労務管理上の課題等についての質問に応じるテレワーク相談センターを東京に設置し、企業等からの相談対応を通じて、適正な労務管理下における良質なテレワークの普及促進を図る。 また、テレワークの導入を検討する企業に対して、労務管理等に関する訪問によるコンサルティングを実施。 ②テレワーク・セミナー テレワーク実施時の労務管理上の留意点について周知を図るとともに、テレワーク導入事業場による成功事例を紹介することにより、適正な労務管理下における良質なテレワークの普及促進を図る。 ③働き方改革推進支援助成金(テレワークコース) 中小企業における労働時間等の設定の改善の推進を図るため、在宅又はサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組むことを目的としてテレワーク用通信機器の導入・運用、就業規則・労使協定等の作成・変更等を実施し、生産性の向上を図るなどにより、労働時間等の設定の改善の成果を上げた中小企業事業主に重点的に助成金を支給する。 ※新型コロナウイルス感染症対策として、新たにテレワークを導入した中小企業事業主を支援するため、令和2年3月9日より働き方改革推進支援助成金(新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース)を新たに設けた。 ④働き方改革推進支援助成金(テレワークコース)に係る周知広報事業 新聞広告やインターネット広告などを通じて当助成金の周知を行う。 ⑤テレワーク表彰・シンポジウム テレワークを先進的に進める企業等に対して表彰を行い、その取組を表彰式を兼ねたシンポジウムを通じて幅広く周知。 ⑥テレワーク宣言応援 企業トップが、テレワークによる働き方の実現を宣言し、適正な労務管理下における良質なテレワークを導入する取組を広く周知し導入促進を図る。 ⑦国家戦略特区のテレワークに関する援助 国家戦略特別区域内に、事業主に加えて、広く労働者を対象とする相談窓口を設け、テレワークに係る相談対応や助言等の援助を行うことで、適正な労務管理下における良質なテレワークの積極的な導入を促す。 ⑧大阪テレワーク相談センター事業 普及の余地が大きい大阪府を中心として、西日本地域のテレワーク導入促進を図るため、大阪にテレワーク相談センターを設置。 ⑨テレワークの労務管理に関する総合実態調査研究事業 企業におけるテレワークの導入状況等について実態調査を実施するとともに、テレワークを既に導入済みの企業及びテレワークをまだ導入していない企業並びにそれぞれの企業の労働者に対S知恵、テレワークの導入・普及にあたっての労務管理上の課題等を調査。								
実施体制	①テレワーク相談センター等：一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、(一社)日本テレワーク協会が実施。 ②テレワーク・セミナー：一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、(一社)日本テレワーク協会が実施。 ③働き方改革推進支援助成金(テレワークコース)：厚生労働省で直接実施 ④テレワーク表彰・シンポジウム：一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、(一社)日本テレワーク協会が実施。 ⑤テレワーク宣言応援：一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、凸版印刷株式会社が実施。 ⑥国家戦略特区のテレワークに関する援助：一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、(一社)日本テレワーク協会が実施。									
29年度予算額 (千円)		528,639	30年度予算額 (千円)	519,155	令和元年度 予算額 (千円)	359,871	令和2年度 予算額 (千円)	3,790,560	令和3年度 予算額 (千円)	116,917
29年度決算額 (千円)		254,615	30年度決算額 (千円)	274,799	令和元年度 決算額 (千円)	178,980	令和2年度 決算額 (千円)	5,082,961	令和3年度 雇用勘定予算額 2,702,296(千円) 一般勘定予算額 0(千円)	
29年度 予算執行率 (%)		48.3	30年度 予算執行率 (%)	53.1	令和元年度 予算執行率 (%)	50.5	令和2年度 予算執行率(%)	128.7	※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
令和元年度評価と それを踏まえた 令和3年度事業の 見直し		令和元年度評価	B	予算額又は手法等を見直し						
2 年度 目標	アウトカム 指標	①国家戦略特区のテレワークに関する援助について、訪問コンサルティングを実施した企業に対するアンケート調査で「テレワークの導入を積極的に検討する」旨の評価を受ける割合を80%以上とする。 ②働き方改革推進支援助成金(テレワークコース)について、助成金の支給対象となった中小企業事業主において、対象労働者がテレワークを実施した日数の週間平均が1日以上となった事業主を75%以上とすること。			2 年度 実績	アウトカム 指標 【○】	①国家戦略特区のテレワークに関する援助について、訪問コンサルティングを実施した企業に対するアンケート調査で「テレワークの導入を積極的に検討する」旨の評価を受ける割合は、86.2%(29件中25件)であり、「どちらかという」と積極的に検討する」旨の回答を含めると96.5%(29件中28件)であった。 ②令和2年度内に支給決定された働き方改革推進支援助成金(テレワークコース)について、助成金の支給対象となった中小企業事業主において、対象労働者がテレワークを実施した日数の週間平均が1日以上となった事業主は、91.9%であった。(支給決定された655の事業主のうち602の事業主が該当)			
	アウトプット 指標	①テレワーク相談センターに対する相談件数 (「テレワーク相談センターホームページ」からの資料のダウンロード件数含む。)を3,500件以上とする。 ②テレワーク・セミナーの集客数を合計700名				アウトプット 指標	①相談件数(「テレワーク相談センターホームページ」からの資料のダウンロード件数含む。)は、8,717件であった。 ②セミナー参加者は、合計761名であった。			

		③働き方改革推進支援助成金(テレワークコース)の支給決定件数を220件以上とする。		【○】	③令和2年度の働き方改革推進支援助成金(テレワークコース)の支給決定件数は、655件であった。
2年度目標を達成(未達成)の理由(原因)・今後の課題	(アウトカム指標) 【目標達成の理由】 ①新型コロナウイルス感染症拡大によりテレワークへの注目の高まる中で、テレワークに精通した専門家が丁寧な対応を行うとともに、テレワークの導入に関する的確なアドバイスを行ったため。 ②助成金の申請及び審査に当たり、助成金の対象となる支給要件・取組について丁寧な説明や助言を行ったため。 (アウトプット指標) 【目標達成の理由】 ①新型コロナウイルス感染症拡大によりテレワークへの注目の高まる中で、あらゆる機会を通じて周知広報を行ったため。 ②積極的な周知を行ったほか、企業が参加しやすいよう、平日の火曜日～木曜日に開催するとともに、オンラインで開催したため。 ③新型コロナウイルス感染症拡大によりテレワークへの注目の高まる中で、あらゆる機会を通じて周知広報を行ったため。				
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題	いずれの指標においても目標を達成したところであり、令和3年度においても引き続き適正な事業実施に努める必要がある。				
評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続			
令和3年度事業概要	・①、②、⑤及び⑦については、事業継続。 ・③については、働き方改革推進支援助成金(テレワークコース)を廃止し、人材確保等支援助成金(テレワークコース)【雇用勘定】を創設した。 ・④、⑥、⑧及び⑨については、昨年度までで事業終了又は昨年度限りの事業。				
令和3年度目標(アウトカム指標)	①テレワーク・セミナーのアンケート調査で、「大変参考になった」及び「参考になった」の旨の評価を受ける割合を80%以上とする。 ②国家戦略特区のテレワークに関する援助について、訪問コンサルティングを実施した企業に対するアンケート調査で「テレワークの導入を積極的に検討する」旨の評価を受ける割合を80%以上とする。				
令和3年度目標(アウトプット指標)	①テレワーク相談センターに対する相談件数(「テレワーク相談センターホームページ」からの資料のダウンロード件数含む。)を7,000件以上とする。 ②テレワーク・セミナーの集客数を合計700名以上とする。				
令和3年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	(アウトカム指標) ①テレワーク・セミナーは、良質なテレワークを幅広く普及させることができる施策であることから、令和3年度より目標を設定し、参加者の多数が参考になったとされる水準を目標として設定する。 ②引き続き安定的・効果的に実施するため、昨年度と同水準の目標を設定する。 (アウトプット指標) ①昨年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるテレワークの需要の増加もあり目標を大きく上回る実績を確保することができた一方で、本年度は引き続きその需要が見込まれるところであるが、平準化されることから、昨年度実績の8割程度を目標を設定する。 ②昨年度の実績を踏まえ、昨年度と同水準の目標を設定する。				
令和3年度予算概算要求の主要事項との関係	Ⅲ 主要事項 第1 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進 3 柔軟な働き方がしやすい環境整備 (1)雇用型テレワークの導入支援				
令和4年度要求に向けた事業の方向性	「ニッポン一億総活躍プラン」や「働き方改革実行計画」等を踏まえ、また、「新しい生活様式」の実践例としてもテレワークが推奨されている中で、テレワーク相談センターや訪問コンサルティングによる相談支援、セミナー等による改定後のテレワークガイドライン等の周知・啓発や導入支援等を通じて、引き続き、適正な労務管理下における良質なテレワークの普及促進を図る。				

事業名		医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組							事業番号 (令和3年度)	40
									事業番号 (令和2年度)	47
事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	労働条件改善係
実施主体		厚生労働省本省、都道府県労働局、民間団体								
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	国民が将来にわたり質の高い医療サービスを受けるためには、厳しい勤務環境にある医師等の医療従事者が健康で安心して働くことができる環境整備が喫緊の課題となっているため、医療従事者全体の勤務環境の改善に向けた施策の更なる推進を図る必要がある。本事業により医療従事者の勤務環境の改善が促進されれば、長時間労働が解消することによる過重労働の解消や健康障害の防止につながることから「社会復帰促進等事業」で行う必要がある。								
	対象 (誰／何を対象に)	医療機関に勤務する医療従事者等								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	①各都道府県が設置主体となる、医療機関に対する勤務環境改善をワンストップで支援するための「医療勤務環境改善支援センター」(以下「勤改センター」という。)に医療労務管理アドバイザーを配置し、医療機関からの労務管理等に関する相談支援等を行う。 ②医療機関に対するアンケート調査、医療従事者の勤務環境改善に向けた手法の確立のための調査・研究。 ③医療機関の勤務環境改善に関する好事例等を掲載したウェブサイトの運営、医療勤務環境改善マネジメントシステムの普及促進セミナーの実施。								
	実施体制	民間団体に委託して実施								
29年度予算額 (千円)		303,496	30年度予算額 (千円)	585,777	令和元年度 予算額 (千円)	603,869	令和2年度 予算額 (千円)	672,650	令和3年度 予算額 (千円)	755,053
29年度決算額 (千円)		241,396	30年度決算額 (千円)	399,915	令和元年度 決算額 (千円)	427,195	令和2年度 決算額 (千円)	479,380	令和3年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
29年度 予算執行率 (%)		86.3	30年度 予算執行率 (%)	71.1	令和元年度 予算執行率 (%)	73.7	令和2年度 予算執行率(%)	71.3%		
令和元年度評価とそれを踏まえた令和3年度事業の見直し		令和元年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
2年度目標	アウトカム指標	①勤務環境に対する満足度調査において、満足の割合を30%以上にする。 ②医療勤務環境改善マネジメントシステムを導入している医療機関の割合を80%以上にする。 ③データベースサイトのアクセス件数を60,000件以上とする。			2年度実績	アウトカム指標 【○】	①49.5% ②81.9% ③156,385件			
	アウトプット指標	①医療従事者の勤務環境改善に関する調査・研究を実施し、外部委員による検討委員会を定期的に開催し、報告書を取りまとめる。 ②勤改センターに関する周知広報の結果として、センターの認知率を70%以上とする。				アウトプット指標 【○】	①検討委員会を7、1、2月に開催し、年度末に報告書を取りまとめた。 ②71.6%			
2年度目標を達成(未達成)の理由(原因)・今後の課題		医療機関に対する訪問支援、医療従事者に対するセミナーの開催及びウェブサイトの積極的な更新等を行ったため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題		今後も関係局と連携しながら、ウェブサイトの内容の充実及び勤改センター・医療労務管理アドバイザーの認知率の向上を図っていく。								
評価		A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					
令和3年度事業概要		医療機関への積極的な訪問による利用勧奨業務・個別支援業務を充実させつつ、令和2年度と同様にアンケート調査、ウェブサイトの運営、セミナー開催をする。								
令和3年度目標(アウトカム指標)		①勤務環境に対する満足度調査において、満足の割合を30%以上にする。 ②医療勤務環境改善マネジメントシステムを導入している医療機関の割合を80%以上にする。 ③データベースサイトのアクセス件数を60,000件以上とする。								
令和3年度目標(アウトプット指標)		①医療従事者の勤務環境改善に関する調査・研究を実施し、外部委員による検討委員会を定期的に開催し、報告書を取りまとめる。 ②勤改センターに関する周知広報の結果として、センターの認知率を70%以上とする。								

令和3年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方（アウトカム指標設定が困難な場合はその理由）	【アウトカム指標】 ①本満足度調査は毎年実施している医療機関アンケート調査のものであるが、勤務環境に対する満足度の経年変化を見ることによって本事業の達成度合いを確認することができるものと考えられるため。（令和元年度より設定） ②医療機関が、医療勤務環境改善マネジメントシステムにより自主的に勤務環境の改善に取り組むことを促進するため。 ③客観的な指標として、アクセス件数を継続的に見ていくことは重要であるため。 【アウトプット指標】 ①本調査・研究事業の報告書は、省内で各種施策等を立案する際に参考にされているものであり、取りまとめには十分な議論を経ることが必要であるため。 ②相談支援機関として、医療機関にその存在を知ってもらうことが重要なため。
令和3年度予算概算要求の主要事項との関係	Ⅲ 主要事項 第2 地域包括ケアシステムの構築等に向けた安心で質の高い医療・介護サービスの提供 1 質が高く効率的な医療提供体制の確保 （3）医療従事者働き方改革の推進
令和4年度要求に向けた事業の方向性	引き続き勤改センターによる医療機関等に対する相談支援等の実施及び充実を図るとともに、医療分野の「雇用の質」向上のための勤務環境マネジメントシステムの効果的な普及促進を図るため、所要の予算要求を行う。

事業名		中小企業退職金共済事業経費						事業番号 (令和3年度)	41	
								事業番号 (令和2年度)	48	
事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	機構調整係	
実施主体		(独)勤労者退職金共済機構								
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	独力では退職金制度を持つことが困難な中小企業について、事業主の相互共済の仕組みと国の援助により退職金制度を確立し、もって中小企業勤労者の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを目的とする。 退職金制度を確立することは、労働意欲の向上等による労働能率の増進や労働者の定着の促進に繋がり、これらにより労働者の知識の蓄積、技能の習熟が図られ、よって労働災害の防止に資するものであるほか、社外積立型である中小企業退職金共済制度により退職金の支払が確保されることは、労働者が労働条件の不安を持つことなく業務に集中できることにも繋がり、労働災害の防止に資するものであることから、労災保険法第29条第1項第3号の「業務災害の防止に関する活動に対する援助」として実施しているものである。								
	対象 (誰／何を対象に)	中小企業事業主・従業員								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	事業主の相互共済の仕組みと国の援助により中小企業の退職金制度を確立するため、中小企業退職金共済制度への加入時に掛金の負担軽減措置を行う。								
	実施体制	(独)勤労者退職金共済機構が事業を運営する。								
29年度予算額 (千円)		2,054,539	30年度予算額 (千円)	2,180,947	令和元年度 予算額 (千円)	2,298,337	令和2年度 予算額 (千円)	2,094,129	令和3年度 予算額 (千円)	1,641,698
29年度決算額 (千円)		2,054,539	30年度決算額 (千円)	2,155,898	令和元年度 決算額 (千円)	2,115,004	令和2年度 決算額 (千円)	2,092,375	令和3年度 雇用勘定予算額 5,924,267(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
29年度 予算執行率 (%)		100.0	30年度 予算執行率 (%)	98.9	令和元年度 予算執行率 (%)	92.0	令和2年度 予算執行率(%)	99.9		
令和元年度評価と それを踏まえた 令和3年度事業の 見直し		令和元年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
2 年 度 目 標	アウトカム 指標	令和2年度における新たに加入する被共済者 数を331,000人以上とする。			2 年 度 実 績	アウトカム 指標 【○】	新規加入被共済者数が、目標を上回った。 (令和2年度:367,510人) 【目標達成の理由】 加入勧奨対象の的確な把握や地方自治体、関係団体等との連携強化等により、効果・効率的な加入促進対策を講じたため。			
	アウトプット 指標	普及推進員等1人あたりの未加入企業に対す る訪問件数を平均月15件以上とする。				アウトプット 指標 【×】	普及推進員等1人当たりの未加入企業に対する訪問件数は平均月 14.1件(令和2年度)であった。			
2年度目標を達成(未 達成) の理由(原因) ・今後の課題		【アウトプット】 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、相手方が対面での訪問を希望しない場合には電話及び文書での加入勧奨に代えたため、目標未達成となった。 電話及び文書での加入勧奨を取り入れた結果、普及推進員等1人あたりの加入勧奨件数は平均月16.0件となった。								
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題		新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を十分に講じた上で、目標達成に努める。								
評価		B			予算額又は手法等を見直し					
令和3年度 事業概要		令和2年度と同様								
令和3年度目標 (アウトカム指標)		令和3年度における新たに加入する被共済者数を325,000人以上とする。								
令和3年度目標 (アウトプット指標)		普及推進員等1人あたりの未加入企業に対する訪問件数を平均月15件以上とする。								

令和3年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方（アウトカム指標設定が困難な場合はその理由）	本事業は、掛金減額によって事業主の負担を軽減することにより、独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業について、退職金制度を確立し、労働条件を改善することにより、従業員の定着の促進、労働意欲の向上等による労働能率の向上を図るものであることから、より多くの中小企業で働く従業員が本事業の対象となることが重要である。よって、第4期中期目標及び中期計画を達成させるために、令和3事業年度計画により設定された新たに参加する被共済者数を目標としている。
令和3年度予算概算要求の主要事項との関係	-
令和4年度要求に向けた事業の方向性	引き続き、効果的・効率的な加入促進活動を行い、退職金制度の普及を図る。また、減額要求を検討する。

令和3年度目標 (アウトカム指標)	(1)①研修生に対する事後調査(修了後半年から1年程度)により、毎年度平均で85%以上の者から、業務に生かしているとの評価を得ること。 ②当該研修生の上司に対する事後調査(修了後半年から1年程度)により、毎年度平均で85%以上の者から評価を得ること。 (2) ①「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、年2回以上開催し、適正な入札参加要件の設定や告示期間の十分な確保など、契約の点検及び適正化を実施する。 ②契約状況については、(独)労働政策研究・研修機構のホームページで公表する。
令和3年度目標 (アウトプット指標)	(1)研修実施コース(70コース以上) 研修コースについては、新型コロナウイルス感染症の影響により新たな研修手法としてオンライン研修を導入するほか、集合研修については収容人数を縮小して実施することとしており、それぞれの研修方法の特徴を踏まえつつ、引き続き新たな厚生労働省の行政ニーズに迅速・的確に対応した研修コース・科目の設定やその円滑な運営を図るとともに、事例研究や演習、経験交流等、現場力の強化に資する真に必要な研修を効果的に実施することにより、研修を受講する職員等が、現場においてそれらの知識や技能を最大限活用して業務を遂行し、円滑な労働行政が推進されることに貢献する。 (2)令和3年度施設整備に関する計画に基づき、経営会議等において進行管理を適切に実施するなどして、施設・整備の計画的な改修・更新を進める。
令和3年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	独立行政法人労働政策研究・研修機構の第4期中期目標・中期計画に定めた数値目標を設定。 なお、アウトプット指標については、毎年度策定する研修実施計画において定めた数値目標を踏まえ設定している。 【目標設定の理由及び水準の考え方】 (1) ・研修ニーズへの的確な対応、研修生のその後の実務における研修効果の発現の程度を測るアウトカム指標として、研修を受けた当事者及びその上司の有意義度評価を採用した。 ・目標水準については、第3期中期目標期間(平成24年度～平成28年度)の実績を踏まえ、その目標水準を上回る水準を設定することとした。 (2) 「独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費」は、同機構の施設、設備の改修、更新等を行う事業であり、利用者の満足度等の測定になじまないが、それに代わり、施設の改修、更新を適切に実施するための目標を設定した。
令和3年度予算概算 要求の主要事項 との関係	—
令和4年度要求に 向けた事業の 方向性	引き続き実施

事業名		個別労働紛争対策費						事業番号 (令和3年度)	43	
								事業番号 (令和2年度)	50	
事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	業務管理係	
実施主体		都道府県労働局雇用環境・均等部(室)、(公社)全国労働基準関係団体連合会								
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	以前の個別紛争は解雇、雇止め、配置転換等労働条件に係るものが多かったが、近年、いじめ、嫌がらせ、パワハラに係る個別紛争が9年連続で最多となっており、内容も複雑困難なものが多くなっている。民事紛争の解決は最終的には司法の役割であるが、金銭的・時間的にゆとりの乏しい労働者にとっては依然高いハードルであることから、司法との役割分担の下で、行政として可能な範囲で、信頼できる、簡易・迅速、無料による紛争解決を目的として事業を行っている。 総合労働相談は13年連続100万件を超える状況であり、「いじめ、嫌がらせ、パワハラ」といった複雑困難な相談内容が9年連続最多となっている。また、依然として不当な解雇、雇止めや労働条件の引下げなどにより生計の手段を失ったり、本来の権利を侵害された労働者が「泣き寝入り」を余儀なくされること等がないよう、司法制度のハードルの高さや処理件数の水準も考慮し、司法との役割分担の下で、「行政として可能な範囲で、信頼できる、簡易・迅速な紛争解決機能を無料で提供すること」は、真に守られるべき労働者の権利を保障するために必要な事業である。 総合労働相談窓口 to 寄せられる相談内容や助言・指導の申出内容は、解雇や労働条件の引下げ、いじめ・嫌がらせ等種々あるが、これらの問題を簡易・迅速に解決するための手段を行政として提供することは、社会的に大きな問題となっている精神障害等の労働災害防止による労災保険給付の抑制に資するものであることから、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。								
	対象 (誰／何を対象に)	直接実施部分においては、個別労働紛争の当事者である労働者及び事業主。 業務委託部分においては、公益社団法人全国労働基準関係団体連合会に委託することにより、労使関係者(企業の人事担当者、労働組合役員など)が対象。								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	①全国の労働局及び労働基準監督署に「総合労働相談コーナー」を設置(全国379箇所)し、民事上の問題、労働基準法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法など内容を問わずあらゆる労働相談をワンストップで受け付け、対応する。また、民事上の労働紛争については、事案に応じ都道府県労働局長による助言・指導や紛争調整委員会によるあっせんを行う。これらは強制力は伴わないが、無料の制度であり、さらに厳密な事実認定などに時間と労力を要する民事訴訟に比べて、簡易・迅速に行うことができる。なお、相談対応は「総合労働相談員」(非常勤。社会保険労務士などに委嘱。全国758名)、あっせんは「紛争調整委員」(非常勤。弁護士などに委嘱。全国381名)が行っている。 ②平成29年度の業務委託より一般競争入札(総合評価落札方式)を毎年度実施し、平成30年度～令和3年度は公益社団法人全国労働基準関係団体連合会に委託。労使団体、労働法学者、弁護士団体の協力を得ながら、労使関係者に対して法令や裁判例、紛争解決のためのロールプレイングなどを内容とする研修を行っている。								
	実施体制	労働紛争調整官:80名 総合労働相談コーナー:全国379箇所 総合労働相談員:758名 紛争調整委員:381名								
29年度予算額 (千円)		1,016,761	30年度予算額 (千円)	1,087,918	令和元年度 予算額 (千円)	1,476,475	令和2年度 予算額 (千円)	1,658,583	令和3年度 予算額 (千円)	1,605,033
29年度決算額 (千円)		940,116	30年度決算額 (千円)	1,030,166	令和元年度 決算額 (千円)	1,310,495	令和2年度 決算額 (千円)	1,473,062	令和3年度 雇用勘定予算額 1,605,014 (千円) 一般勘定予算額 82,973 (千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
29年度 予算執行率 (%)		92.5	30年度 予算執行率 (%)	95.0	令和元年度 予算執行率 (%)	88.8	令和2年度 予算執行率(%)	88.8		
令和元年度評価とそれを踏まえた令和3年度事業の見直し		令和元年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
2年度目標	アウトカム指標	紛争の実情に即した迅速かつ適正な紛争の解決を図り、都道府県労働局長による助言・指導の手續終了件数に占める処理期間1ヶ月以内のものの割合を95%以上とする。			2年度実績	アウトカム指標 【○】	96.2%(8,715件(1ヶ月以内処理件数)／9,057件(手續修了件数)) 【目標達成の理由】 判例・法令等に基づき、紛争当事者に対して個別労働紛争の問題点を指摘するとともに、解決の方向性を示唆することによって、紛争の迅速な解決を図ることができたため。			
	アウトプット指標	助言・指導申出受付件数(令和2年度計画数9,394件) (数値の根拠)平成22～令和元年度における申出受付件数の平均値				アウトプット指標 【×】	9,130 件			
2年度目標を達成(未達成)の理由(原因)・今後の課題		申出人が総合労働相談の段階で来庁して職員が本人確認や相談内容を把握した上で申出を受け付ける場合など、助言・指導の申出までに申出人が一度は来庁している場合が多いと考えられる。令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、接触予防のために申出人が来庁を控えたことなどにより、申出件数が減少したのと考えられる。また、昨年度の予算要求時には影響等が不明であった労働施策総合推進法の施行(令和2年6月)により、大企業の職場におけるパワーハラスメントに係る事案が同法に基づき対応することとなり、個別労働紛争解決促進法に基づく助言・指導の申出件数が減少した(労働施策総合推進法の紛争解決の援助申立件数は308件)。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題		感染防止対策の徹底等により来庁での申出は増加するものと考えているが、電話等による申出が可能である旨も説明していく。								
評価		B			予算額又は手法等を見直し					

令和3年度 事業概要	令和2年度と同様
令和3年度目標 (アウトカム指標)	都道府県労働局長の助言・指導の実施による個別労働紛争の解決率を50%以上とする。 (数値の根拠)平成23～令和2年度における助言・指導の実施件数に対する助言・指導の解決件数の割合
令和3年度目標 (アウトプット指標)	都道府県労働局長による助言・指導の手続終了件数に占める処理期間1ヶ月以内のものの割合を95%以上とする。
令和3年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	個別労働紛争解決制度は紛争の実情に即した迅速かつ適正な紛争の解決を図ることを目的とするものとしているため、都道府県労働局長の助言・指導の実施状況を測るアウトプット指標として「助言・指導の手続終了件数に占める処理期間1ヶ月以内のものの割合を95%以上」とするとともに、助言・指導の目的の達成状況を測るアウトカム指標として「都道府県労働局長の助言・指導の実施による個別労働紛争の解決率を50%以上」とする。
令和3年度予算概算 要求の主要事項 との関係	Ⅲ主要事項 第5 ウイズコロナ時代の労働環境の整備、生産性向上の推進 4 総合的なハラスメント対策の推進 (3)早期の紛争解決に向けた体制整備等
令和4年度要求に 向けた事業の 方向性	相談件数はここ最近、依然として高水準で推移しており、いじめ・嫌がらせなど相談内容も多様化している。労働紛争に係る解決である本制度の役割は、「簡易・迅速」等であり、当該役割を損なわないため、既に行った取組に加え、あっせんの参加率向上に向けた取組と総合労働相談員の積極的な活用を図り、また今後増加が見込まれる外国人労働者からの相談について適切な援助を行うため、「多言語コンタクトセンター」(電話通訳)の活用等により、職場におけるハラスメントや解雇等のトラブルに関する相談対応等の多言語化を図る等により的確に紛争の解決を促進できるように努めてまいりたい。

事業名		雇用労働相談センター設置・運営経費						事業番号 (令和3年度)	44	
								事業番号 (令和2年度)	51	
事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	労働契約係	
実施主体		民間団体								
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	国家戦略特別区域法第37条に基づき、国家戦略特別区域(以下「特区」という。)において、新規開業直後の企業及びグローバル企業等が我が国の雇用ルールを的確に理解し、予見可能性を高めることにより、紛争を生じることなく事業展開することが容易となるよう、雇用労働相談センターを設置し、弁護士等による雇用労働に関する法律相談等、事業主に対する情報の提供、相談、助言その他の援助を行うものである。本事業により、長時間労働の抑制や過重労働による健康障害防止等を図るものであり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。								
	対象 (誰／何を対象に)	国家戦略特別区域における新規開業直後の企業及びグローバル企業								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	特区内に雇用労働相談センターを設置し、主として以下の事業を行う。 なお、雇用労働相談センターは、国家戦略特別区域法第8条に基づき各特区が作成する区域計画において、雇用労働相談センターの設置が記載され、内閣総理大臣により認定された場合に設置されることとなるものである。 (1)雇用労働相談員(社会保険労務士等)による電話相談、窓口相談等の対応 (2)弁護士による高度な専門性を要する個別相談対応 (3)個別訪問指導 (4)セミナーの開催								
	実施体制	一般競争入札(総合評価落札方式)により、以下のとおり民間団体へ委託して実施している。 (1)福岡市・北九州市センター：有限責任監査法人トーマツが実施(平成26年11月29日設置) (2)関西圏センター：有限会社監査法人トーマツが実施(平成27年1月7日設置) ※令和2年度は株式会社パソナ (3)東京圏センター：株式会社パソナが実施(平成27年1月30日設置) (4)新潟市センター：有限責任監査法人トーマツが実施(平成27年10月29日設置) (5)愛知県センター：有限責任監査法人トーマツが実施(平成28年4月25日設置) (6)仙台市センター：アデコ株式会社が実施(平成28年6月28日設置) (7)広島県・今治市センター：有限責任監査法人トーマツが実施(平成28年10月28日設置)								
29年度予算額 (千円)		387,648	30年度予算額 (千円)	390,511	令和元年度 予算額 (千円)	398,277	令和2年度 予算額 (千円)	387,962	令和3年度 予算額 (千円)	309,759
29年度決算額 (千円)		300,914	30年度決算額 (千円)	303,790	令和元年度 決算額 (千円)	321,152	令和2年度 決算額 (千円)	310,680	令和3年度 雇用勘定予算額 309,759(千円) 一般勘定予算額 0(千円)	
29年度 予算執行率 (%)		77.6	30年度 予算執行率 (%)	78.8	令和元年度 予算執行率 (%)	80.6	令和2年度 予算執行率(%)	80.9	※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
令和元年度評価と それを踏まえた 令和3年度事業の 見直し		令和元年度評価	B	予算額又は手法等を見直し						
2年度目標	アウトカム 指標	雇用労働相談センターにおける雇用労働相談員及び弁護士による相談対応について、「相談対応について参考になった」旨の回答を95%以上とする。			2年度実績	アウトカム 指標 【○】	目標の95%を超える約97.4%の利用者から「相談対応について参考になった」との回答を得た。			
	アウトプット 指標	①雇用労働相談センターにおける1回当たりのセミナーの参加者数について、23人以上とする。 (※設置済のセンターにおけるそれぞれの集客目標の平均値((30人+20人+30人+20人+20人+20人+20人)÷7センター=23人)) ②各雇用労働相談センターにおける1ヶ月の平均相談件数を、129件(令和元年度相談件数実績)以上とする。				アウトプット 指標 【×】	①1回当たりのセミナーの参加者数は、平均して約35.9人となり、目標の23人以上となった。 ②1ヶ月あたりの平均相談件数は、約100.7件となり、目標の129件以下となった。			
2年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題		アウトカム指標である相談対応の満足度については、専門的な知識を有する相談員が丁寧な相談対応に努めたためである。 アウトプット指標②に関し、各センターにおいてはベンチャー企業やグローバル企業などからの相談を対象としているところ、新型コロナウイルスの影響が広がるにつれて、一部のセンターにおいて相談件数の減少状況が見られ始めたため、年度途中から急遽、オンラインによるセミナー・相談を積極的に取り入れる等の改善策を講じるなど、相談件数の増加に向けた検討・対応を行ったものであり、一部のセンターでは過去最高の相談件数を実現することができるに至るなど、次年度にもつながる適正な事業運営の実施に努めたものである。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題		年度当初からオンラインによる相談体制の充実を図り、起業予定者などを対象とした相談獲得に向けた更なる周知広報を行うとともに、オンラインセミナーの積極的な実施をするなど、センターの運営方法について改善策を講じた上で、引き続き、事業の適正な運営に努める。								
評価		B			予算額又は手法等を見直し					
令和3年度事業概要		令和2年度と同様								
令和3年度目標 (アウトカム指標)		雇用労働相談センターにおける雇用労働相談員及び弁護士による相談対応について、「相談対応について参考になった」旨の回答を95%以上とする。								

令和3年度目標 (アウトプット指標)	①直近3年間における雇用労働相談センターのセミナー1回当たりの平均参加者数32.3人以上とする。 ②雇用労働相談センターにおける1ヶ月の平均相談件数を、雇用労働相談センターにおける直近3年間の1ヶ月平均相談件数である115.4件(平成30年度から令和2年度の実績)以上とする。
令和3年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	アウトカム指標については、相談対応が本事業の中核であり、相談利用者にとって参考となる相談対応を行うことが重要であることから、相談利用者の満足度を指標とすることとし、その水準は95%以上とした。 アウトプット指標については、 ①適切な労務管理に係る情報提供を行うため、また、我が国の雇用ルールを的確に理解するため雇用指針を活用したセミナーを実施しているところであり、セミナーの参加者数を指標とすることとした。その水準は、使用予定の会場のキャパシティが限られることや、セミナーの受講対象者が特区内の新規開業企業等であり特定の地域の限られた属性の者であること、参加者の理解度を高めるため効果的にセミナーを実施する必要があることを踏まえ、より客観的な目標に近づけるべく、新たに実績に基づく指標として、直近3年間における雇用労働相談センターのセミナー1回当たりの平均参加者数32.3人以上とすることを目標とした。 ②本事業の中核である相談対応について、引き続き特区内の新規開業直後の企業及びグローバル企業等を雇用労働の側面から支援する役割を果たすため、新たに、雇用労働相談センターにおける1ヶ月の平均相談件数を、雇用労働相談センターにおける直近3年間の1ヶ月平均相談件数である115.4件(平成30年度から令和2年度の実績)以上とすることを新たな目標とした。なお、目標設定の理由については、新型コロナウイルスの影響によって不安定要因が増加したことで、単年度実績により比較することが困難となったことによる。
令和3年度予算概算 要求の主要事項 との関係	-
令和4年度要求に 向けた事業の 方向性	各雇用労働相談センターにおける執行実績を踏まえるとともに、今後、特区の追加指定や雇用労働相談センターのない特区における雇用労働相談センターの新設等が行われる可能性を踏まえ、必要な要求を行う。